



第2期

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

（案）

令和4（2022）年2月

川崎市

目次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 これまでの取組状況等・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況・・・・・・・・ 17

- 1 本市の社会状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況・・・・・・・・ 26
- 3 子ども・若者の成長・発達段階ごとの状況・・・・・・・・ 37

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 3 施策の方向性と展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

【各論】

第4章 計画の推進に向けた施策の展開・・・・・・・・ 49

計画の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進・・・・・・・・ 53
- 施策2 子どものすこやかな成長の促進・・・・・・・・ 63
- 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上・・・・・・・・ 73
- 施策4 子育てしやすい居住環境づくり・・・・・・・・ 81

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進・・・・・・・・ 88
- 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進・・・・・・・・ 101

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり・・・・・・・・ 127
- 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援・・・・・・・・ 143
- 施策9 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・ 154

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応・・・・・・・・・・161

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について・・・・・・・・・・162

1 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・165

2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・185

3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・・・207

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・219

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
（川崎市子ども・子育て支援事業計画）・・・・・・・・・・220

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）・・・・・・・・・・264

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進
（川崎市社会的養育推進計画）・・・・・・・・・・266

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・275

1 計画の推進に向けた社会全体での取組・・・・・・・・・・276

2 計画の進行管理・・・・・・・・・・278

3 計画の推進体制・・・・・・・・・・279

資料編

1 計画策定の経過等・・・・・・・・・・282

2 関係法令等・・・・・・・・・・289

3 成果指標一覧・・・・・・・・・・296

第1章

.....

計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展により、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあり、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の国の調査ではやや改善したものの、依然として我が国では7人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうした子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30（2018）年3月に、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2（2020）年2月には、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の子ども・子育て支援事業計画部分（第6章）を改定するとともに、国の動向や、本市の要保護児童及び家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）の到来など、本市を取り巻く環境が急激に変化する中で、少子高齢化の更なる進行や人口減少への転換など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が生じています。社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、子ども・若者が抱える課題もより複雑化・深刻化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長をしっかりと支え、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが一層求められています。

こうした子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、前回の計画策定以降に策定された国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるほか、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、わかりやすく効率的な計画の進行管理ができるよう、具体的な施策や取組内容を整理し、とりまとめることで、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

（1）本計画が包含する計画の位置づけ

本計画は、様々な分野にわたる子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、子ども施策に関わる複数の分野別計画を一体化して策定しており、本市の子ども施策全体が把握できる計画となっています。

本計画が包含する計画の概要及び根拠となる法令等は次のとおりです。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
母子保健計画	母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画	母子保健計画について（平成26年6月17日付厚生労働省通知、雇児発0617第1号）
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画 【本計画から包含】	子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号）
新・放課後子ども総合プラン 【本計画から包含】	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号）

（2）本計画と他の行政計画との関係

本計画は、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図るため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と「川崎市社会的養育推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。

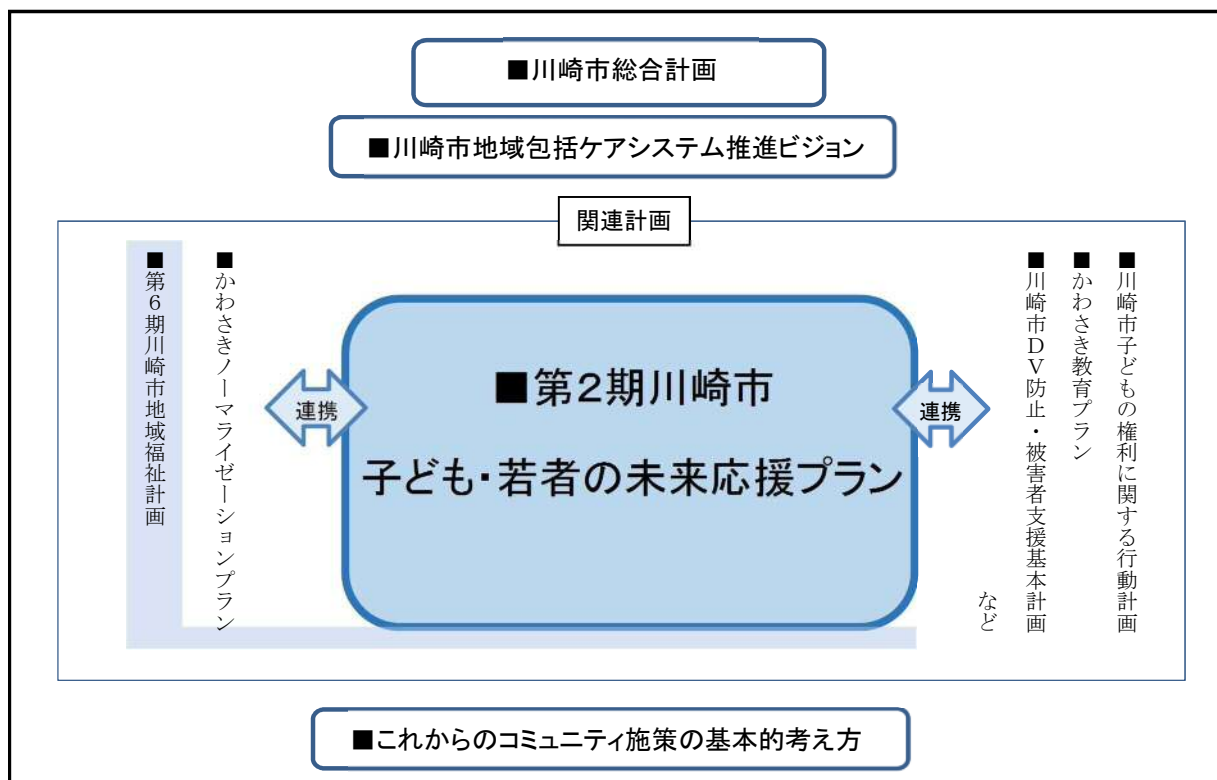
本市では、関連する個別計画の上位概念となる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26（2014）年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30（2018）年度に策定し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域の居場所である「まちのひろば」の創出等の取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、子ども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、「川崎市地域福祉計画（社会福祉法に基づく福祉に関する上位計画）」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」との連携を図りながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、かわさき教育プランと連携するとともに、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利条例前文に掲げる基本理念を踏まえて、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

◎計画の相関図



持続可能な開発目標（SDGs）との関連

「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいくこととされています。

本計画においても、職員一人ひとりがこれまで以上に SDGs を強く意識して各事務事業に取り組むとともに、本市が進める各事務事業と SDGs との関係をより市民に分かりやすく伝えるため、各事務事業が関連する SDGs のゴールを示しています。SDGs の推進に向けた姿勢として、本計画に掲げる各事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGs の趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各事務事業を進めます。

また、17 のゴールや課題がお互いにつながり関係しあう SDGs の達成に向け、各事務事業を推進する職員が、関連部署や多様な主体と積極的に連携し、お互いの強みやノウハウを共有し、新たな価値を生み出し、相乗効果をあげていくための分野横断的な視点を持って取り組むとともに、市民、企業、団体等の多様な主体との連携や関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進します。

なお、SDGs における 17 の目標（ゴール）のうち、本計画に関連するものは次のとおりです。

	ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		ゴール 10：各国内及び各国間の不平等を是正する
	ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	ゴール 3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する
	ゴール 4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	ゴール 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
	ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向け、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる事業について、効率的・効果的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題である「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を抱える子ども・若者」について、横断・連携して課題解決を図る取組を記載しています。

第6章 各種計画の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）等のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込み等を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効率的・効果的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

ただし、子ども・子育て支援事業計画等については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた計画期間が、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度となるため、令和6（2024）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

6 これまでの取組状況等

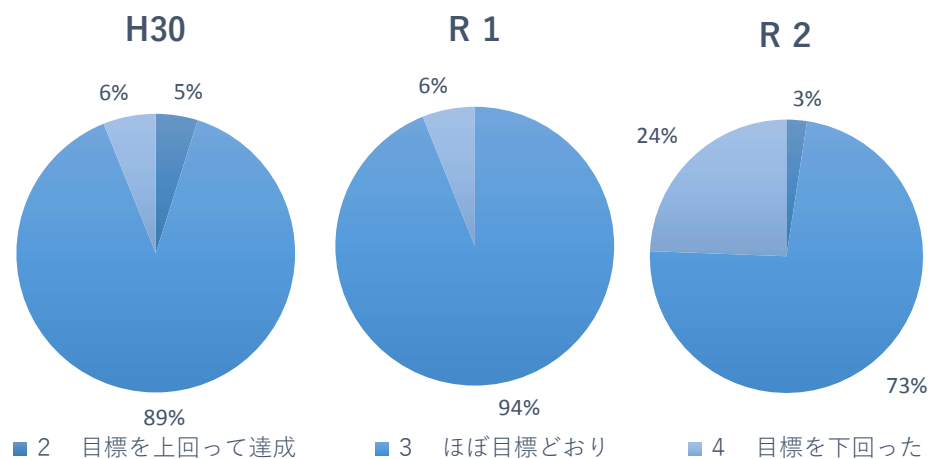
統合する2つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	◆基本理念 「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」 子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。 そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。 また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。 ＜計画期間の評価＞ 平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4年間を計画期間としており、令和2（2020）年度までの各年度について、年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・82の事業について、コロナ禍で目標を達成できない事業が一部あったものの、オンライン等を活用して事業を推進するなど、概ね目標を達成できたものと考えており、子どもが地域で健やかに育つことのできる環境の充実や子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。
川崎市社会的養育推進計画	◆計画の考え方 本市における児童虐待の相談・通告件数が年々増加傾向にあるなど、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増えていると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や施設等）につなげ、できる限り家庭的な環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。 こうしたことから、里親制度による家庭養護や、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進に向けた取組を行い、要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めます。 ＜計画期間の評価＞ 令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの2年間で第1期計画期間としており、3つの基本的な考え方に基づく9つの施策の方向性、19の施策等について、概ね目標を達成できたものと考えており、里親制度及び施設における家庭的養護の更なる充実に向けた取組を推進しました。

◎推進項目の達成状況（川崎市子ども・若者の未来応援プラン）

（推進項目数）

達成状況区分	内容	H30	R 1	R 2
1 目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。	0	0	0
2 目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。	4	0	2
3 ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。	73	77	60
4 目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。	5	5	20
5 目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。	0	0	0

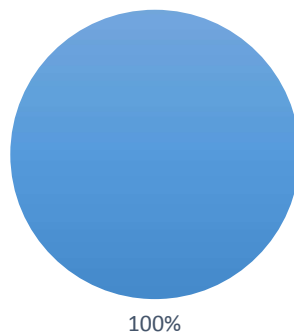


◎事務事業の達成状況（川崎市社会的養育推進計画）

（事業数）

達成状況区分	内容	R2
1 目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。	0
2 目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。	0
3 ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。	17
4 目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。	0
5 目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。	0

R2



■ 3 ほぼ目標どおり

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

＜9つの施策の主な取組状況＞

施策の方向性	施策	内容
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	主な取組状況
		■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 ■平成31（2019）年1月から小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充を実施し、子育て家庭への経済的支援を推進しました。
		子ども・子育て会議※からの意見・評価
		■「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待するとともに、子育て家庭への経済的支援として、小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充が実施されたことを評価します。
	2 子どものすこやかな成長の促進	主な取組状況
		■母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において、これまでの宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 ■わくわくプラザ事業については、学校の長期休業日等における平日朝の開室時間を前倒しし、開室時刻を30分繰り上げたほか、保護者に対する連絡事項を迅速に伝えるため、メール配信サービスを実施するなど、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		■母子保健指導・相談事業について、産後ケア事業において日帰り型が追加されたことを評価するとともに、健全な子育て環境づくりのために、引き続き、より利用者のニーズに合わせた体制を整えていくことを望みます。 ■わくわくプラザ事業について、開設時間の前倒しやメール配信サービスの実施を評価するとともに、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られることを望みます。

※ 子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。

施策の方向性	施策	内容
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	主な取組状況
		■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて、令和2（2020）年度末までに65か所に拡充するとともに、更なる開講に向けて準備を進めました。
	4 子育てしやすい居住環境づくり	子ども・子育て会議からの意見・評価
		■「地域の寺子屋事業」について、65か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘及び人材育成についても、養成講座や効果的な情報の発信を行い、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。
		主な取組状況
		■子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、民間事業者と連携して、子育て世帯の既存住宅活用に関するセミナーや既存住宅の買取・再販スキームの構築・試行実施を行いました。 ■市営住宅等管理事業については、住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し、市営住宅における子育て世帯向けの募集区分を新設し、定期借家制度を導入しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。 ■住宅に困窮する若年子育て世代等の入居機会拡大のため、市営住宅条例を改正し、子育て世帯向けの制度を導入したことを評価します。今後、子育て世帯の求める住まいが提供されるよう、制度が運用されていくことを望みます。

施策の方向性	施策	内容
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	主な取組状況 ■共働き世帯の増加等に伴い、高い保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。 ■川崎市・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、メールによる子育て相談の実施や絵本の貸出などの地域の子ども・子育て支援、新しい生活様式に配慮した保育事例集の作成・配布など、民間保育所等への支援を実施しました。 子ども・子育て会議からの意見・評価 ■待機児童数の目標を達成したことを評価します。今後も引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定における様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ■新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、新しい生活様式に配慮した保育事例集を作成し、民間保育所に配布するなど、様々な取組を実施してきたことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、民間保育所と連携し、安心して安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	主な取組状況 ■「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、令和2年度補正予算による義務教育課程1人1台端末の配備など、子どもたちの学びを支えるICT環境の整備を行いました。 ■海外帰国・外国人児童生徒相談事業については、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で特別の教育課程による日本語指導を実施しました。また、日本語指導初期支援員を配置し、日本語指導の初期段階の支援等の充実を図りました。 子ども・子育て会議からの意見・評価 ■国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を推進したことを評価します。引き続き、各学校の取組状況を把握し、効果的なICT活用を推進していくとともに、教員の更なるICT活用に向けた研修等を実施し、活用能力の向上に向けた取組を推進していくことを望みます。また、年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や学習支援等の充実を図り、教育的ニーズに応じた支援が行われることを望みます。

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	主な取組状況
		■児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、令和2（2020）年12月から「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、市内の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を設置しました。 ■ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、平成30（2018）年度に実施した施策の再構築を踏まえ、親の就業による自立に向けた自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに子の将来の自立に向けた小・中学生を対象の学習支援事業を市内16カ所で実施するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施に取り組みました。また、市独自及び国の給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行いました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		■児童福祉司等の増員や「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実施、LINE相談窓口の設置について評価します。引き続き、要保護児童の早期発見に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組まれることを望みます。 ■ひとり親の家庭支援について、経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行ったことを評価します。引き続き、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援を推進していくことを望みます。
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	主な取組状況
		■生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、小学生に対する支援を市内12カ所、中学生に対する支援を市内14カ所に拡充しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		■生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の拡充及び支援対象を中学生から小学生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	9 障害福祉サービスの充実	主な取組状況
		■地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		■地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組みれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組まれることを望みます。

川崎市社会的養育推進計画

＜3つの基本的な考え方の主な取組状況＞

No	基本的な考え方	内容
1	専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実	主な取組状況 ■児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ■増加する児童虐待相談通告件数や常時定員を超過している一時保護所への対応を図るため、令和7（2025）年度の中部児童相談所の改築に向けての施設整備を開始しました。 子ども・子育て会議からの意見・評価 ■今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ■定員を超過している児童相談所一時保護所の環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。
2	代替養育を必要とする児童への支援の充実	主な取組状況 ■特別養子縁組が必要な児童については、実親の理解と承諾が得られるよう、丁寧な説明を実施するとともに、乳児院やフォスティング機関及び児童相談所等が連携し、里親候補先を決定するなど、特別養子縁組の推進に取り組みました。 ■入所児童の処遇環境や社会性の向上を図るとともに、要保護児童の受け皿確保のため、地域小規模児童養護施設1か所を開設しました。また、新規開設に向けた調整を行いました。 子ども・子育て会議からの意見・評価 ■養子縁組里親フォスティング機関の本格的な稼働に伴い、特別養子縁組を希望される方の将来の家族像などを踏まえて、不安を取り除き、丁寧に寄り添うなど、専門機関としての役割の充実を望みます。 ■施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧に行いながら進めていくことを望みます。
3	本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進	主な取組状況 ■フォスティング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親、親族里親が新たに登録されました。 子ども・子育て会議からの意見・評価 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスティング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスティング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。

第2章

.....

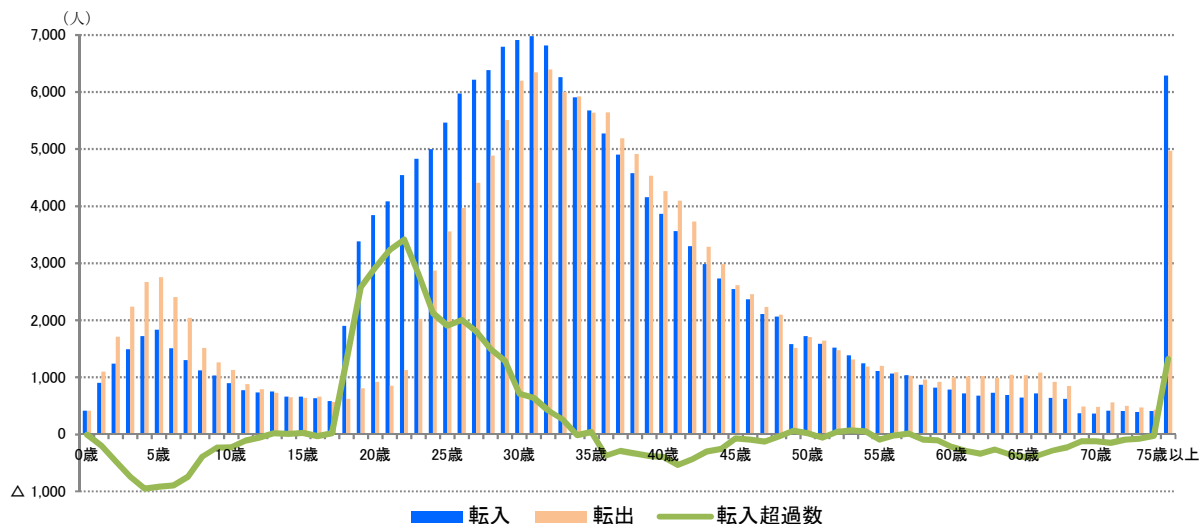
子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 本市の社会状況

（1）人口の推移

本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に平成 29（2017）年4月に 150 万人を超え、令和 12（2030）年まで増加を続けることが想定されています。一方で、年少人口については令和 2（2020）年にピークを迎え、高齢化の急速な進展も見込まれていることから、本市の人口構成が大きく変化していくことが想定されます。

図表 1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数（市）

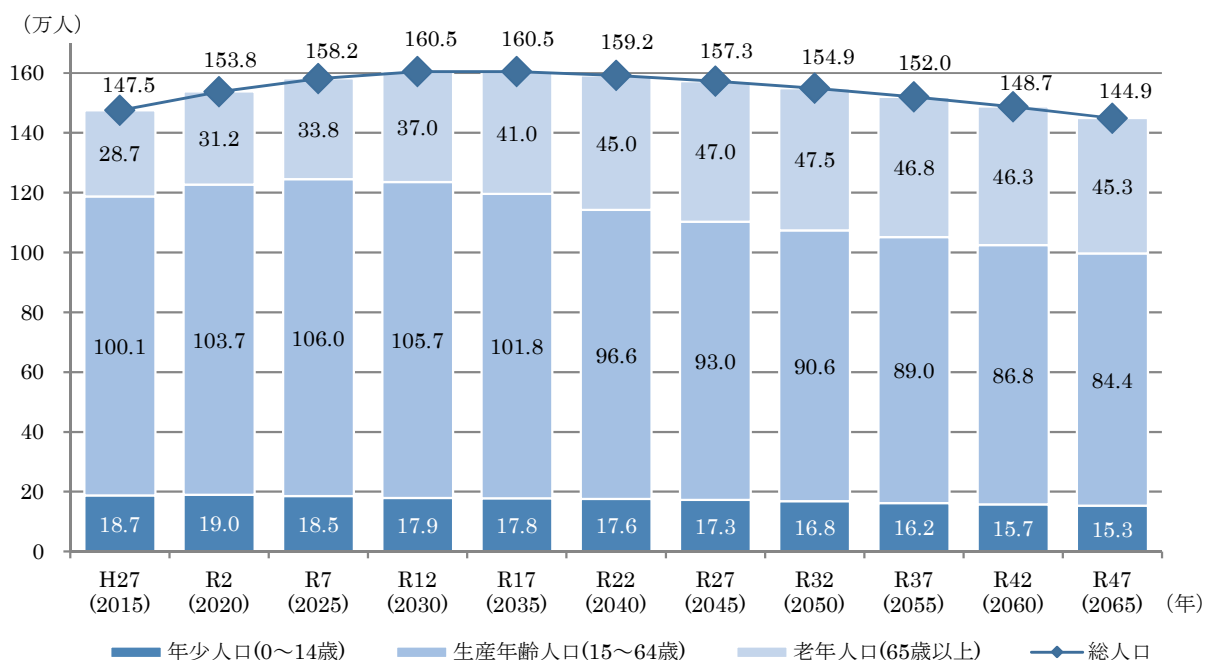


※転入人口・・・5年前の常住地が市外で現住地が市内の人口

※転出人口・・・5年前の常住地が市内で現住地が市外の人口

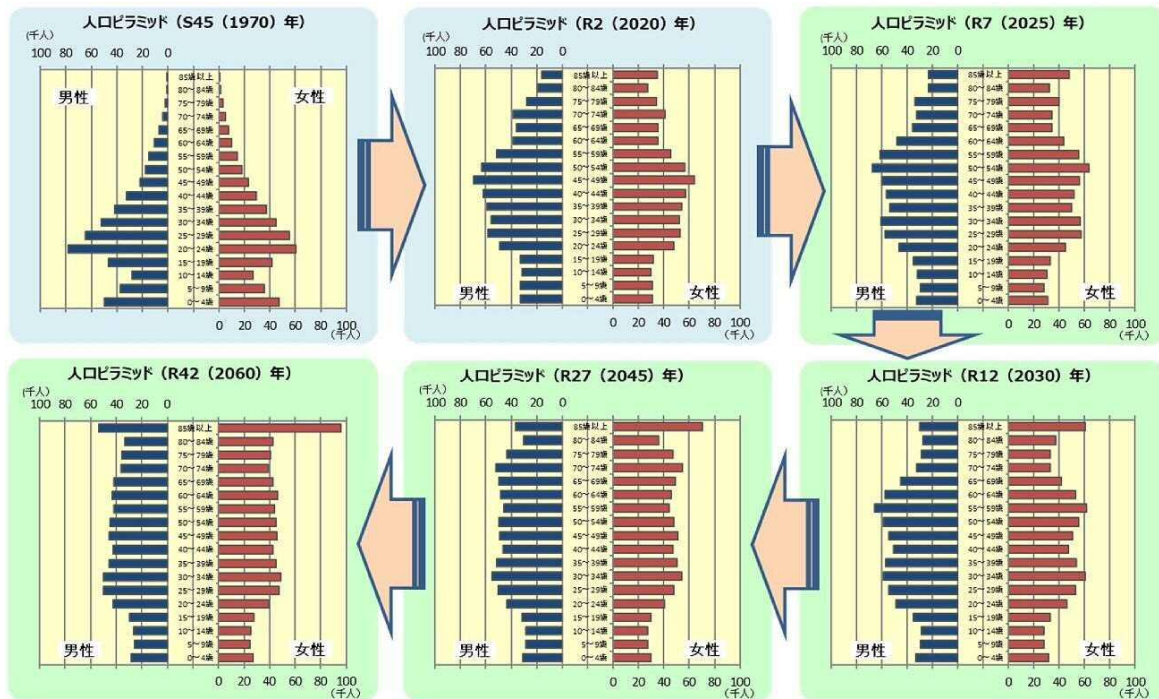
資料：総務省 平成 27（2015）年国勢調査

図表 2 将来人口推計（市）



資料：総務省 国勢調査、川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

図表3 人口構成の変化（市）

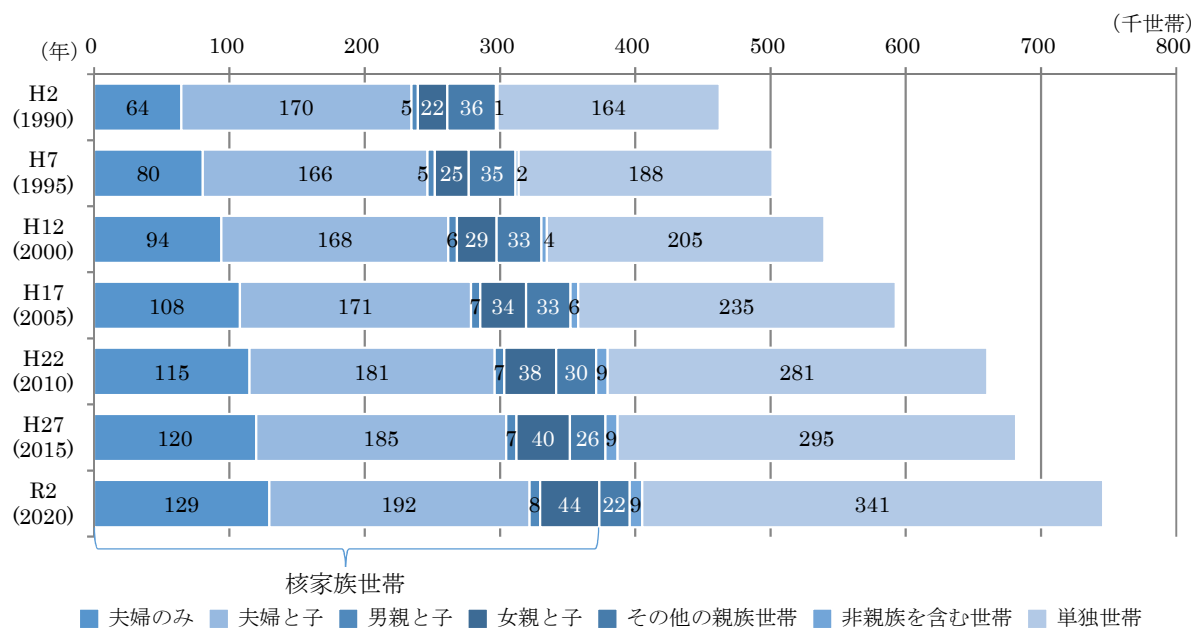


資料：川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

（2）核家族化

平成2（1990）年から、30年間の核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると、平成2（1990）年の約26万世帯から令和2（2020）年には約37万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、令和2（2020）年には約34万世帯となっています。

図表4 家庭類型別世帯数の推移（市）

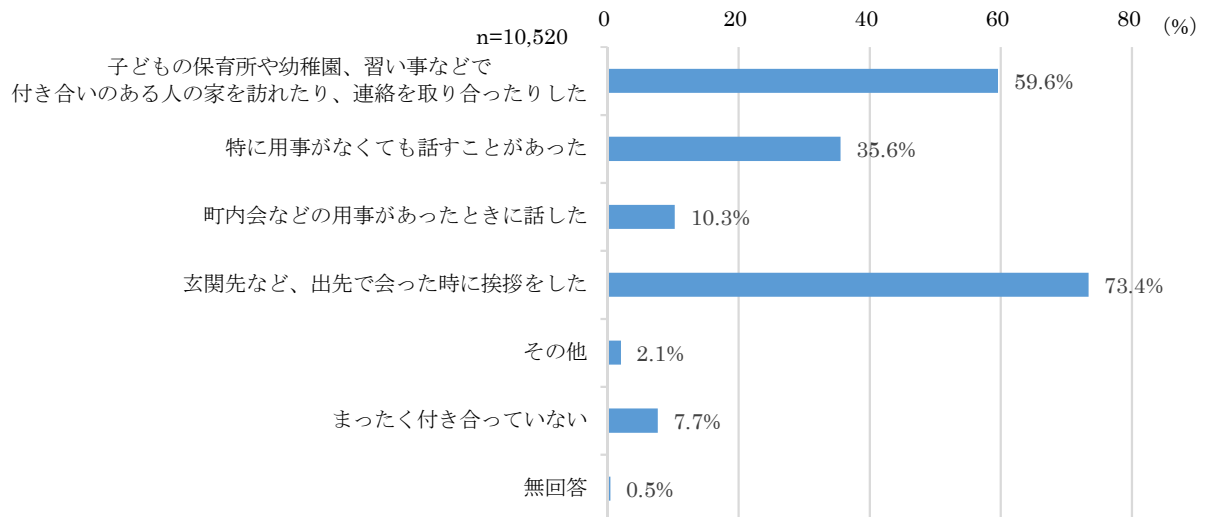


資料：総務省 国勢調査

（3）地域との関係の希薄化

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、この1か月間での近所の人との交流の程度は、「玄関先など、出先で会った時に挨拶をした」が73.4%で最も高くなっています。一方、7.7%は「まったく付き合っていない」と回答しており、一部の人は近所付き合いの程度が低い状況となっています。

図表5 近所付き合いの程度（市）



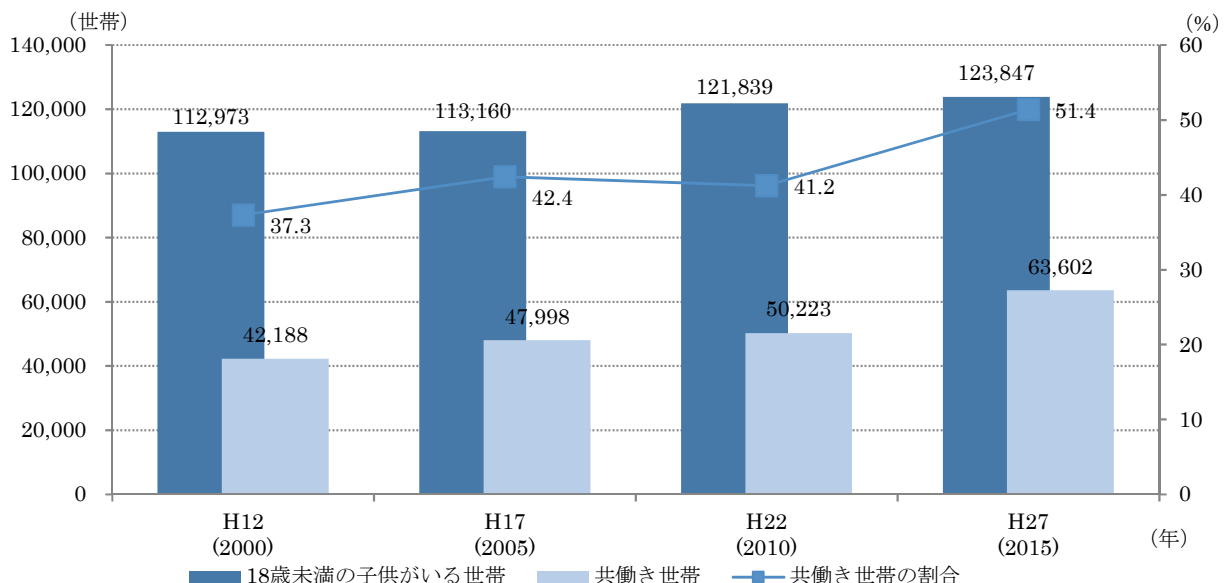
※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

（4）共働き世帯の増加

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっています。

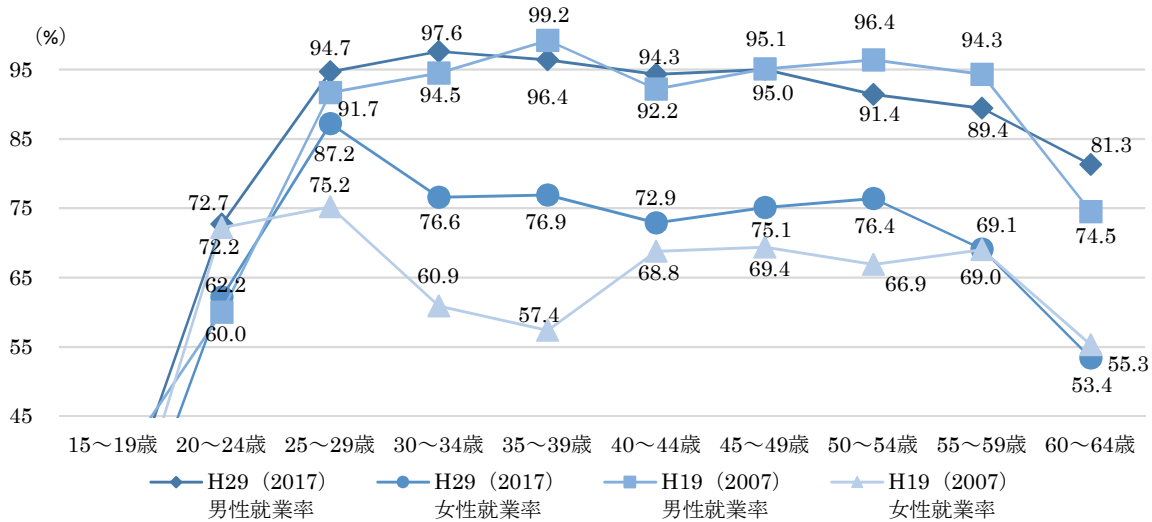
図表6 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯数の推移と割合（市）



資料：総務省 国勢調査

本市の年齢階級別就業率は、概ねすべての年齢層において平成 19（2007）年から平成 29（2017）年にかけて上昇していますが、依然として男性に比べ、女性の就業率が低い傾向にあります。

図表7 年齢階級別就業率（市）



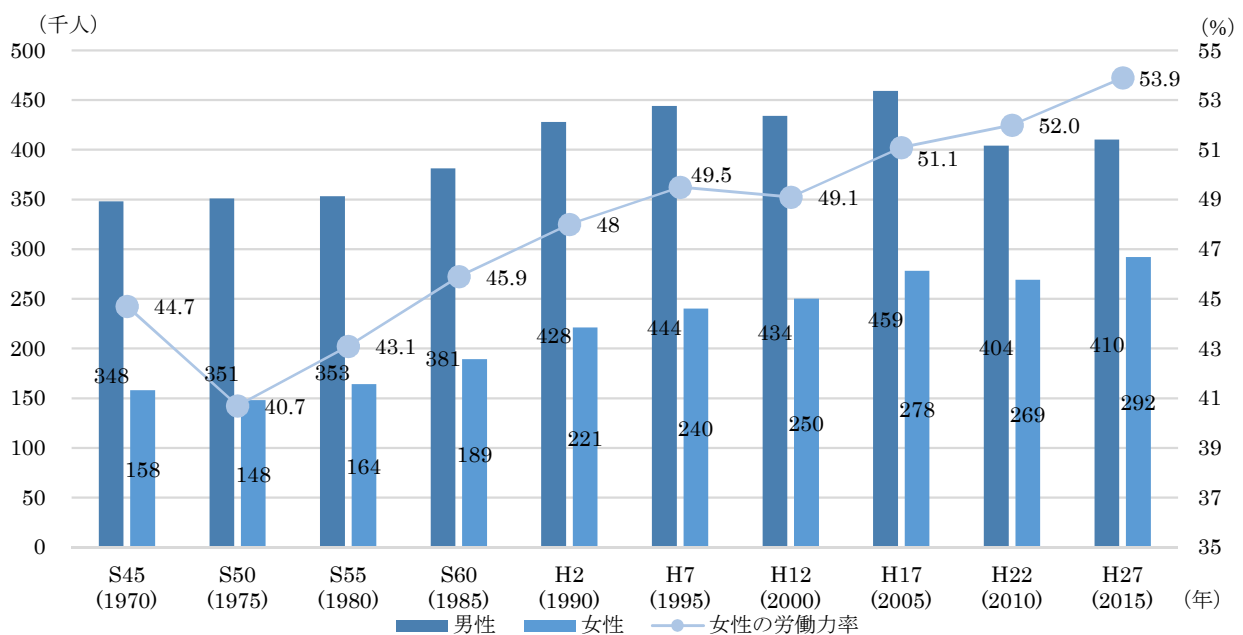
資料：川崎市統計書

女性の労働力人口※1は平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にわずかながら減少しましたが、平成 27（2015）年には再び増加しました。女性の労働力率※2は上昇傾向にあり、平成 27（2015）年には 53.9%となりました。

※1）15 歳以上の就業者（従業者と休業者を合わせたもの）と完全失業者（就業できず、求職活動の実績がある者）を合わせたもの

※2）15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合

図表8 労働力人口と労働力率の推移（市）



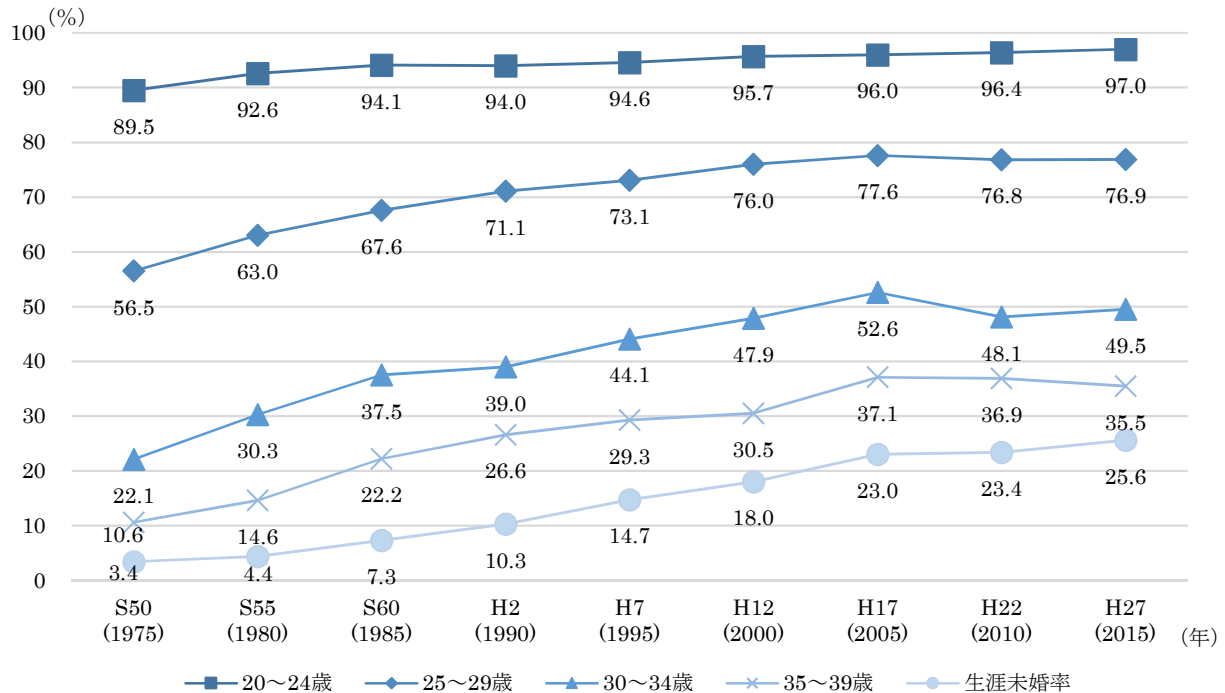
資料：総務省 国勢調査

（5）未婚化・晩婚化

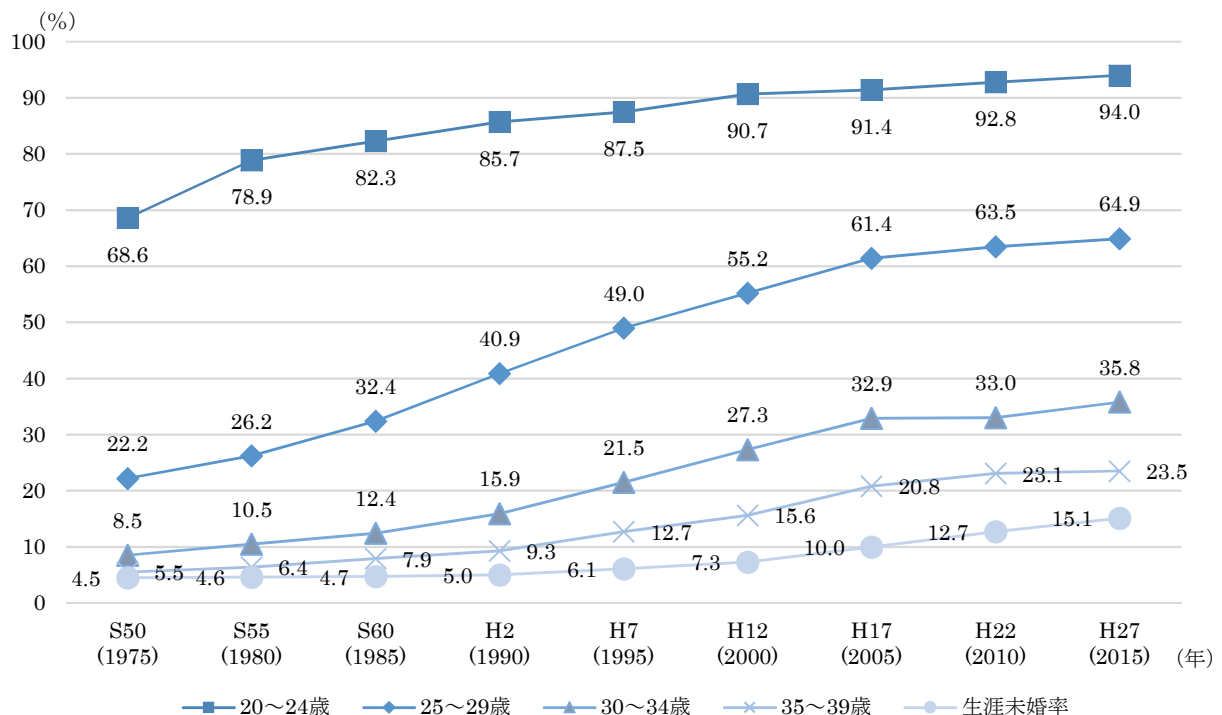
本市の未婚率は、全ての年齢層において昭和50（1975）年から平成27（2015）年にかけて概ね上昇傾向にあります。

図表9 未婚率の推移（市）

《男性》



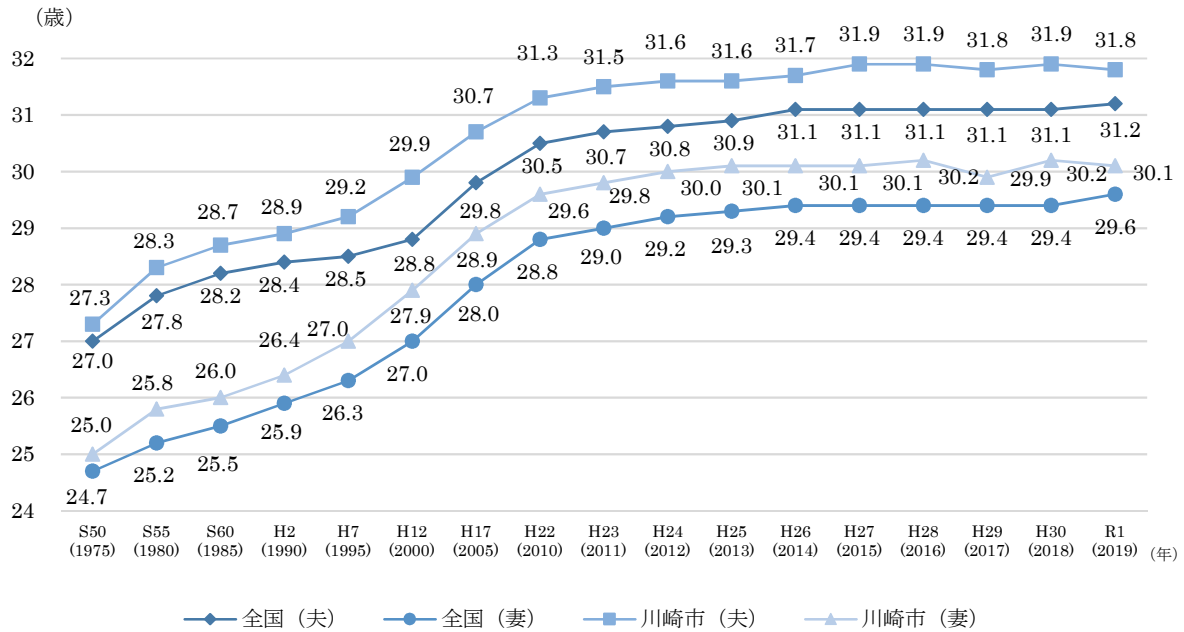
《女性》



資料：総務省 国勢調査

本市の平均初婚年齢は令和元（2019）年に夫が31.8歳、妻が30.1歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

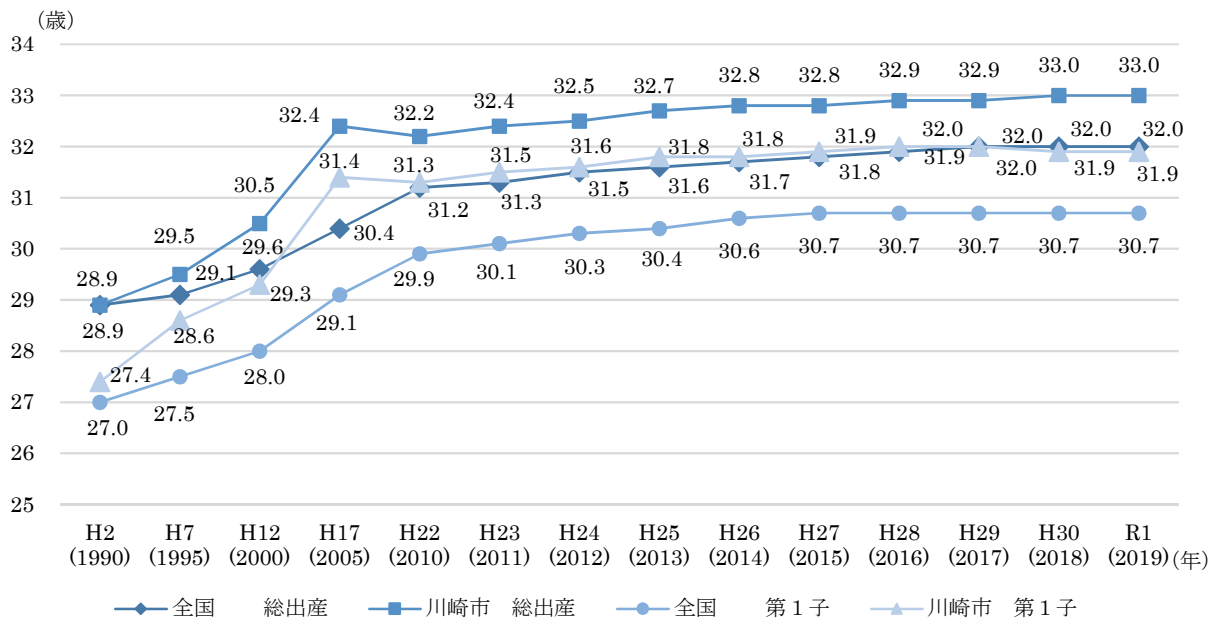
図表 10 平均初婚年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態調査

本市の平均出産年齢は令和元（2019）年に総出産平均年齢が33.0歳、第1子平均出産年齢が31.9歳となり、全国の水準と比較して晩産化が進行している状況にあります。

図表 11 平均出産年齢の推移（国・市）

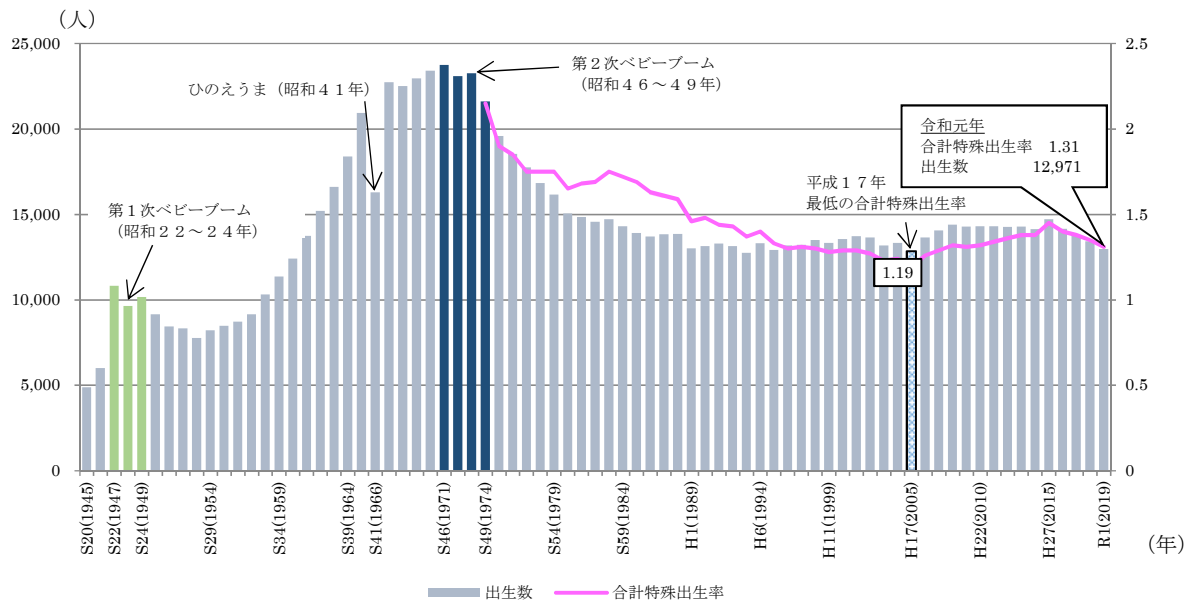


資料：厚生労働省 人口動態調査

（6）少子化

平成 19(2007)年以降、本市の出生数は 14,000 人台で推移していましたが、平成 29(2017)年に 14,000 人を下回り、減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成 17(2005)年に最低の合計特殊出生率となり、以降上昇傾向にありましたが、平成 27(2015)年以降は減少しています。

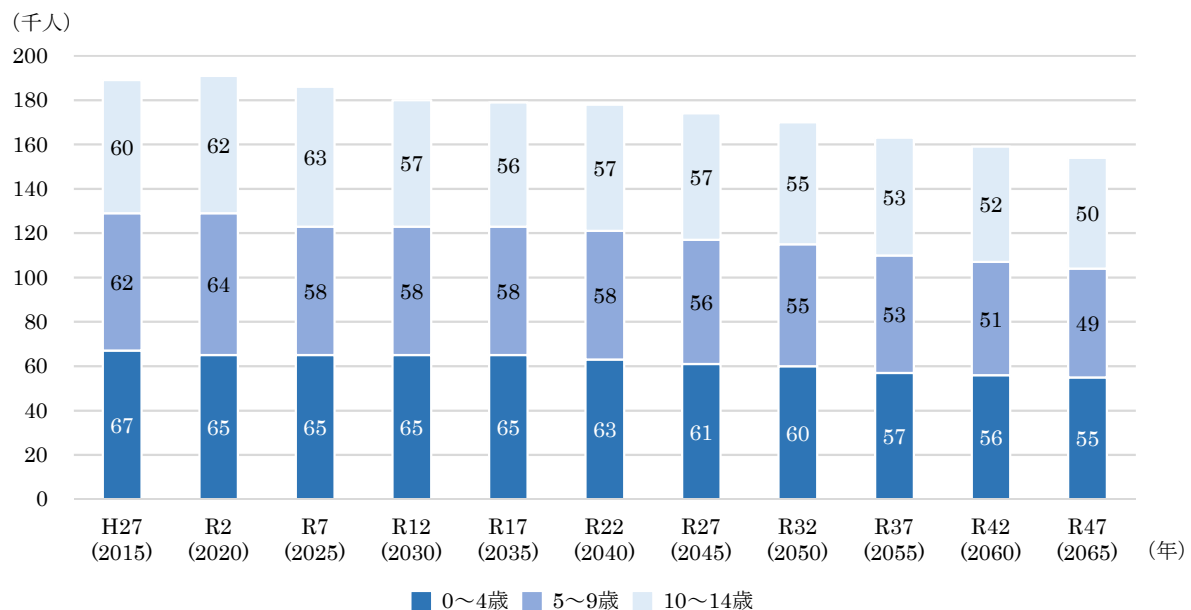
図表 12 出生数と合計特殊出生率の推移（市）



資料：厚生労働省 人口動態調査、川崎市健康福祉年報

0～14 歳までの子どもは令和 2（2020）年に約 19 万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれています。

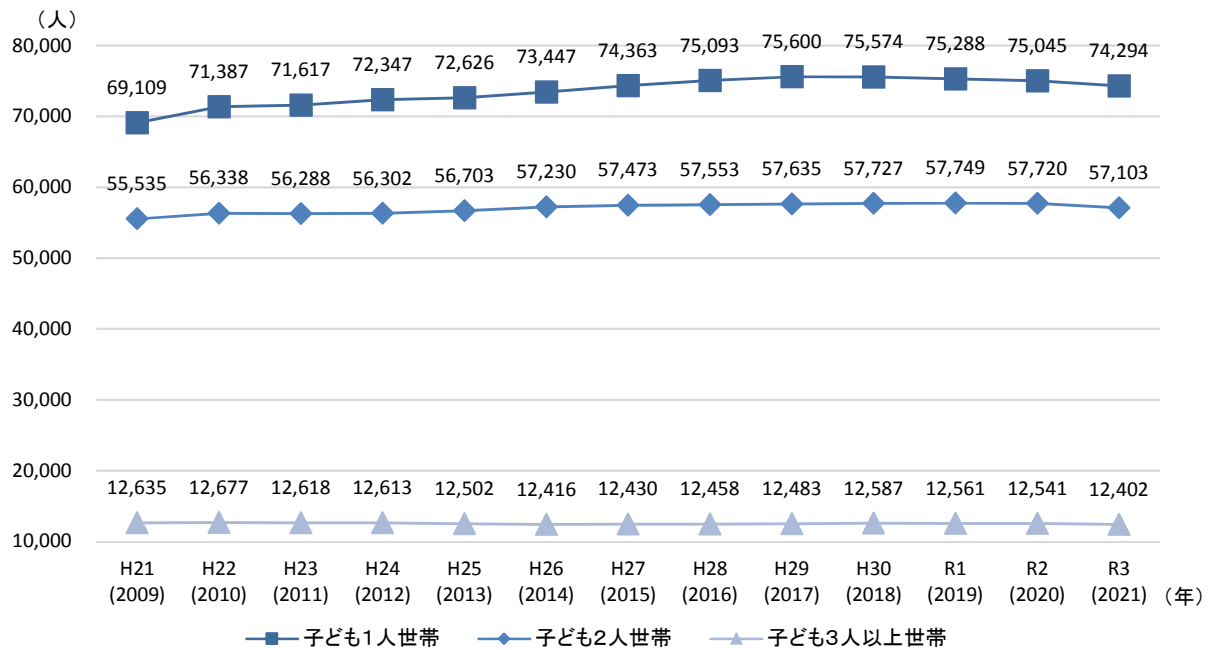
図表 13 0～14 歳までの子どもの推移・推計（市）



資料：総務省 国勢調査、川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

子ども3人以上世帯は、子ども1人世帯、2人世帯と比較して大幅に少ない状況が続いています。

図表 14 市内における子育て世帯数（市）



資料：こども未来局調べ

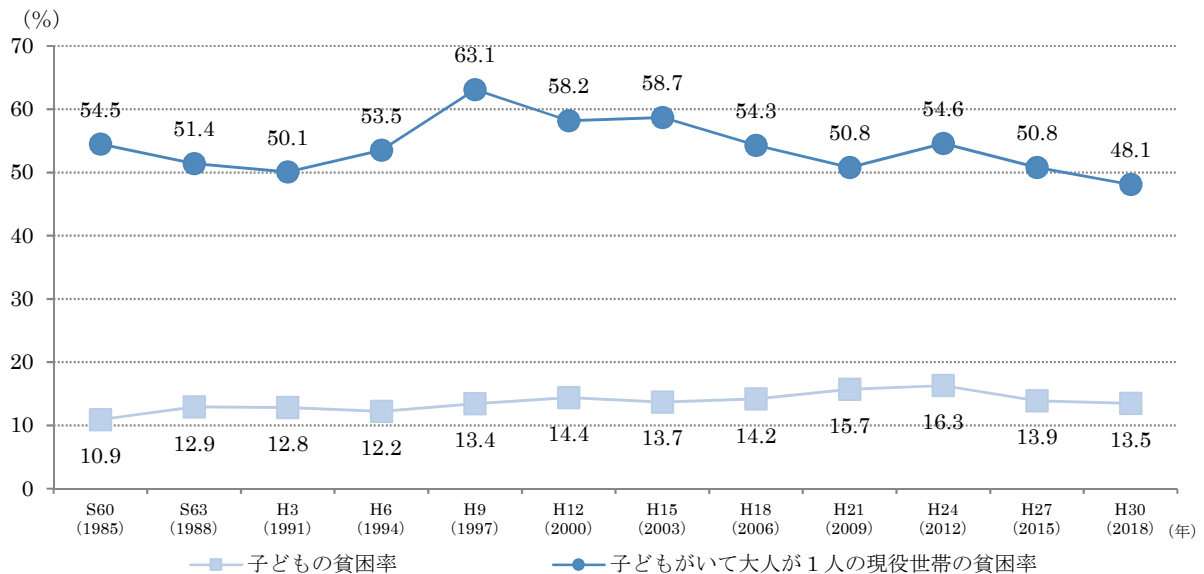
2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

（1）子どもの貧困に関する状況

平成 24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成 30（2018）年時点は、13.5%と改善したものの、依然として約 7 人に 1 人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1%と極めて高い状況となっています。

図表 15 子どもの貧困率（国）

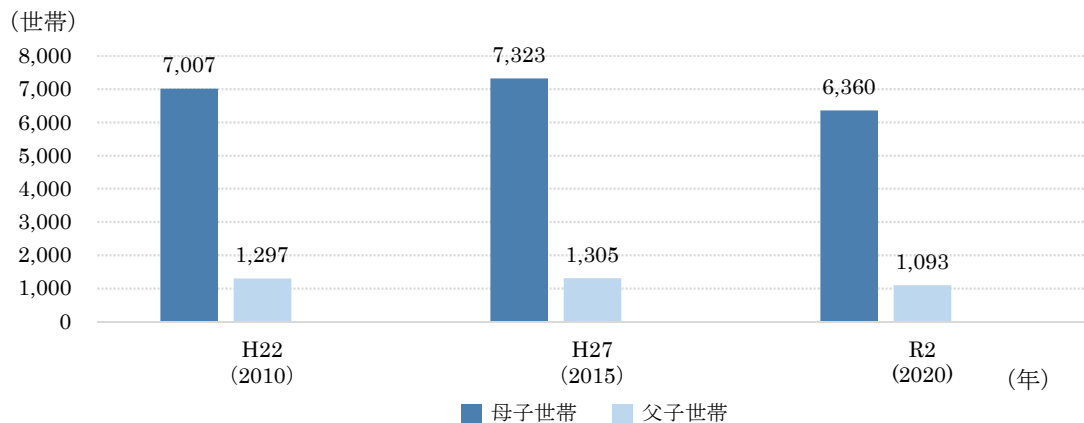


資料：厚生労働省 国民生活基礎調査

（2）ひとり親家庭を取り巻く状況

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和 2（2020）年に母子世帯数は 6,360 世帯、父子世帯数は 1,093 世帯となりました。

図表 16 母子世帯数・父子世帯数（市）

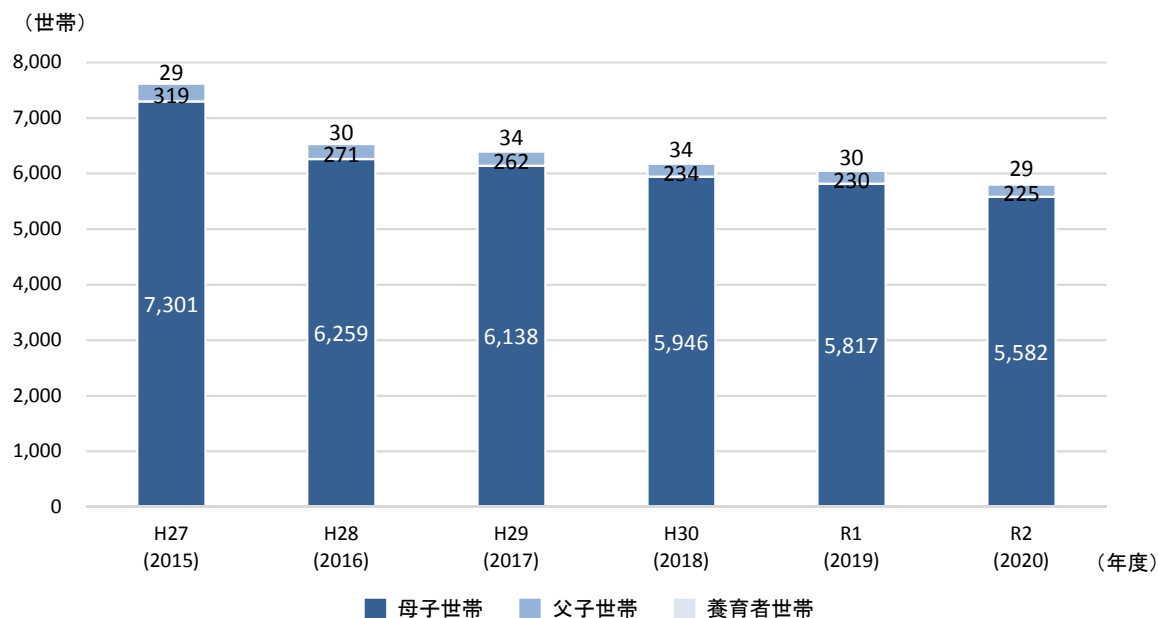


※他の世帯員（20 歳以上の子どもを除く。）がいる母子・父子世帯を含む。

資料：総務省 国勢調査

本市における児童扶養手当受給世帯数の推移を見ると、令和3（2021）年3月末の受給世帯数は5,836世帯（母子世帯5,582世帯、父子世帯225世帯、養育者世帯29世帯）となりました。

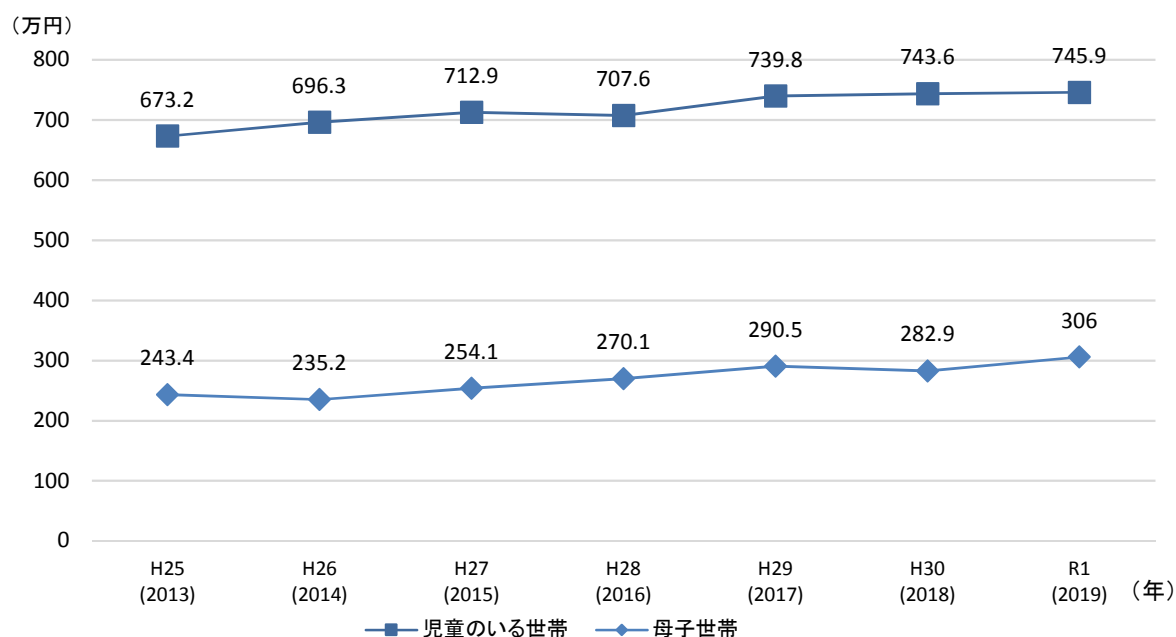
図表 17 児童扶養手当受給世帯数（市）



資料：こども未来局調べ

国民生活基礎調査における我が国の所得状況をみると、令和元年の児童のいる世帯の平均所得は745.9万円ですが、母子世帯では306万円となっており、母子世帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し低い状況が続いています。

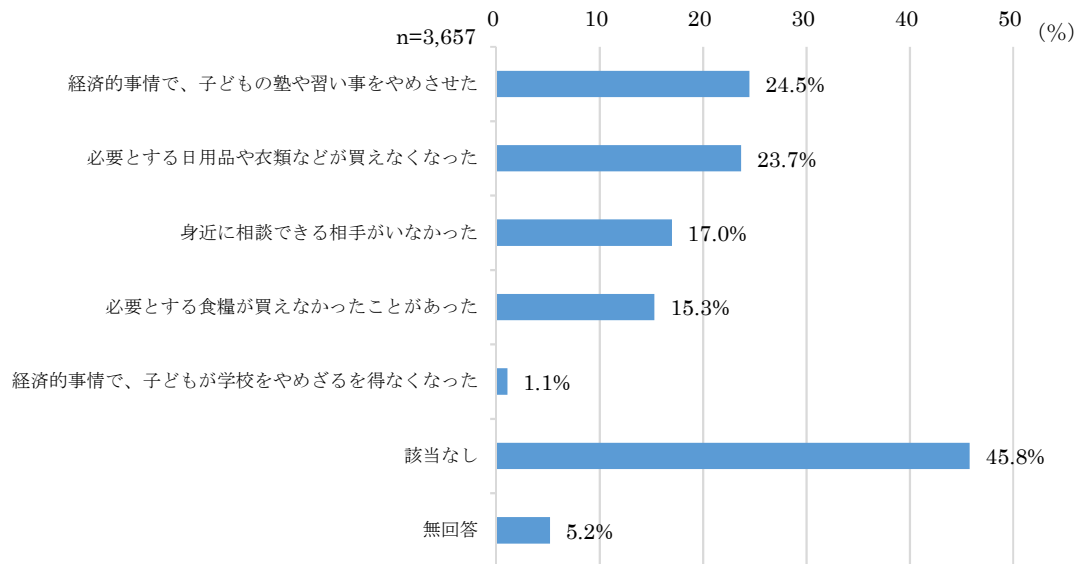
図表 18 児童のいる世帯・母子世帯の平均所得（国）



資料：厚生労働省 国民生活基礎調査

川崎市ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）によると、過去1年間の日常生活での状況は、「経済的事項で、子どもの塾や習い事をやめさせた」、「必要な日用品や衣類などが買えなくなった」が20%を超える状況となっています。

図表 19 過去1年間の日常生活での状況（市）



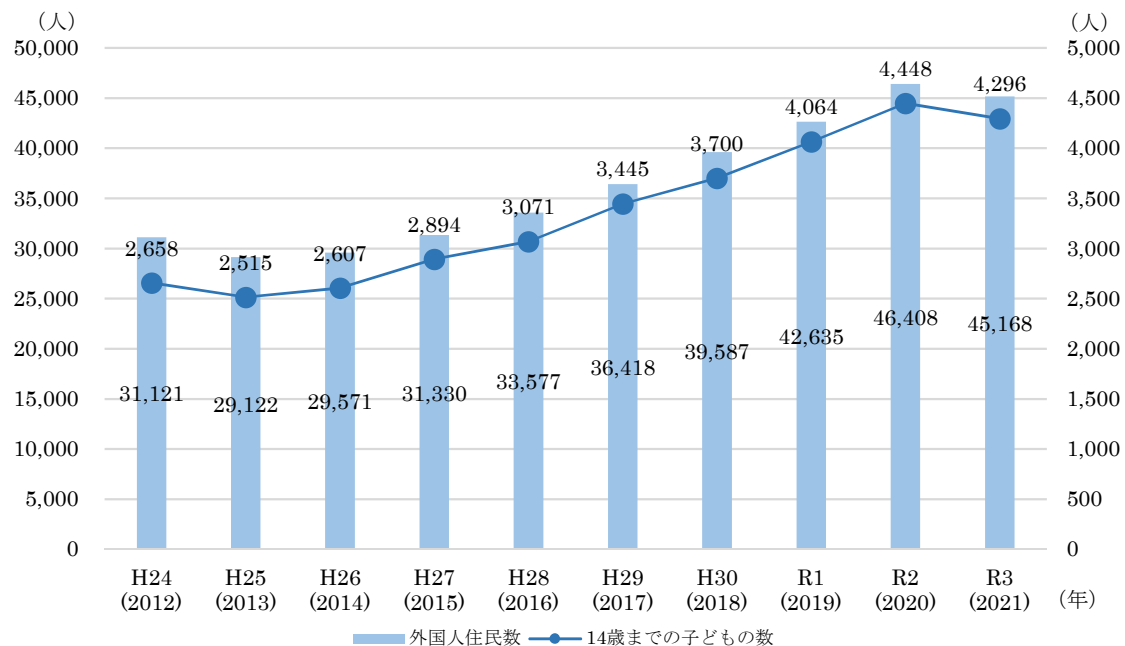
※複数回答

資料：川崎市ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）

（3）外国人に関する状況

外国人住民数はこの10年で約1.45倍となり、令和3（2021）年で45,168人となっています。うち、0～14歳までの子どもの数は、10年で約1.6倍となっています。

図表 20 14歳までの外国人住民数の推移（市）

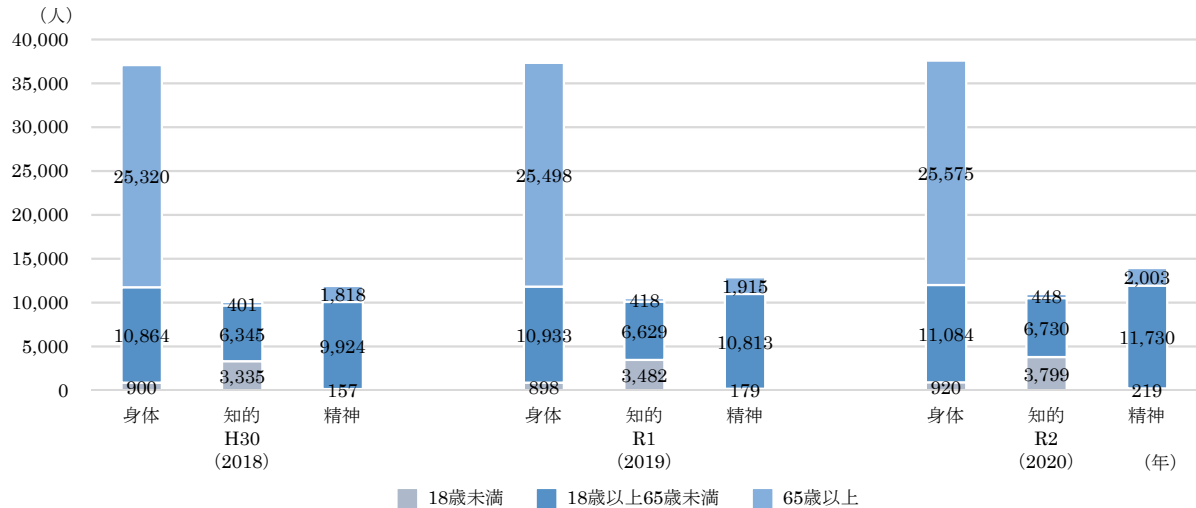


資料：川崎市区別年齢別外国人住民人口

（４）障害に関する状況

本市における各障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年現在で身体障害は37,579人、知的障害は10,977人、精神障害は13,952人となっています。

図表 21 身体・知的・精神障害児の推移（市）

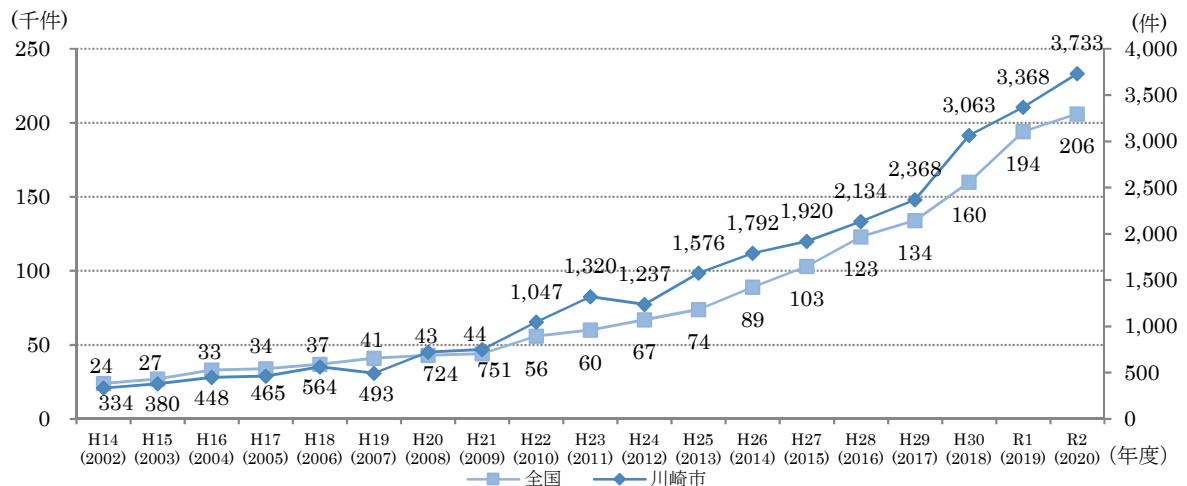


※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む。
資料：健康福祉局調べ

（５）児童虐待に関する状況

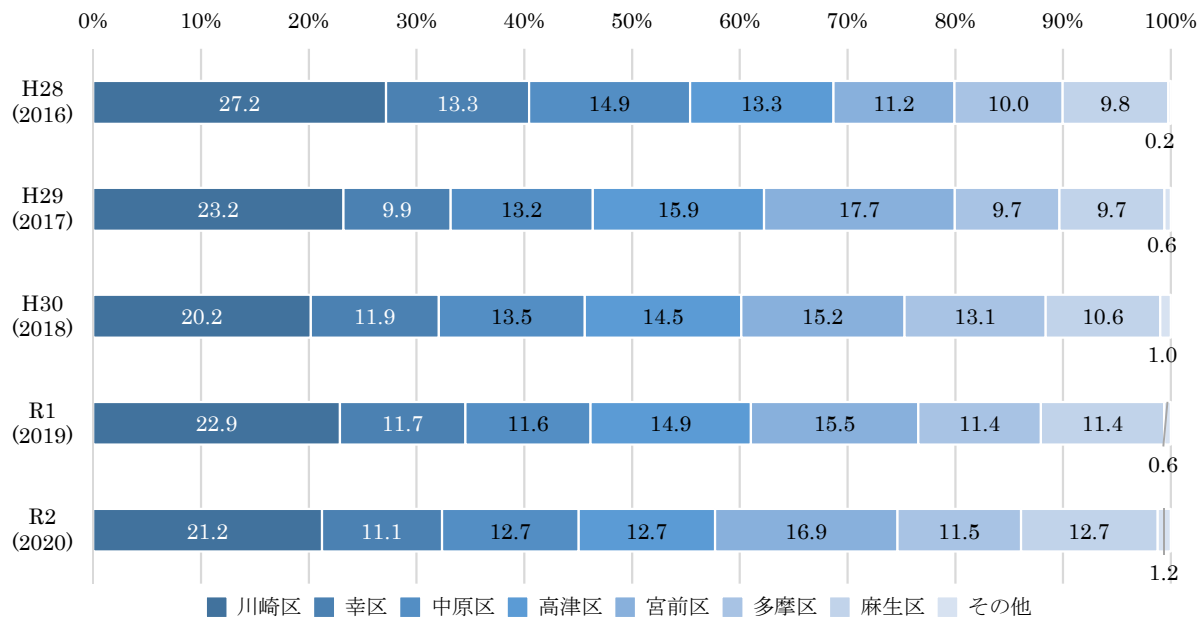
本市の児童相談所が令和2（2020）年度に受理した児童虐待相談・通告件数は3,733件で、平成12（2000）年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、最も多い件数となっています。令和2（2020）年度については、区別内訳は、川崎区が21.2%で最も高く、次いで宮前区が16.9%と、年齢別内訳は、0～3歳が33.5%で最も高く、次いで小学生が28.8%と、虐待種別内訳は、心理的が51.8%で最も高く、次いでネグレクトが28.5%となっています。

図表 22 児童虐待相談・通告件数（国・市）



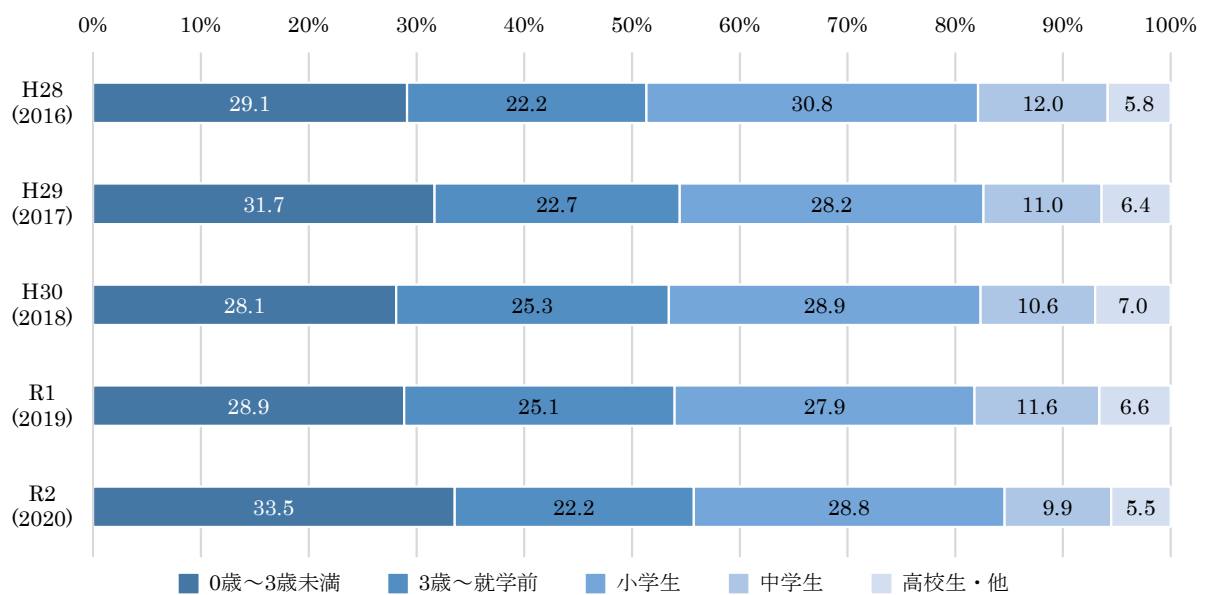
資料：こども未来局調べ

図表 23 児童虐待相談・通告件数の区別内訳（市）



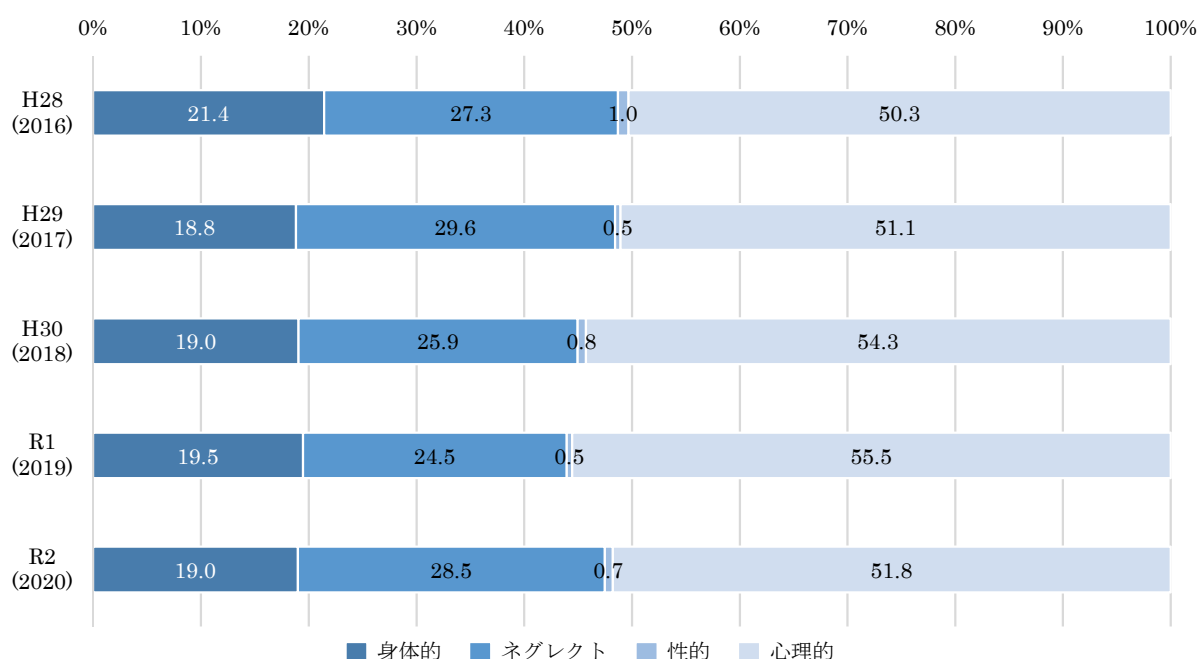
資料：こども未来局調べ

図表 24 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

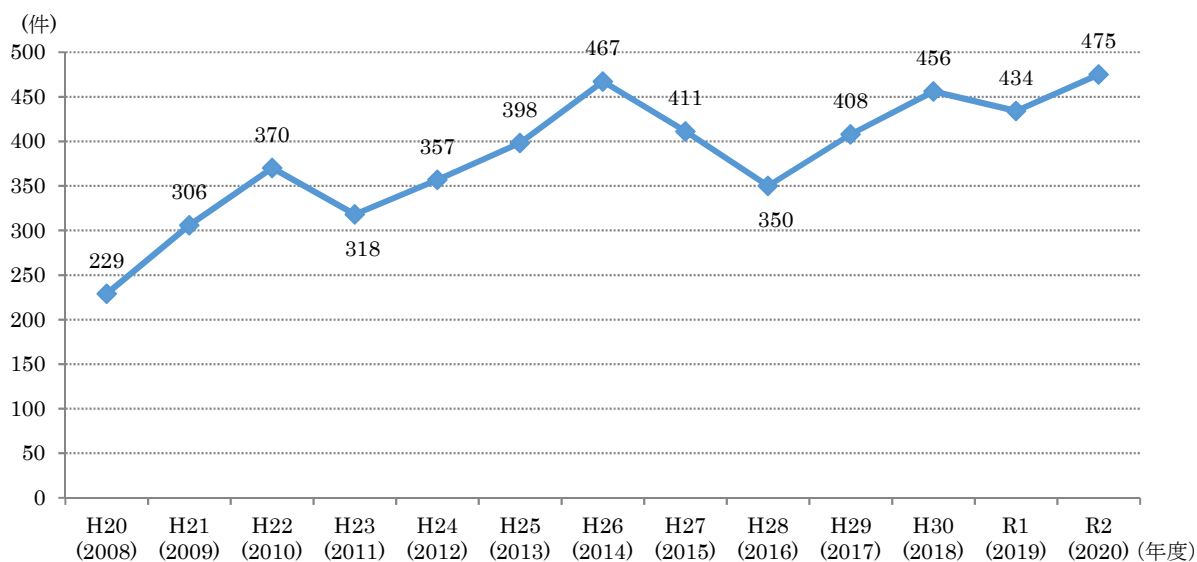
図表 25 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

一時保護所における一時保護件数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は475件となっています。

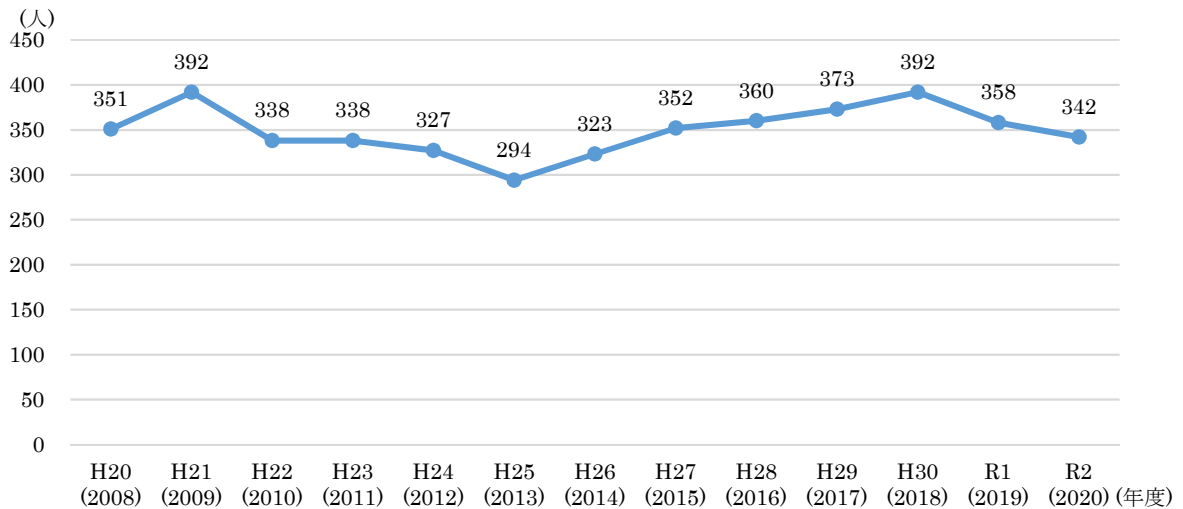
図表 26 一時保護所における一時保護件数の推移（市）



資料：こども未来局調べ

里親や児童養護施設で生活する児童数は、令和2（2020）年度で342人となっています。

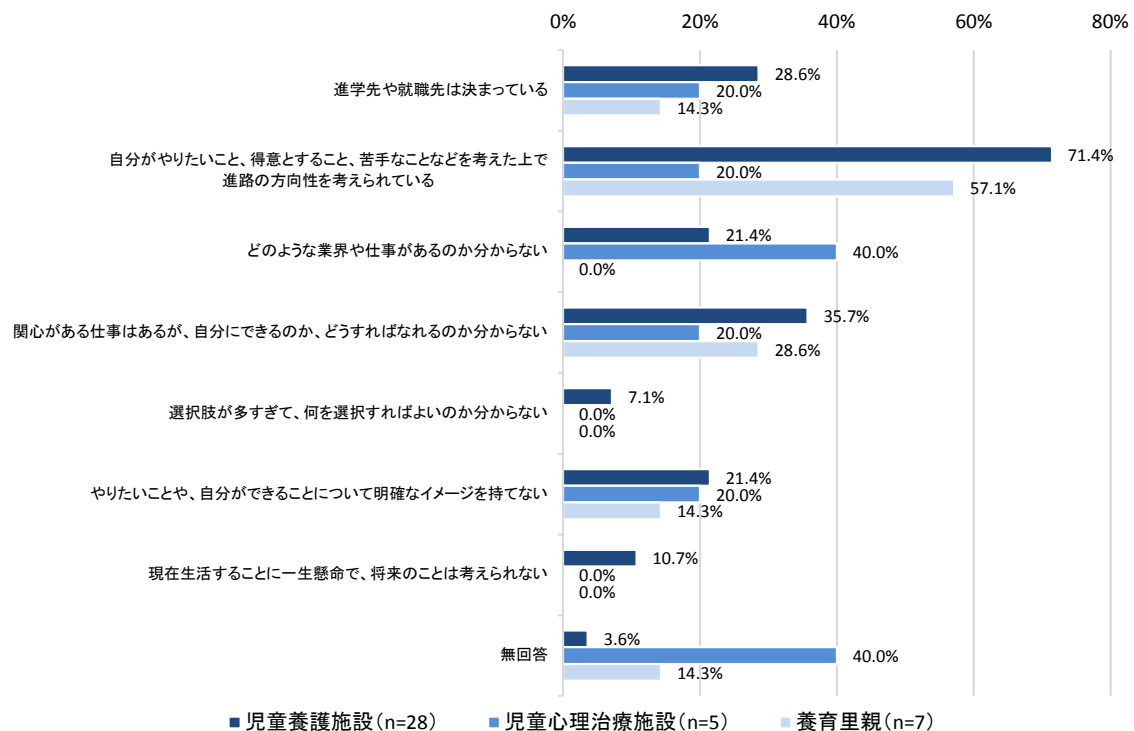
図表 27 社会的養護の下にある児童数推移（市）



資料：こども未来局調べ

川崎市社会的養育に関するアンケート調査（令和3（2021）年）によると、進路を選ぶことについてどう感じていますかでは、「自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている」が児童養護施設で71.4%、養育里親で57.1%、「どのような業界や仕事があるのか分からない」が児童心理治療施設で40.0%となっています。

図表 28 養育里親家庭や児童養護施設等で生活する児童等の進路選択（市）



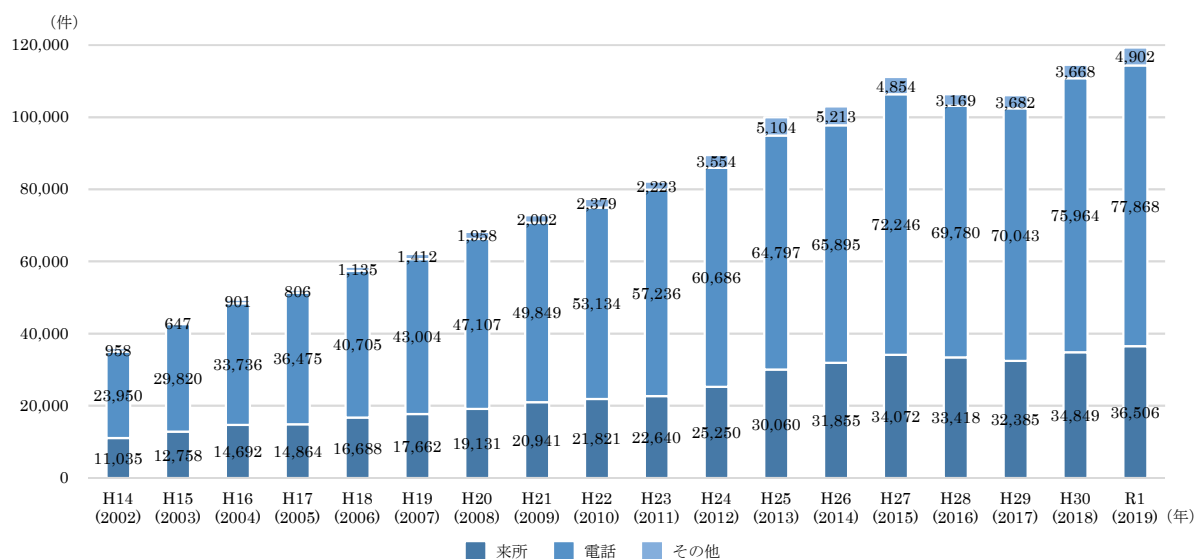
※複数回答

資料：川崎市社会的養育に関するアンケート調査（令和3（2021）年）

（6）DV・女性相談等に関する状況

我が国のDV相談件数は増加傾向にあり、令和元（2019）年で119,276件となっています。

図表 29 DV相談件数（国）

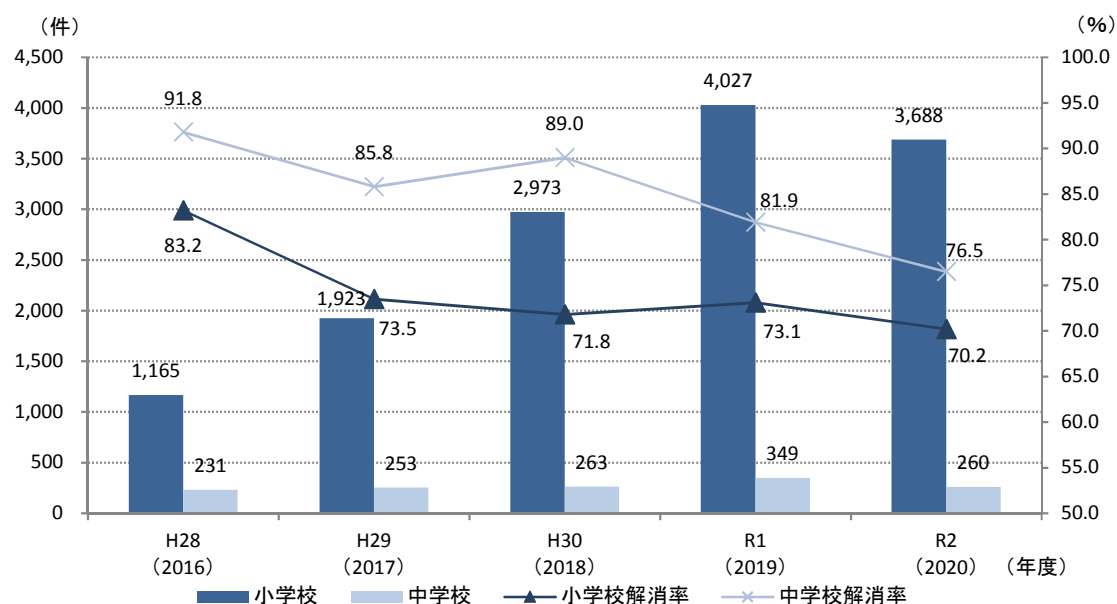


資料：内閣府男女共同参画局調べ

（7）いじめ・不登校に関する状況

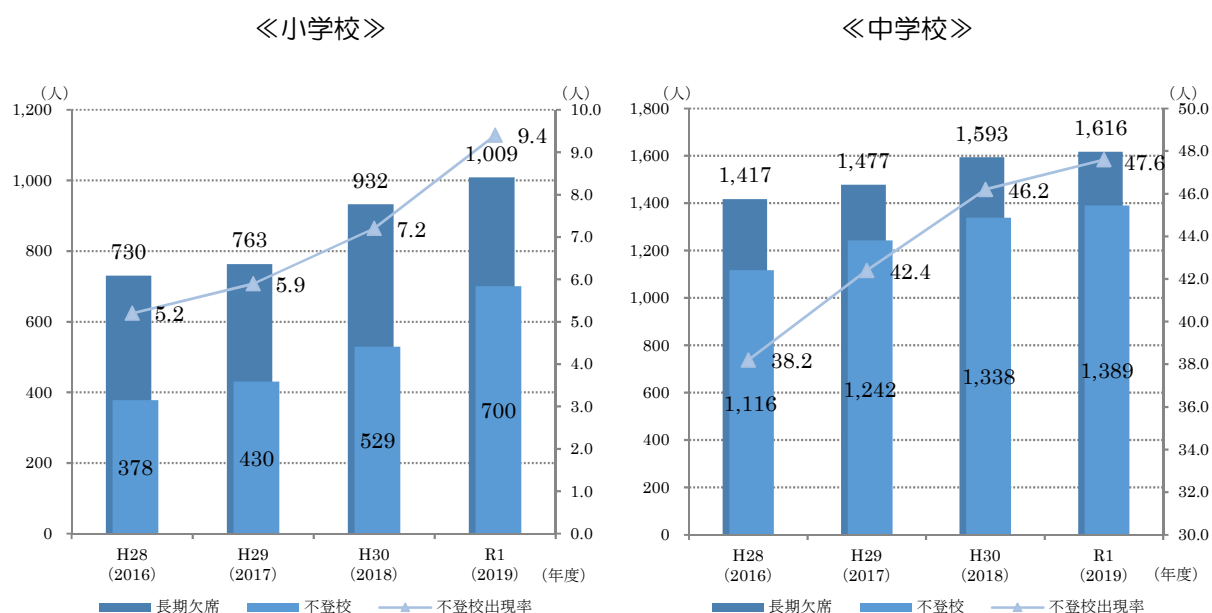
市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和2（2020）年に小学校3,688件、中学校260件となっており、小・中学校ともに増加傾向にあります。また、長期欠席児童生徒数は、令和元（2019）年に小学校で1,009人、中学校で1,616人となっています。

図表 30 いじめの認知件数及び解消率（市）



資料：教育委員会事務局調べ

図表 31 長期欠席児童生徒数の推移（市）



※長期欠席＝病欠＋不登校＋その他

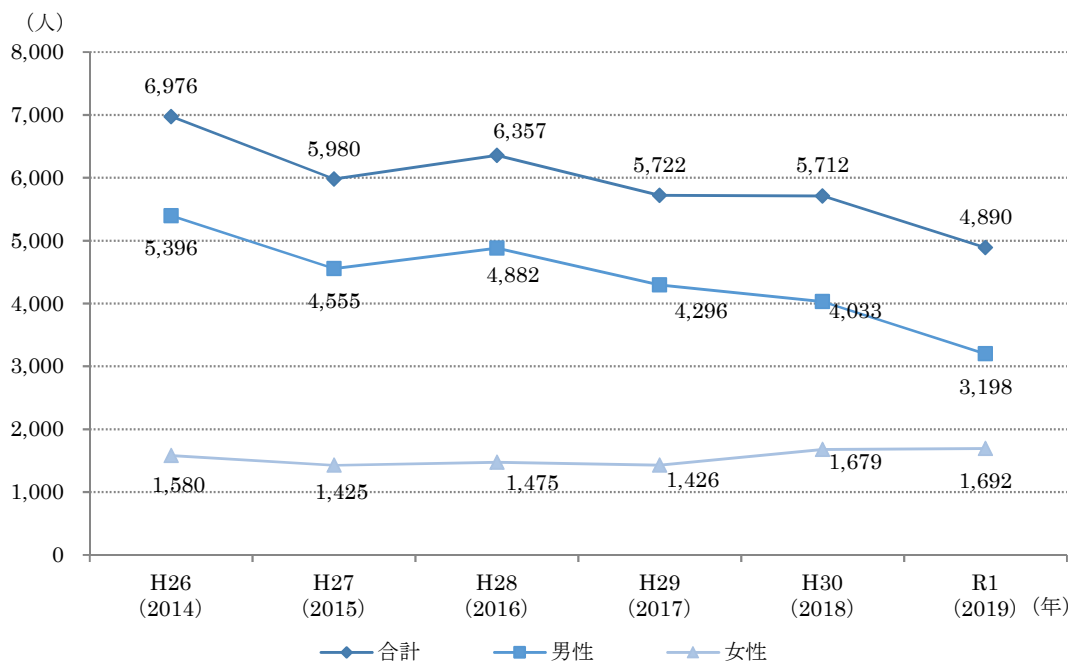
※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1,000）

資料：令和元（2019）年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

（8）非行等に関する状況

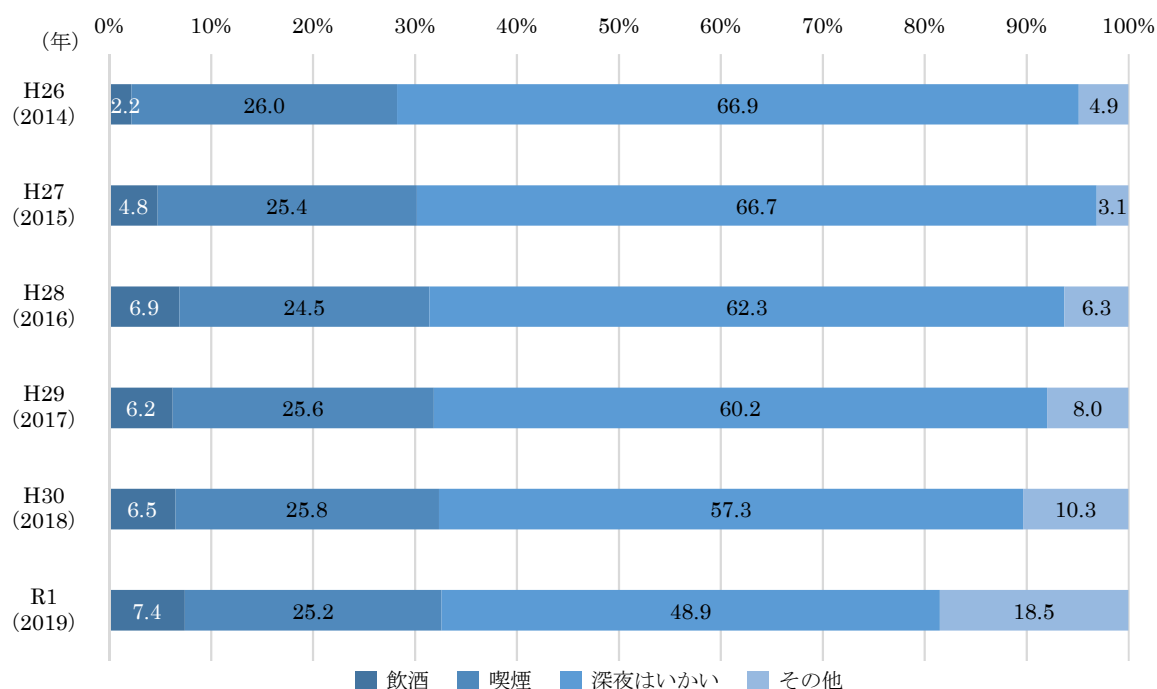
不良行為少年として補導した少年は、男性が減少傾向にあり、令和元（2019）年に男性3,198人、女性1,692人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く令和元（2019）年は48.9%を占めています。

図表 32 不良行為少年数の推移（市）



資料：神奈川県警察本部調べ

図表 33 不良行為少年の行為別状況（市）



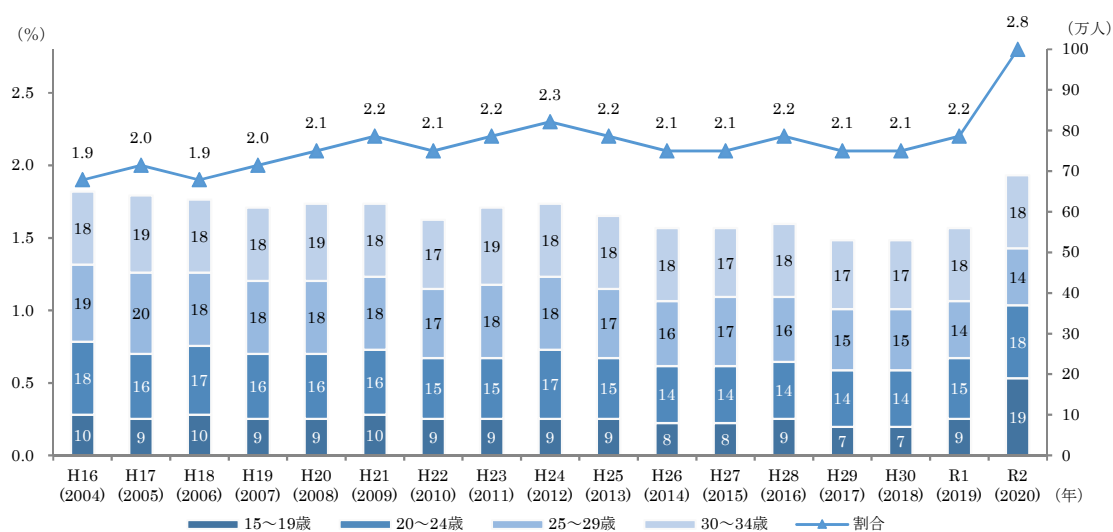
資料：神奈川県警察本部調べ

（9）若年無業者、ひきこもりに関する状況

我が国の若年無事業者※の推移をみると令和2（2020）年平均で69万人と、前年に比べて13万人の増となりました。年齢階級別にみると、15～19歳が19万人と最も多くなっています。

※若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表 34 若年無事業者及び人口に占める割合（国）



資料：総務省 労働力調査

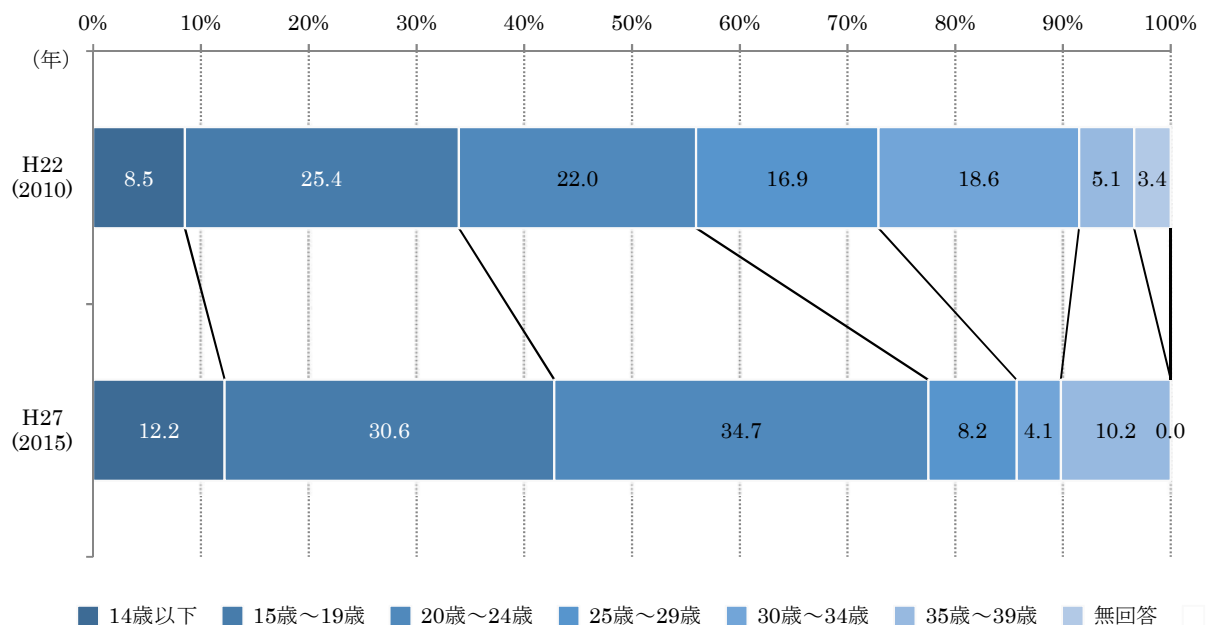
我が国の平成 27（2015）年の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人とされており、平成 22（2010）年から減少しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20 歳～24 歳の割合が 34.7%と最も多くなっています。

図表 35 ひきこもり推計数（国）

			有効回収数に占める割合(%)		全国の推計数(万人)	
			H22 (2010)	H27 (2015)	H22 (2010)	H27 (2015)
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	1.06	46.0	36.5
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	0.35	15.3	12.1
		自室からは出るが、家からは出ない	0.09	0.16	3.5	5.5
		自室からはほとんど出ない	0.12		4.7	
	計		1.79	1.57	69.6	54.1

資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

図表 36 ひきこもりの状態になった年齢（国）



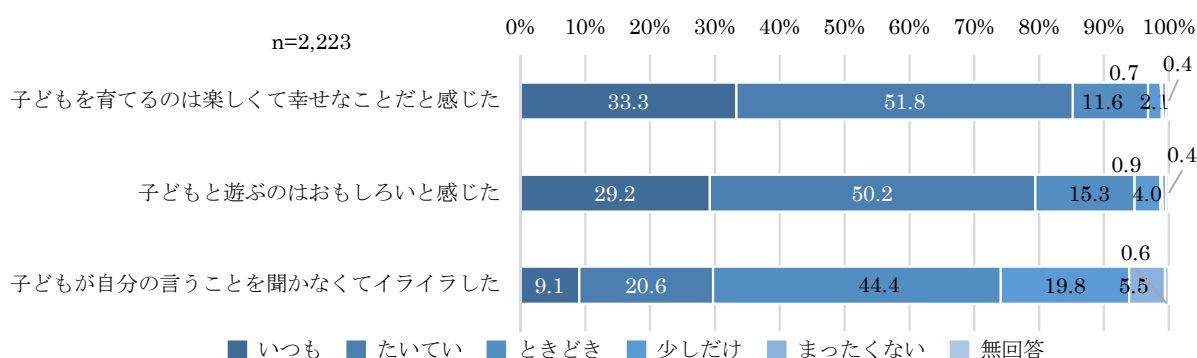
資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

3 子ども・若者の成長・発達段階ごとの状況

（1）子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと感じたは、「たいてい」が51.8%で最も高く、次いで、「いつも」が33.3%、子どもと遊ぶのはおもしろいと感じたは、「たいてい」が50.2%で最も高く、次いで、「いつも」が29.2%、子どもが自分の言うことを聞かなくてイライラしたは、「ときどき」が44.4%で最も高く、次いで、「たいてい」が20.6%となっています。

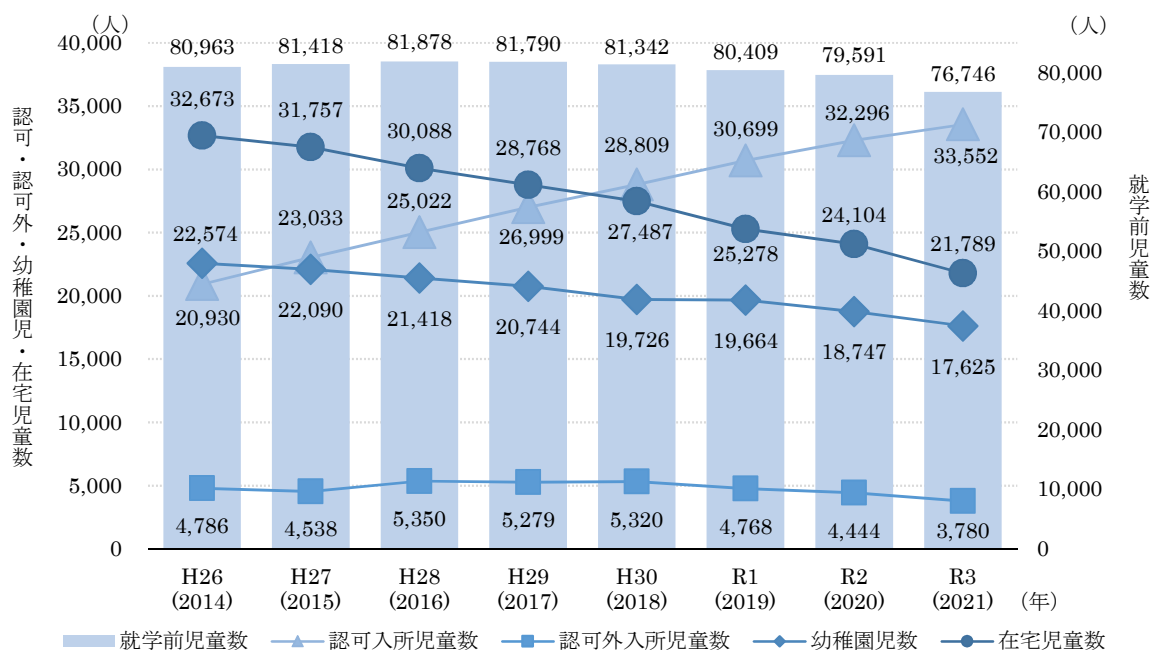
図表 37 子育てをする中で、日ごろ感じていること（市）



資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、認可保育所に通う子どもが年々増加しています。

図表 38 就学前の子どもの養育状況（市）



※認可保育所入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども未来局調べ）

※認可外保育施設等入所児童数は、各年4月1日現在の利用者数（こども未来局調べ）

※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内幼稚園の入園者数（こども未来局調べ）

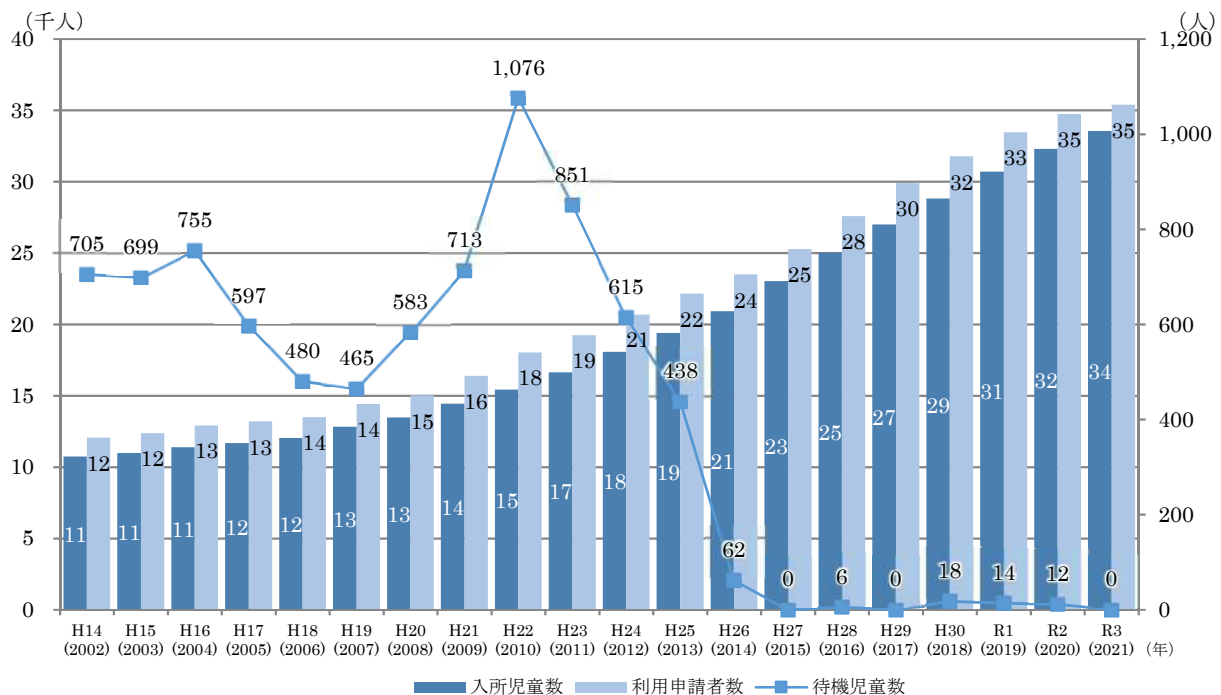
※在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差引いた数

資料：こども未来局調べ

第2章（子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況）

保育所等の利用申請者数は、増加傾向が続いています。また、令和3（2021）年は待機児童数0人となっています。

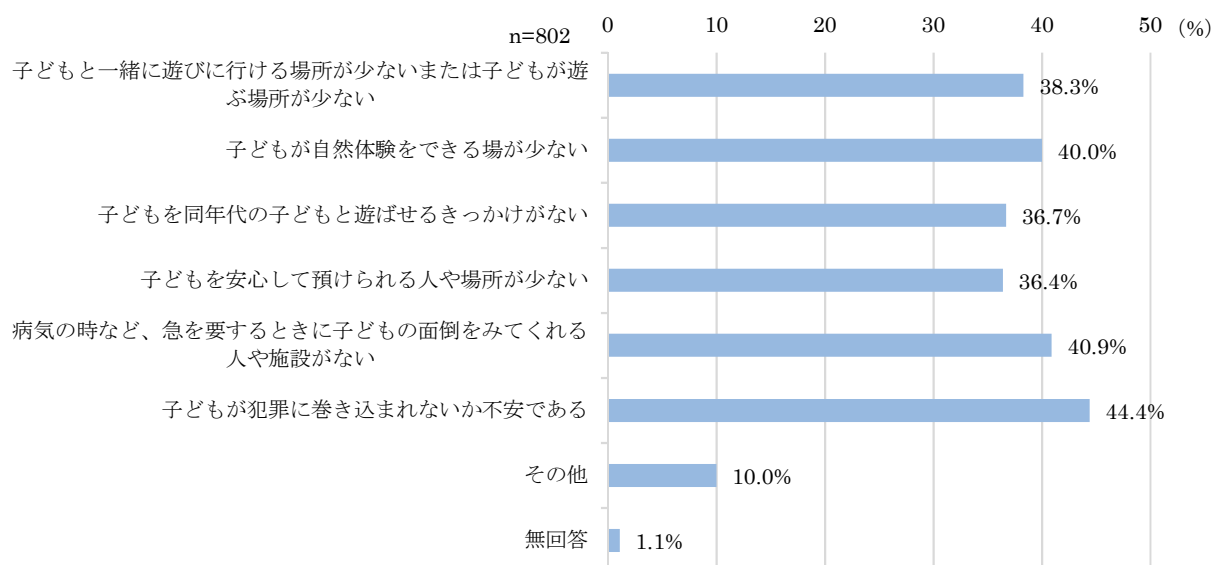
図表 39 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（市）



資料：こども未来局調べ（各年4月1日現在）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育て環境の悩みは、「子どもが犯罪に巻き込まれないか不安である」が44.4%で最も高く、次いで、「病気の時など、急を要するときに子どもの面倒をみてくれる人や施設がない」が40.9%となっています。

図表 40 子育て環境の悩み（市）

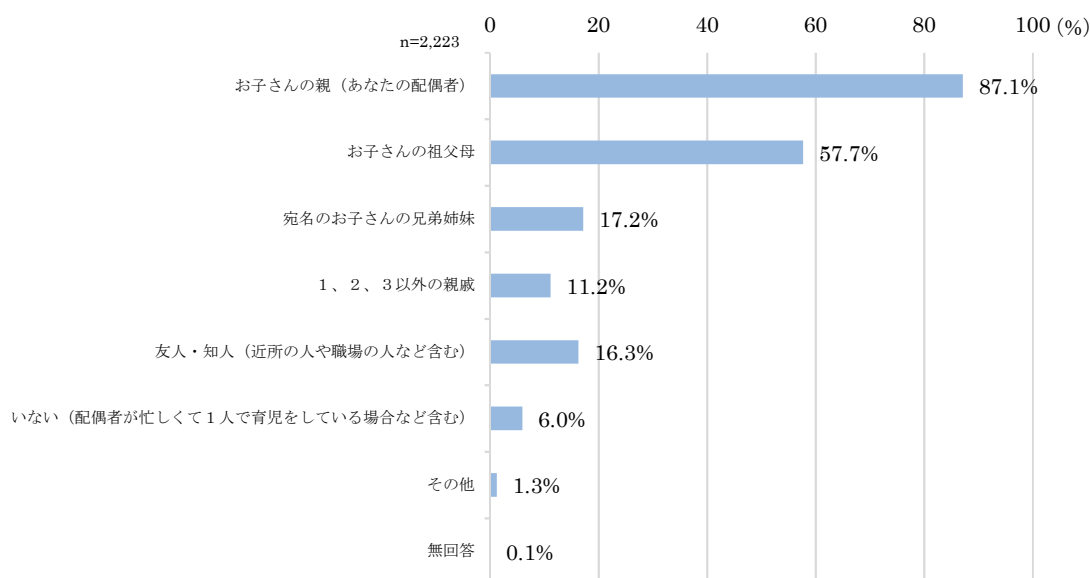


※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てにおいてふだん協力してくれる方はいますかでは、「お子さんの親（あなたの配偶者）」が87.1%で最も高く、次いで、「お子さんの祖父母」が57.7%となっています。

図表 41 子育ての協力者の有無（市）

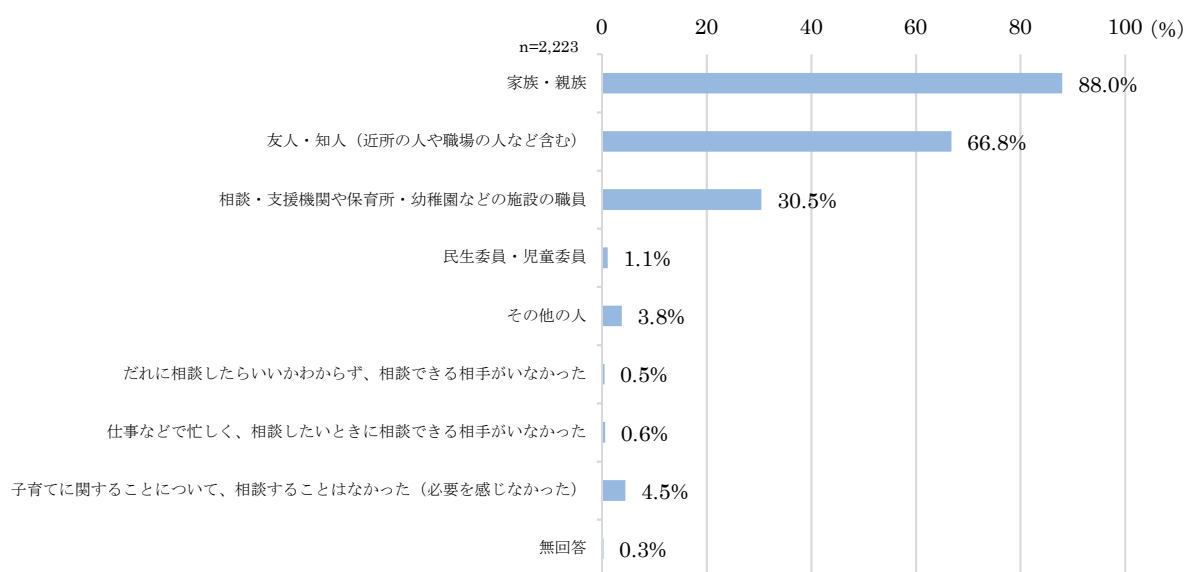


※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てに関する相談をだれに相談しましたかでは、「家族・親族」が88.0%で最も高く、次いで、「友人・知人（近所の人や職場の人など含む）」が66.8%となっています。

図表 42 子育ての相談相手の有無（市）



※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

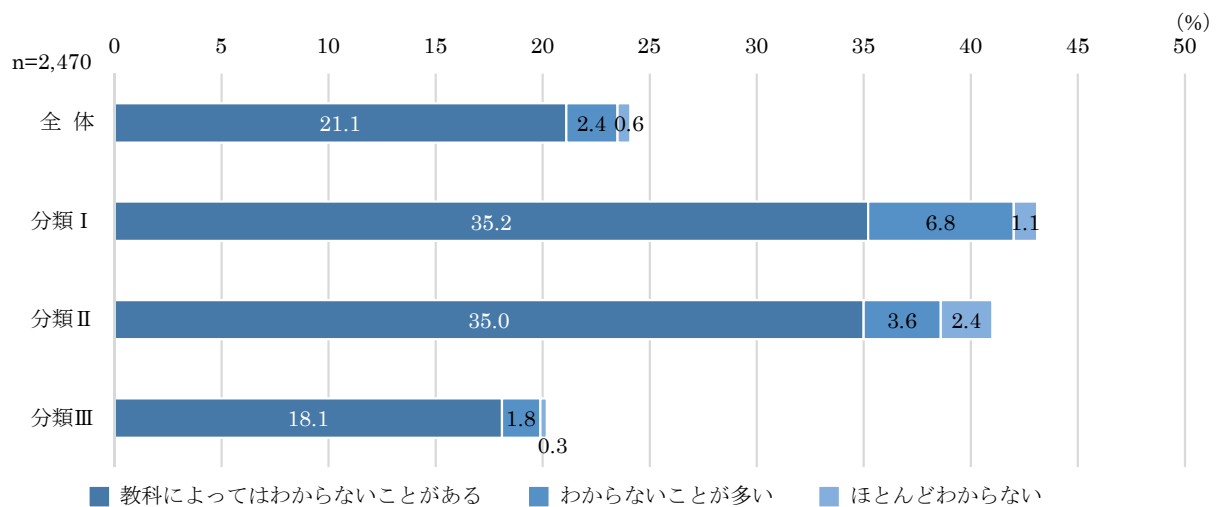
（2）子ども・若者本人に関する状況

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、親の所得分類※とあなたは学校の授業がわからないことがありますかとのクロス集計では、分類Ⅲで「教科によってわからないことがある」が分類Ⅰ、分類Ⅱと比較して低くなっています。

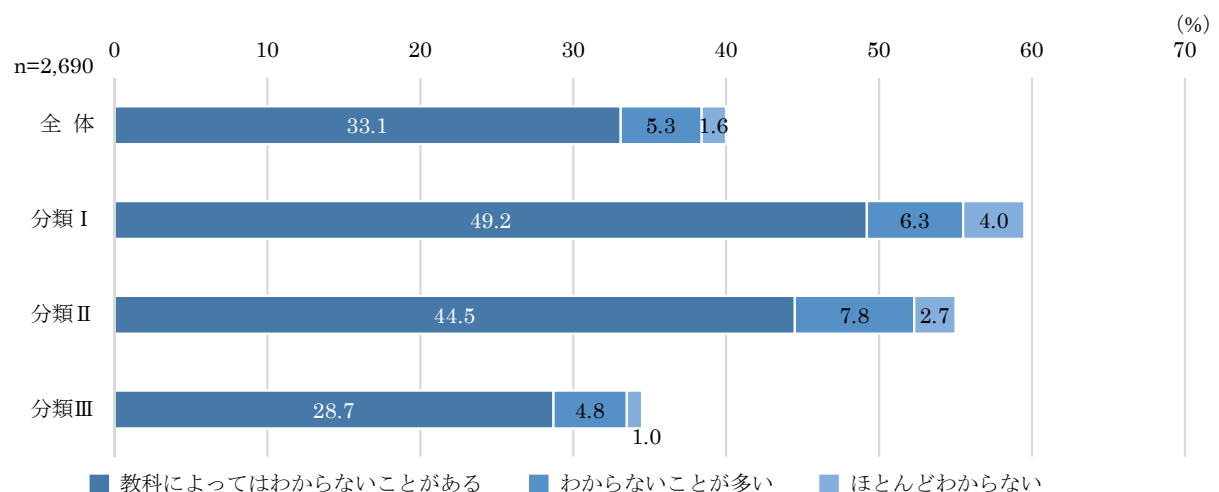
※世帯の年間所得合計額（いわゆる可処分所得）について、平成30（2018）年度国民生活基礎調査による等価可処分所得の中央値（254万円）及び貧困線（127万円）を基準に、貧困線未満の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅰ」、貧困線以上等価可処分所得の中央値未満の世帯を「分類Ⅱ」、中央値以上の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅲ」の3つの区分に分類

図表 43 親の所得分類と授業の理解度（市）

《小学5年生》



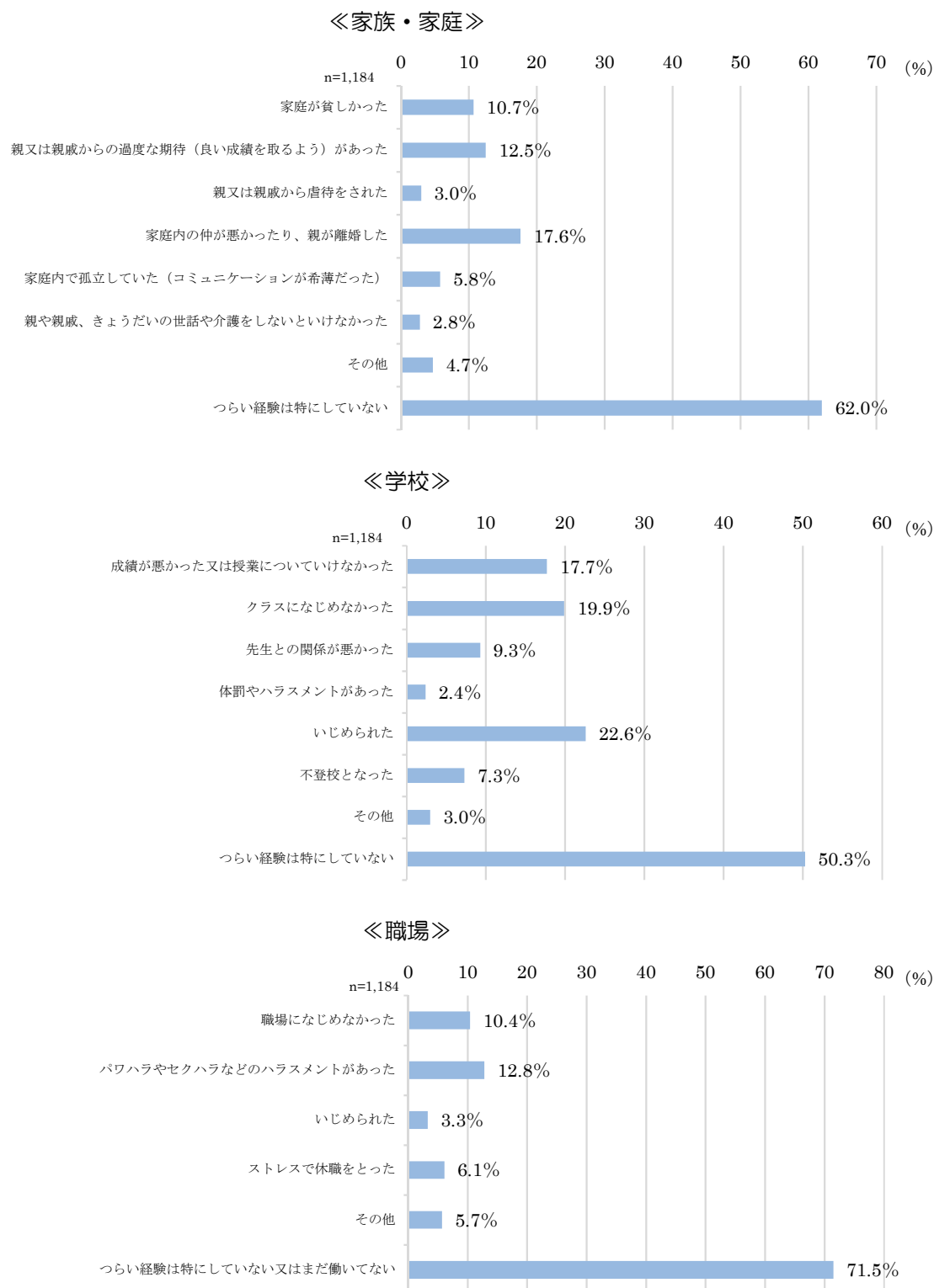
《中学2年生》



資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、過去又は現在つらい経験をしたことをありますかでは、家族・家庭、学校、職場いずれも「つらい経験は特にしていない」が最も多くなっており、つらい経験がなかった子ども・若者が多くいる反面、家族・家庭では38.0%、学校では49.7%、職場では28.5%が過去にいずれかのつらい経験があったと回答しています。

図表 44 過去のつらかった経験（市）



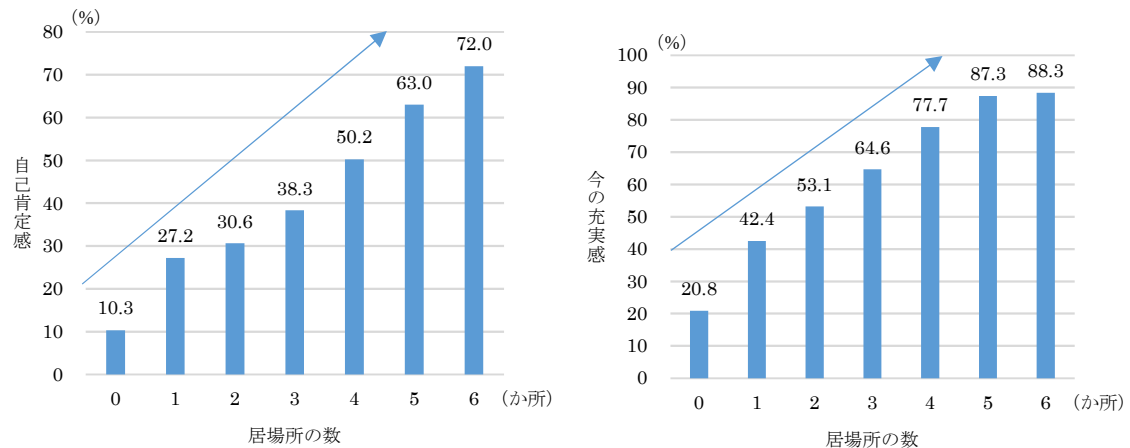
※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

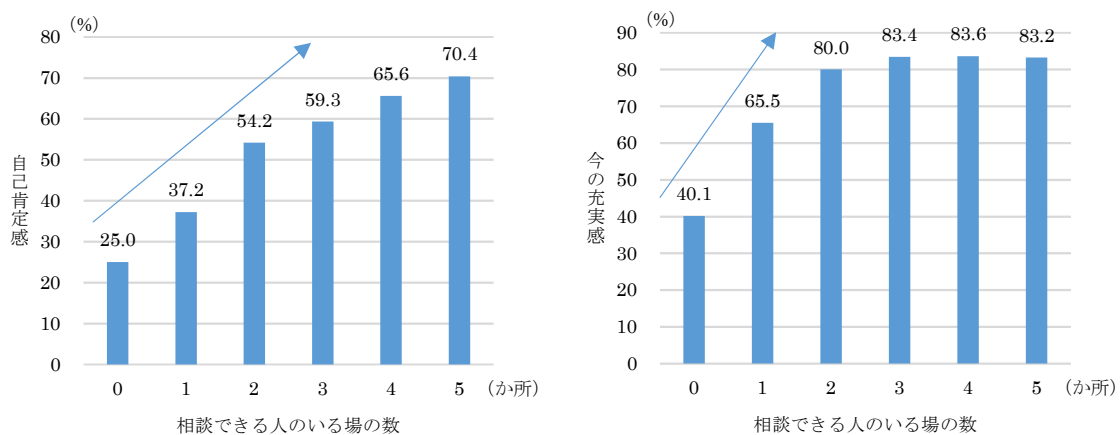
子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）によると、ほっとできる場所、居心地のよい場所等になっている、何でも相談できる人がいる、困ったときに助けてくれる人がいると生活の充実感とは、居場所の数の多さと自己肯定感、今の充実感の高さに関連がみられました。

図表 45 若者の居場所と生活の充実感（国）

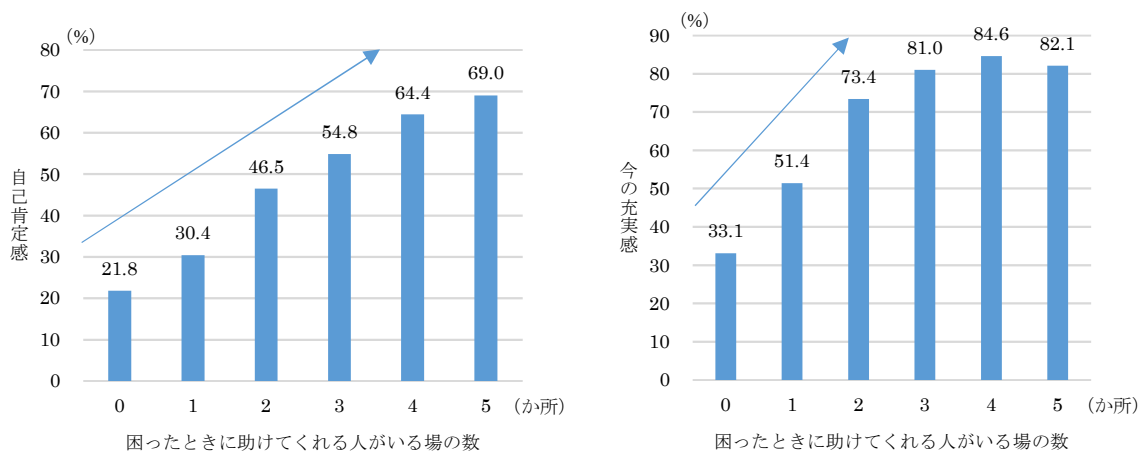
《ほっとできる場所、居心地のよい場所》



《何でも相談できる人のいる場》



《困ったときに助けてくれる人がいる場》



資料：内閣府 子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）

第3章

.....

計画の基本的な考え方

未来を担う子ども・若者が
すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

子ども・若者の育成や子育て支援については、身近な場所で適切な支援を受けられるよう、妊娠・出産期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】
- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
 - 2 子どものすこやかな成長の促進
 - 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
 - 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。

また、子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、保育の質の維持・向上や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるよう質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むなど、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも対応しながら、取組を推進します。

【施策】5 質の高い保育・幼児教育の推進

6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所のほか、医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

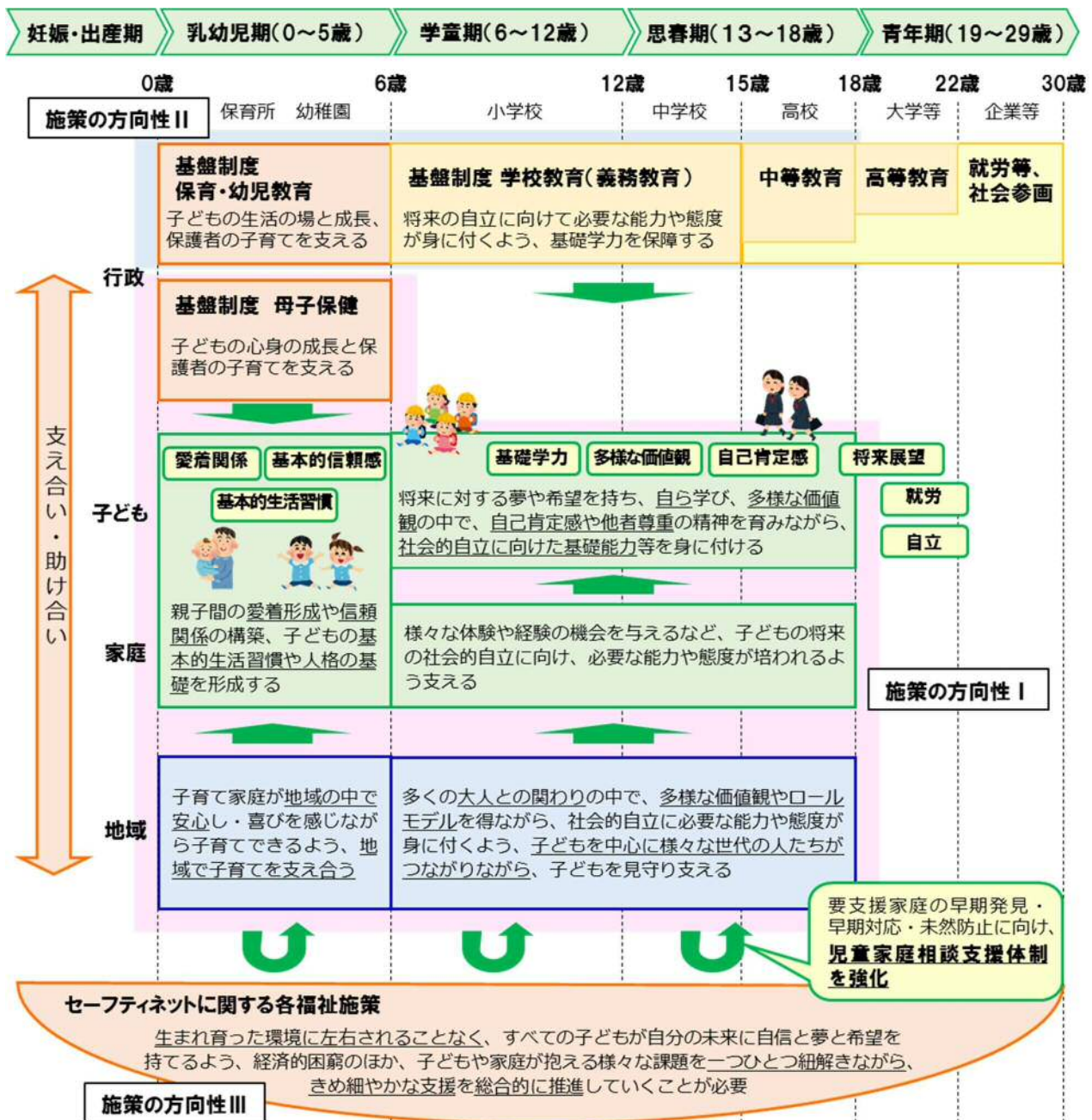
【施策】7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

9 障害福祉サービスの充実

子ども・若者の成長・発達段階と施策の方向性との関係

- 妊娠・出産期 : 妊娠出産を安全に迎えられるよう、正しい知識を得て、親になる準備を迎える時期
- 乳幼児期（0～5歳） : 人との愛着関係や信頼感、自己を認識するとともに、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期
- 学童期（6～12歳） : 子どもの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、自尊心や他者尊重の心を育むなど、社会参加への準備をする時期
- 思春期（13～18歳） : 自意識と客観的事実との違いに悩みながら、社会で自立した生活を営む力を育むなど、体も心も大人に移行する時期
- 青年期（19～29歳） : 親の保護から自立し、大人の社会を展望するとともに、社会に参画し、貢献する大人となるための最終的な移行時期



第4章

.....

計画の推進に向けた施策の展開

第4章には、施策の方向性に基づき取り組む9つの施策について、それぞれ「施策の概要」、「現状と課題」、「計画期間における方向性」、「主な成果指標」を記載するとともに、各施策を構成する具体的な事業の計画期間中の主な取組等を記載しています。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課	頁
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	こ) 青少年支援室	55
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	オ) 人権オンブズパーソン担当	56
		(3)男女共同参画事業	市) 人権・男女共同参画室	56
		(4)地域子育て支援事業	こ) 企画課	57
		(5)小児医療費助成事業	こ) こども家庭課	58
		(6)児童手当支給事業	こ) こども家庭課	59
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	こ) 監査担当	59
		(8)子ども・若者未来応援事業	こ) 企画課	60
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	こ) こども保健福祉課	65
		(2)母子保健指導・相談事業	こ) こども保健福祉課	66
		(3)救急医療体制確保対策事業	健) 保健医療政策室	68
		(4)青少年活動推進事業	こ) 青少年支援室	68
		(5)こども文化センター運営事業	こ) 青少年支援室	69
		(6)わくわくプラザ事業	こ) 青少年支援室	70
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	こ) 青少年支援室	70
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	健) 高齢者在宅サービス課	72
		(9)自治推進事業	市) 協働・連携推進課	72
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	教) 教育政策室	75
		(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教) 指導課	76
		(3)教職員研修事業	教) 総合教育センター	77
		(4)家庭教育支援事業	教) 生涯学習推進課	78
		(5)地域における教育活動の推進事業	教) 生涯学習推進課	79
		(6)地域の寺子屋事業	教) 生涯学習推進課	80
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	ま) 住宅整備推進課	82
		(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま) 住宅整備推進課	83
		(3)市営住宅等管理事業	ま) 市営住宅管理課	84
		(4)魅力的な公園整備事業	建) みどりの保全整備課	84
		(5)公園施設長寿命化事業	建) みどりの保全整備課	86
		(6)防犯対策事業	市) 地域安全推進課	87
		(7)商店街活性化・まちづくり連動事業	経) 商業振興課	87
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	こ) 保育対策課	91
		(2)認可保育所等整備事業	こ) 保育所整備課	92
		(3)民間保育所運営事業	こ) 保育第1課	93
		(4)公立保育所運営事業	こ) 運営管理課	94
		(5)認可外保育施設等支援事業	こ) 保育第2課	96
		(6)幼児教育推進事業	こ) 幼児教育担当	97
		(7)保育士確保対策事業	こ) 保育対策課	98
		(8)保育料対策事業	こ) 保育対策課	99

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課	頁
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	教) 教育政策室	105
		(2)きめ細かな指導推進事業	教) 総合教育センター	107
		(3)人権尊重教育推進事業	教) 教育政策室	107
		(4)多文化共生教育推進事業	教) 教育政策室	108
		(5)健康教育推進事業	教) 健康教育課	109
		(6)健康給食推進事業	教) 健康給食推進室	110
		(7)教育の情報化推進事業	教) 総合教育センター	111
		(8)かわさきGIGA スクール構想推進事業	教) 総合教育センター	113
		(9)魅力ある高校教育の推進事業	教) 指導課	115
		(10)学校教育活動支援事業	教) 指導課	117
		(11)特別支援教育推進事業	教) 指導課	117
		(12)共生・共育推進事業	教) 教育政策室	120
		(13)児童生徒支援・相談事業	教) 総合教育センター	121
		(14)教育機会確保推進事業	教) 総合教育センター	122
		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	教) 教育政策室	123
		(16)就学等支援事業	教) 学事課	124
		(17)学校安全推進事業	教) 健康教育課	125
		(18)交通安全推進事業	市) 地域安全推進課	126
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	131
		(2)児童相談所運営事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	133
		(3)里親制度推進事業	こ) こども保健福祉課	134
		(4)児童養護施設等運営事業	こ) こども保健福祉課	135
		(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	こ) こども家庭課	137
		(6)女性保護事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室	139
		(7)子ども・若者支援推進事業	こ) 企画課	140
		(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	こ) こども家庭課	141
		(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ) こども保健福祉課	141
		(10)災害遺児等援護事業	こ) こども家庭課	142
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	健) 生活保護・自立支援室	145
		(2)生活保護業務	健) 生活保護・自立支援室	146
		(3)生活困窮者自立支援事業	健) 生活保護・自立支援室	146
		(4)雇用労働対策・就業支援事業	経) 労働雇用部	147
		(5)民生委員児童委員活動育成等事業	健) 地域包括ケア推進室	148
		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健) 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	149
		(7)更生保護事業	健) 地域包括ケア推進室	150
		(8)障害者就労支援事業	健) 障害者社会参加・就労支援課	150
		(9)障害者社会参加促進事業	健) 障害者社会参加・就労支援課	151
		(10)ひきこもり地域支援事業	健) 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	152
		(11)精神保健事業	健) 精神保健課	153
	9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	健) 障害福祉課	155
		(2)障害児施設事業	健) 障害計画課	156
		(3)発達障害児・者支援体制整備事業	健) 障害計画課	157
		(4)地域療育センター等の運営	健) 障害計画課	157

凡例：こ) こども未来局 市) 市民文化局 経) 経済労働局 健) 健康福祉局 ま) まちづくり局 建) 建設緑政局 オ) 市民オンブズマン事務局 教) 教育委員会事務局

【計画記載内容の見方について】

【主な成果指標】の見方

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例 の認知度（子ども） （子どもの権利に関する実 態・意識調査）	★1 52.5% （令和2（2020）年度）	55%以上 （令和5（2023）年度） ★2	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（％）

- ★1 成果指標となる指標の本計画策定時点での直近の実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としています。数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、実績値の下に年度を示しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実績値が低い事務事業があります。
- ★2 目標値については、取組の推進により目標値が上昇するもののほか、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。
- 目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（令和7（2025）年度）としています。数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

計画期間中の主な取組 の見方

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。（地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型（児童館型）26か所、計54か所） 【現状】子育て関連情報の提供や相談・援助等の実施 年間延べ利用人数：現状（R2(2020)）117,183人 【R4(2022)以降】 ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズ寄り添った支援の実施 ★2 ★1 ★3	

- ★1 計画期間内の取組及び取組の具体的な内容等を記載しています。
- ★2 現状の取組状況を記載しています。
- ★3 各取組の今後の実施予定を記載しています。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

【施策の概要】

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

【現状と課題】

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、令和2（2020）年3月に、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの参加を支援する取組」の2つを重点取組として位置づけました。子どもの権利をめぐる課題は、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。
- ◆ 平成30（2018）年度から小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を廃止する制度拡充を実施するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に推進していくことが必要です。

【計画期間における方向性】

《子どもの権利》

- ◆ 子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、子どもの権利保障の取組を進めていきます。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターや、地域の「互助」の公的な仕組みとしてのふれあい子育てサポート事業、地域における子育てボランティア活動などを通じて、子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進します。また、保育・子育て総合支援センターでは、新たに利用者支援事業として、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域との関係機関との連携・協働のネットワークづくりを行っていきます。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施していくため、保育・子育て総合支援センターを中心とした子育て支援と、区の保健師等が行う専門的な母子保健と連携しながら、子育て家庭を一体的に支援していきます。
- ◆ 小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例 の認知度（子ども） （子どもの権利に関する実 態・意識調査）	52.5% （令和2（2020）年度）	55%以上 （令和7（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・ 意識調査」（無作為抽出）の「条 例を知っている」「聞いたこと があるが内容が分からない」を 合わせた回答者数／全回答者 数×100（%）
子どもの権利に関する条例 の認知度（大人） （子どもの権利に関する実 態・意識調査）	33.2% （令和2（2020）年度）	44%以上 （令和7（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・ 意識調査」（無作為抽出）の「条 例を知っている」「聞いたこと があるが内容が分からない」を 合わせた回答者数／全回答者 数×100（%）
ふれあい子育てサポートセ ンターの延べ利用者数 （こども未来局調べ）	8,292 人 （令和2（2020）年度）	12,948 人以上 （令和7（2025）年度）	各年の「ふれあい子育てサポ ートセンター実績報告書」の実績 値
地域子育て支援センター利 用者の満足度 ※10点満点 （こども未来局調べ）	9.0 点 （令和元（2019）年度）	9.1 点以上 （令和7（2025）年度）	「地域子育て支援センター利 用者アンケート」（無作為抽出） における各質問項目（10段階） の平均値
地域における子育て支援活 動の参加数（延べ数） （こども未来局調べ）	627 回 （令和2（2020）年度）	2,371 回以上 （令和7（2025）年度）	区役所で行う乳幼児健康診査 等での子育てボランティア活 動延べ数

具体的な事業

- (1) 子どもの権利施策推進事業 (2) 人権オンブズパーソン運営事業 (3) 男女共同参画事業
 (4) 地域子育て支援事業 (5) 小児医療費助成事業 (6) 児童手当支給事業
 (7) 児童福祉施設等の指導・監査 (8) 子ども・若者未来応援事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	子どもの権利施策推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
	計画期間中の主な取組  	
	①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進 様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。また、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業による研修などを行います。 【現状】様々な広報媒体を活用した取組の推進 【R4(2022)以降】継続実施 ②様々な世代に向けた広報資料による意識普及の促進 様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。 【現状】意識普及の促進に向けた取組の推進 <u>広報資料配布部数：現状(R2(2020))175,420部⇒(R7(2025))177,000部以上</u> 【R4(2022)以降】子どもの権利の理解を深める取組の推進 ③「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進します。行動計画に掲載している事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時には、実施結果について自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会の意見を求め、その結果を公表します。 【現状】第6次行動計画に基づく取組の推進 【R4(2022)】第6次行動計画に基づく取組の推進及び第7次行動計画の策定 【R5(2023)～R6(2024)】第7次行動計画に基づく取組の推進 【R7(2025)】第7次行動計画に基づく取組の推進及び第8次行動計画の策定 ④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく子どもに関する施策の推進にあたり、子どもの権利の保障状況を検証するために3年ごとに調査を実施します。 【現状】調査を踏まえた取組の推進及び調査実施(R2) 【R4(2022)～R6(2024)】調査を踏まえた取組の推進 【R7(2025)】調査実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	人権オンブズパーソン 運営事業 (市民オンブズマン事務局：人権オンブズパーソン担当)	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。
	計画期間中の主な取組   	
(3)	男女共同参画事業 (市民文化局：人権・男女共同参画室)	「男女平等かわさき条例」の基本理念に基づき、社会のあらゆる場で誰もが、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組    	
(3)	①男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 男女共同参画についての理解を深めるため、「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市の施設を積極的に活用し、広報・啓発を行います。 【現状】 ・「男女平等推進週間」等における普及啓発の実施 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有の実施 ・すくらむネットと合同開催の「男女共同参画フォーラム」等を通じた普及啓発活動の実施 <u>フォーラム参加者数：現状（R2(2020)）288人⇒（R7(2025)）200人以上</u> 【R4(2022)以降】継続実施	
	②「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした「かわさき☆えるぼし」について、制度の更なる周知や認証企業のPRなどの広報等を行いながら、認証企業の増加に向けた取組を促進します。 【現状】取組の実施 <u>かわさき☆えるぼし認証企業数：現状（R3(2021)）83企業</u> 【R4(2022)以降】継続実施	

	③家庭生活への男性の参画促進 男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。 【現状】男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催 【R4(2022)以降】子育てサロン等の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型（児童館型）26か所 計54か所) 【現状】 ・利用促進に向けた取組の検討 <u>年間延べ利用人数：現状（R2(2020)）117,183人⇒（R7(2025)）146,160人</u> ・寄り添い型支援の実施に向けた検討 【R4(2022)以降】 ・利用促進に向けた検討及び取組の実施 ・寄り添い型支援の実施に向けた検討結果に基づく取組の推進及び利用者支援事業の実施 ・<u>保育・子育て総合支援センターの整備に伴う施設の開所</u> 【R5(2023)】（仮）地域子育て支援センターつちはしの開所 【R6(2024)】（仮）地域子育て支援センターつちぶちの開所 地域子育て支援センターでの親子の交流の様子	

	②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施します。 【現状】事業の利用促進に向けた検討 <u>子育てヘルパー会員平均登録数：現状（R2(2020)）758人⇒（R7(2025)）830人以上</u> 【R4(2022)以降】検討結果に基づく取組の推進 ③地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 養成研修を受講した地域の方が、ボランティアとして各区役所等において、乳幼児や保護者の見守りを実施したり「こんにちは赤ちゃん訪問員」として、子育て家庭を訪問し、身近な子育て情報を届ける等の子育て支援活動を推進します。 【現状】子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ④子育てに関する効果的な情報提供の実施 子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさきし子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育てアプリ」、「かわさきし子育て応援ナビ」（ホームページ）等により子育てに関する効果的な情報提供を行います。 【現状】 ・「かわさきし子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施 【R4(2022)以降】子育てに関する効果的な情報提供の継続実施 ⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進 九都県市の連携による広報活動や、子育て世代向けのセミナーの開催等によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】取組の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	小児医療費助成事業 (こども未来局：こども家庭課)	小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
		
	①小児医療費助成の実施 安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた上で、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に事業の推進を図ります。 【現状】対象者への適正な支給の実施 <u>支給児童数：現状（R2(2020)）126,110人</u> 【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	児童手当支給事業 (こども未来局：こども家庭課)	子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どもの健やかな成長と発達を図ります。
	計画期間中の主な取組 	
	①児童手当の支給 中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。 【現状】子育て世帯への児童手当の支給の実施 <u>支給児童数：現状（R2(2020)）192,048人</u> 【R4(2022)以降】子育て世帯への児童手当の支給の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局：監査担当)	施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。
	計画期間中の主な取組 	
	①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 こども未来局が所管する市内の社会福祉法人や、保育所などの児童福祉施設等に対して指導監査を行い、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。 【現状】 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 <u>指導監査実施数：現状（R2(2020)）512件</u> ・指導・監査体制の充実 【R4(2022)以降】適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 ②施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催 施設運営に対する支援を行うとともに安定的な指導監査体制を確保するため、会計研修会等を開催し、監査指導員の人材育成を図ります。 【現状】会計研修会等の実施 <u>開催回数：現状（R2(2020)）5回⇒（R4(2022)以降）同規模継続</u> 【R4(2022)以降】会計研修会等の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	子ども・若者未来応援事業 (こども未来局：企画課)	子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、様々な分野において活躍する人材を目指して挑戦することを後押しする事業を実施します。
	計画期間中の主な取組 	
	①「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理 子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められていることから、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭等への支援の充実を図るために、子ども・若者施策の総合的な推進を図ります。 【現状】 ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理 ・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」の策定 【R4(2022)以降】「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理 【R5(2023)】子ども・子育て支援に関する支援ニーズ調査の実施 【R6(2024)】子ども・子育て支援法に基づく一部改訂 【R7(2025)】次期計画の策定 ②「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 本市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しするための取組を実施します。 【現状】 ・大学、企業等と連携したグローバル人財育成事業の実施 ・プログラムの充実に向けた検討及び取組の推進 ・様々な媒体を活用した広報の実施 【R4(2022)以降】 ・グローバル人財育成事業の継続実施 ・プログラムの充実に向けた検討及び検討に基づく取組の推進 ・基金を活用した事業の広報の実施	

コラム 「かわさき子育てアプリ」

本市では、子育て中の様々な悩みを解決するため「かわさき子育てアプリ」を導入しています。アプリの機能として、予防接種や子どもの成長記録等の管理のほか、子どもの健診の時期や必要な手続等の情報をプッシュ通知でお知らせすることができます。また、保育所、幼稚園などの子育て関連施設を地図から検索することができ、地域の子育てイベント情報なども確認することもできます。

アプリストアからダウンロードして、カンタンに登録できます！



かわさき子育てアプリで検索！！

かわさき子育てアプリ 検索



コラム 「子ども・若者応援基金」

「頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進」のために、「子ども・若者の挑戦の後押し」と「機会格差をなくす取組」を目的として、平成30（2018）年4月に「子ども・若者応援基金」を創設しました。本基金は、市民や企業等の皆様からいただいた寄附とともに、競馬競輪事業益金を積み立てています。



コラム グローバル人財育成事業

将来の社会的自立に必要な能力や態度を持ち、多様性を尊重しながら共に支え、お互いに高め合える人材の育成を目指し、共生・協働の精神を育む取組を進めていますが、SDGs が提唱され、貧困や気候変動などの課題に世界規模での取組が進む中、世界が直面する課題を持続可能な形で解決するためには、社会課題等を自ら発見し、解決できる能力のほか、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で国際的に活躍できる人材が求められており、こうした人材になれるよう挑戦する子ども・若者を地域社会全体で応援していく必要があります。

本市では、子ども・若者が様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する新たな一歩を後押しできるように、子ども・若者応援基金を活用し、地域全体を巻き込んだ子ども・若者を応援する事業「グローバル人財育成事業」を実施しています。

取組 「Stanford e-Kawasaki」

子ども・若者応援基金を活用した「グローバル人財育成事業」のひとつとして、令和元（2019）年度からスタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）が提供する「Stanford e-Japan」を本市の高校生向けにカスタマイズしたプログラム「Stanford e-Kawasaki」を実施しています。

自宅でインターネットを通じて、多様性とアントレプレナーシップの2つをテーマに合計4回、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを実施し、最終課題として自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを行います。

受講生からは、「ミスを恐れずに、何事にもトライしようと思うようになり、自信を持てるようになった」「ゲストスピーカーと他の受講者から新しい考え方を学ぶのは刺激的だった」「振り返ってみると、自信を持てるようになり、英語のスキルも上がり、柔軟で横断的な考えも身についた」など、失敗を恐れずに挑戦する姿勢や、互いの意見を知る良さ、思考の枠が広がったというポジティブな感想が多数ありました。



Stanford e-Kawasaki 閉講式での集合写真

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策2 子どものすこやかな成長の促進

【施策の概要】

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。

また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

【現状と課題】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊婦・乳幼児健康診査をはじめ、産前産後におけるサポート、乳児家庭への全戸訪問、発達・子育てに関する相談・支援等の体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や、発達・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応等、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ 市内に58館ある「こども文化センター」においては、老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の拠点として活用が図られるよう施設の運営を行いました。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。
- ◆ すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するとともに、令和元（2019）年度からメール配信サービスの実施や、学校の長期休業期間等において平日朝の開設時間を30分前倒しして8時からに変更するなど、事業の充実に取り組んできました。共働き世帯の増加や核家族世帯の増加に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、更なる事業の充実が求められています。

【計画期間における方向性】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援の充実に取り組むとともに、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、支援の必要な家庭を早期に把握し、地域の関係機関と連携しながら、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ 子どもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら健やかに成長していけるよう、様々な体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、子どもたちの意見や地域の特性等を踏まえた子どもの居場所づくりに取り組みます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.8% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3～4か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	96.9% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	36.2% (令和2(2020)年度)	51%以上 (令和7(2025)年度)	わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100(%)
わくわくプラザ利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.6点 (令和元(2019)年度)	8.0点以上 (令和7(2025)年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値
こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	717,694人 (令和2(2020)年度)	1,830,000人以上 (令和7(2025)年度)	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)

具体的な事業

- (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業 (2) 母子保健指導・相談事業 (3) 救急医療体制確保対策事業
 (4) 青少年活動推進事業 (5) こども文化センター運営事業 (6) わくわくプラザ事業
 (7) 青少年教育施設の管理運営事業 (8) いこいの家・いきいきセンターの運営 (9) 自治推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊に悩む方への相談や精神的支援を実施します。 【現状】 相談及び治療費の助成の実施 <u>助成件数：現状（R2(2020)）2,020 件</u> 【R4(2022)以降】 継続実施	
	②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 妊娠中の定期的な医療機関への受診促進と妊婦及び胎児の健康管理向上を図るため、医療機関や助産所において実施する妊婦健康診査費用の一部を助成します。（すべての妊婦に14回分の補助券を交付、多胎児妊娠の場合はさらに5回分費用を助成します。） 【現状】 健康診査費用の助成の実施 <u>助成件数：現状（R2(2020)）155,597 件</u> 【R4(2022)以降】 継続実施	

③各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施

乳幼児の成長において節目となる各時期に発育・発達の確認を行い、異常等の早期発見とその後の適切な医療、療育を受けられるよう、各区役所又は市内協力医療機関において健康診査を実施します。（3～4か月児・7か月児・5歳児健診は市内協力医療機関、1歳6か月児・3歳児は各区役所で実施）

【現状】 乳幼児健康診査の実施

乳幼児健康診査受診者数：現状（R2(2020)）62,231 人

【R4(2022)以降】 乳幼児健康診査の継続実施

④聴覚及び視覚検診の実施

新生児聴覚検査及び3歳児健康診査での視聴覚検診により、目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育・治療につなげることを目的として実施します。（新生児聴覚検査は令和3(2021)年10月から開始）

【現状】 聴覚及び視覚検診の実施

聴覚及び視覚検診受診者数：現状（R2(2020)）12,594 人

【R4(2022)以降】 聴覚及び視覚検診の継続実施

	⑤先天性代謝異常等検査事業の実施 フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し障害の発生を未然に防ぐため、市内の医療機関で出生した、生後5～7日の赤ちゃんの先天性代謝異常等検査費用の一部を助成します。 【現状】先天性代謝異常等検査事業の実施 <u>先天性代謝異常等検査受診者数：現状（R2(2020)）9,943人</u> 【R4(2022)以降】先天性代謝異常等検査事業の継続実施 ⑥乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。 【現状】フォローの実施 【R4(2022)以降】継続実施 ⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 医療機関との連携体制の強化を図りながら、健診後の要支援家庭等への支援を行います。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施
No	事務事業名(所管課) 事業概要
(2)	母子保健指導・相談事業 (こども未来局：こども保健福祉課) 妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子が健やかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。
	計画期間中の主な取組   
	①思春期の心と身体健康教育の実施 思春期に特有な医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する個別相談に応じるとともに、学校保健との連携により、小・中・高等学校等において、児童や親、教職員を対象とした集団による健康教育を実施します。 【現状】学校保健と連携した集団指導等の実施 <u>参加者数：現状（R2(2020)）1,680人⇒（R7(2025)）7,300人以上</u> 【R4(2022)以降】学校保健と連携した集団指導等の継続実施 ②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 【現状】各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 【R4(2022)以降】継続実施

③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援

妊娠・出産により新しい家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考え、両親で育児にあたるよう、妊娠中の生活や出産、育児に関する学習や実習を行います。

【現状】各区等での両親学級の開催

参加者数：現状（R2(2020)）3,188人⇒（R7(2025)）4,700人以上

【R4(2022)以降】各区等での両親学級の継続実施

④新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

新生児訪問は、保健師や訪問指導員が、保護者が安心して育児が行えるよう、新生児の発育や産後の経過などに関する相談支援を実施します。

また、こんにちは赤ちゃん訪問は、養成研修を受けた地域の方が訪問員として子育て家庭を訪問し、身近な子育てに関する情報を届けるなど、地域と子育て家庭のつながりをつくりまします。

【現状】乳児家庭への訪問の実施

訪問実施率：現状（R2(2020)）94.9%⇒（R7(2025)）94.9%以上

【R4(2022)以降】乳児家庭への訪問の継続実施

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育上の支援を必要としている家庭に対して、保健師や訪問指導員を派遣し、子育てに関する助言、指導等を行うなど、児童虐待の未然防止や再発予防に向けた相談・支援を行います。

【現状】訪問指導の実施

訪問件数：現状（R2(2020)）1,966件⇒（R7(2025)）2176人以上

【R4(2022)以降】訪問指導の継続実施

⑥産後ケア事業の実施

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、授乳・沐浴に関する相談指導等を行う産後ケア事業を実施します。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」、助産所に日中通ってケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」により、母体の体力回復を促し、母体・乳児ケアを行います。

【現状】事業の実施

利用者数：現状（R2(2020)）延べ1,832人⇒（R7(2025)）延べ2,450人以上

【R4(2022)以降】産後ケア事業の実施

⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。

【現状】事業の実施

利用者数：現状（R2(2020)）延べ2,321人⇒（R7(2025)）延べ3,600人以上

【R4(2022)以降】産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	救急医療体制確保対策事業 (健康福祉局：保健医療政策室)	救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①救急医療体制の充実にに向けた取組の推進 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの運営を支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。 【現状】救急病院や医師会による休日（夜間）急患診療所の運営に対する支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保 産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。 【現状】総合（地域）周産期母子医療センターの運営に対する支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	青少年活動推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成を推進します。 【現状】青少年団体への支援 【R4(2022)以降】継続実施 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。 【現状】こども110番事業への支援等 【R4(2022)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	わくわくプラザ事業 (こども未来局：青少年支援室)	すべての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①わくわくプラザ事業の実施 子育て家庭のニーズを踏まえ、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施や小学校や地域等と連携した「放課後子供教室」の充実に向けた検討を進めます。 【現状】わくわくプラザ事業の実施（１１４か所） 【R4(2022)以降】利用者ニーズを踏まえた取組の推進  わくわくプラザ内の様子 ②子育て支援・わくわくプラザ事業の実施 保護者の就労等で「わくわくプラザ」が終了する午後６時までに児童のお迎えが難しい場合に、子育て支援の観点から、児童の安全・安心な居場所を確保します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局：青少年支援室)	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊びや活動の促進に向けた場を提供します。
	計画期間中の主な取組	
	①ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため施設を運営します。（所在地：長野県諏訪郡富士見町） 【現状】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 <u>利用人数：現状（R2(2020)）6,193人⇒（R7(2025)）96,000人以上</u> 【R4(2022)以降】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の継続実施	

②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施

野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため施設を運営します。（所在地：麻生区黒川）

【現状】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）7,452人⇒（R7(2025)）31,000人以上

【R4(2022)以降】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の継続実施



黒川青少年野外活動センターでの野外体験活動の様子

③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施

子どもが遊び、夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主性及び自発的な活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため施設を運営します。（所在地：高津区下作延）

【現状】 子どもの自発的な活動の場の提供の実施

利用人数：現状（R2(2020)）53,717人⇒（R7(2025)）92,000人以上

【R4(2022)以降】 子どもの自発的な活動の場の提供の継続実施



子ども夢パークにおける泥んこ遊び

④青少年の家における団体宿泊活動等の実施

団体の宿泊研修を通じて、心身ともに健康な青少年の育成を図るため施設を運営します。（所在地：宮前区宮崎）

【現状】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）12,686人⇒（R7(2025)）34,000人以上

【R4(2022)以降】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営 (健康福祉局：高齢者在宅サービス課)	高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。
	計画期間中の主な取組	
	①こども文化センターとの連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進 こども文化センターをはじめとした様々な関係機関との多世代交流を含む地域交流を積極的に行い、地域における「顔の見える関係づくり」に取り組みます。 【現状】多世代交流の更なる推進のための手法の検討 <u>事業実施数：現状（R2(2020)）55 か所</u> 【R4(2022)以降】検討結果に基づく多世代交流の更なる推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	自治推進事業 (市民文化局：協働・連携推進課)	自治基本条例の理念等の周知をするとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①若者など多様な市民による参加の促進に向けた取組の実施及び検証 主に若者を対象とした市民参加型のワークショップ等の開催を通じて若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図り、市政への主体的な関わりを促します。 【現状】 ・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ・市民参加の推進に向けた調査、手法の検討 【R4(2022)以降】継続実施	

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

【施策の概要】

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

【現状と課題】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の仕組みを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進に取り組んでいます。学校が抱える課題の解決及び、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向け、学校・家庭・地域との連携による教育活動の取組を今後もさらに充実させていくことが必要です。
- ◆ 各区地域みまもり支援センターに配置している区・教育担当が中心となって、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細かな支援のほか、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域の関係機関との連携強化による子ども支援を推進しています。教育に関する課題が複雑化・多様化しており、課題の解決にあたっては、区・教育担当が中心となり各区の実情に応じたきめ細かな学校支援等を継続することが必要です。
- ◆ 改正教育公務員特例法に基づき、川崎市の教育を担う人材の育成に向けて、川崎市教員等育成協議会を設置し、本市の状況を踏まえた教員研修計画を策定するなど、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が必要です。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 核家族化の進行や働き方の多様化、地域のつながりの変化等から、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることなどから、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る仕組みづくりが求められています。教育文化会館や市民館等では、家庭教育に関する学級講座の開催をはじめ、PTA等が開催している家庭教育事業の支援、企業等との連携による家庭教育事業などを実施しています。今後も地域において家庭教育を支援する取組の推進が必要です。
- ◆ 市内の各行政区と各中学校区に川崎市独自の組織である地域教育会議を設置し、学校・家庭・地域の連携や地域の教育力の向上に向けて活動しています。地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題があり、更なる活性化に向けて支援を充実させていくことが必要です。
- ◆ 「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを推進しています。「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。

【計画期間における方向性】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充することで、地域が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。
- ◆ 区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細かに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ◆ ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化がみられることから、家庭教育支援の輪をさらに広げ、支援対象を増やしていくため、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組みます。
- ◆ 各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けて取り組み、放課後の学習支援のほか、地域人材や、企業、大学などの人材を寺子屋先生として、様々な体験活動や世代間交流のプログラムを実施します。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】	45% (令和3(2021)年度)	60.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】	31.2% (令和3(2021)年度)	40.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】	93.0% (令和2(2020)年度)	94.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】	91.1% (令和2(2020)年度)	93.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値

親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	94.5% （令和2（2020）年度）	95.0%以上 （令和7（2025）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（％）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	83.8% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（％）

具体的な事業

- （1）地域等による学校運営への参加促進事業 （2）地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
（3）教職員研修事業 （4）家庭教育支援事業 （5）地域における教育活動の推進事業
（6）地域の寺子屋事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	地域等による学校運営への参加促進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 家庭や地域から信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指し、各校の実情に合わせた学校運営を推進します。 【現状】各校の取組推進 【R4(2022)以降】各校の実情に合わせた取組の推進 ②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 学校運営協議会の運営支援により、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。 【現状】取組の推進 <u>コミュニティ・スクール数：現状（R3(2021)）28校⇒（R7(2025)）全校</u> 【R4(2022)以降】コミュニティ・スクールの拡充	
	用語説明	学校運営協議会

保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が学校に設置する機関です。

	③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 コミュニティ・スクール連絡会の開催やそれぞれの取組を掲載したリーフレットの作成・配布により実践成果の普及・啓発を図ります。 【現状】 ・コミュニティ・スクール連絡会の開催（年1回） ・取組成果をまとめたリーフレットの作成・配布 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。
	計画期間中の主な取組 	
	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を活かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育むとともに、地域の協力者の支援により、地域の特性を活かした教育活動を進めます。 【現状】「夢教育 21 推進事業」の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、地域に開かれた学校づくりを推進します。 【現状】学校評価の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ③学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 地域人材を活用して学校教育活動の活性化を図る学校教育ボランティア活動を推進します。 【現状】学校教育ボランティアの配置 <u>ボランティアコーディネーター配置数：現状（R3(2021)）137校</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ④小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 小中9年間を円滑に接続するために、情報共有や交流を行う小中連携教育を推進します。 【現状】小中連携教育の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

	⑤区における教育支援の推進 区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。 【現状】 ・学校運営全般に対する支援の実施 ・地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援の実施 ・各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 【R4(2022)以降】継続実施
No	事務事業名(所管課) 事業概要
(3)	教職員研修事業 (教育委員会事務局：総合教育センター) 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組 
	①教職員の資質、能力の向上をめざした研修の実施 経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められていることから、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。 【現状】 ◦ <u>育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修の実施</u> 【現状】各種研修の実施 研修開催回数：現状（R2(2020)）144回（資料送付を含む） 【R4(2022)以降】継続実施 ◦ <u>学び続けることができる教職員の育成を目指した取組の推進</u> 【現状】校内OJTの活性化を図るための取組の検討 【R4(2022)以降】検討結果に基づく取組の推進 ◦ <u>GIGAスクール構想や働き方・仕事の進め方改革を踏まえた研修の実施</u> 【現状】オンライン研修等の推進 【R4(2022)以降】R3年度の取組結果を踏まえた事業推進 ②優秀な人材の確保に向けた、教職を目指す人のための「輝け☆明日の先生」の実施 本市の教職を目指す大学生、社会人、非常勤講師などを対象に、川崎市が求める教員としての資質・能力を身に付け、川崎市の教育への関心や理解を深めることを目指したかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を実施します。（9月～2月の土曜日、全12回開催） 【現状】事業実施 R2年度受講者のうちR3年度採用試験合格者数：現状（R2(2020)）25人 【R4(2022)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 教育文化会館・市民館・分館において家庭・地域教育学級等の事業を実施します。 【現状】事業実施（全区） 【R4(2022)以降】家庭・地域教育学級等の実施 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援 学びへのきっかけづくりとして、PTAによる家庭教育学級開催の支援を行います。 【現状】小中学校等のPTAによる家庭教育学級開催に向けた助言や講師派遣等の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 全市・各区において「家庭教育推進連絡会」を開催し、情報共有を推進します。 【現状】全市・各区で実施 【R4(2022)以降】継続実施 ④企業や地域団体等と連携した取組の推進 地域の様々な主体と連携した、家庭教育支援を推進し、学習機会の拡充を図ります。 【現状】企業等と連携した家庭教育講座の開催 <u>開催数：現状（R2(2020)）2講座</u> 【R4(2022)以降】企業等と連携した事業実施 ⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進 オンライン講座やデジタル教材の提供により、ICTを活用して、身近な施設等での出張講座を開催します。 【現状】ICTの活用や出張講座の検討 【R4(2022)以降】ICTの活用や出張講座による家庭教育の支援	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	地域における教育活動の推進事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。
	計画期間中の主な取組  	
	①地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進 多様な主体による緩やかな地域教育ネットワークの構築を進め、地域と学校の双方向の連携・協働を図りながら、地域における教育活動を推進します。 【現状】 - 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 開催数：現状（R3(2021)）年3回 - 地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置及びコーディネーター養成講座の開催 設置校数：現状（R3(2021).12）6 中学校区 【R4(2022)以降】 - 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 - 地域の状況に応じてコーディネーターを全中学校へ順次拡充及びコーディネーター養成講座の継続開催 ②「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進 川崎市子ども会議の活動を通じて、子どもたちの意見表明と社会参加を促進します。 【現状】 - 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催 - 子ども集会における川崎市子ども会議と行政区・中学校区子ども会議との連携 【R4(2022)以降】 子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充 ③地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域の力で子どもたちを支援します。 【現状】 子どもの泳力向上プロジェクトの実施 参加者数：現状（R2(2020)）1,764 人 【R4(2022)以降】 継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。 【現状】地域の寺子屋事業の推進 <u>設置か所数：現状（R4(2022).4.1）74 か所⇒（R7(2025)）全小・中学校設置完了</u> 【R4(2022)】地域の寺子屋事業の拡充（設置か所数：93 か所） 【R5(2023)以降】地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充	
	②養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 寺子屋の先生を担っていただく人材を確保するための養成講座を開催します。また、寺子屋の運営を担うコーディネーターを養成するため、教育文化会館や市民館と連携した寺子屋コーディネーター養成講座を開催します。 【現状】地域人材の寺子屋への参加促進及び人材確保に向けた広報の充実 <u>寺子屋の運営に参画した人材：現状（R2(2020)）938人</u> 【R4(2022)以降】・養成講座の実施による寺子屋の運営に参画する人材の確保及び人材確保に向けた広報の継続実施	

③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発

市内で行われている各寺子屋が、どのように活動しているのかを紹介するフォーラムを年に1回開催し、事業の普及・啓発を図ります。

【現状】年1回開催

【R4(2022)以降】継続実施

④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施

地域の状況を踏まえながら、日本語学習の支援を実施していきます。

【現状】4か所の寺子屋分教室を設置

【R4(2022)以降】地域の状況を踏まえた取組の推進



地域の寺子屋事業における学習支援の様子

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策4 子育てしやすい居住環境づくり

【施策の概要】

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

【現状と課題】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、民間事業者等と連携して、住宅ストックの活用・世代間循環の促進などに取り組みました。引き続き、子育て世帯や高齢者等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- ◆ 子育て世帯向けの期限付き入居制度の導入等の市営住宅の効果的な活用や、居住支援協議会の適切な運営等により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援などに取り組んでいます。誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、引き続き、取組を進めていく必要があります。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 身近な公園について、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、子ども・若者が安全かつ快適に公園で遊べるよう、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行っています。引き続き、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- ◆ 地域の防犯対策として、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組みました。市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。

【計画期間における方向性】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるよう、そのしくみづくりを進めます。
- ◆ 市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営により、住宅セーフティネットの構築に向けた取組を進めます。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとと

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

もに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続し、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園や緑地づくりを促進します。

- ◆ 安全に暮らせるまちをつくる取組として、防犯対策について、引き続き多様な主体と連携した防犯活動を推進するとともに、E S C O事業によるL E D防犯灯の効率的な設置や維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ) ※5年毎の調査	70% (平成30(2018)年度)	80%以上 (令和5(2023)年度)	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足・まあ満足)とした人の割合
公園緑地の整備・管理状況についての満足度 (市民アンケート)	56.8% (令和元(2019)年度)	65% (令和7(2025)年度)	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で(満足・やや満足)とした人の割合
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	6,307件 (令和2(2020)年)	8,500件以下 (令和7(2025)年)	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)

具体的な事業

- (1)住宅政策推進事業 (2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業 (3)市営住宅等管理事業
(4)身近な公園整備事業 (5)公園施設長寿命化事業 (6)防犯対策事業
(7)商店街活性化・まちづくり連動事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	住宅政策推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ、脱炭素化の進展をはじめとした社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 子育て世帯や高齢者等の市民の多様な居住ニーズやライフスタイル、ライフステージに応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組みます。 【現状】既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導 【R4(2022)～R5(2023)】供給誘導 【R6(2024)以降】新たな計画に基づく取組の推進	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	民間賃貸住宅等居住支援 推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「住宅確保要配慮者向け登録住宅」について、登録に必要な住宅確保要配慮者の範囲や面積基準等を定めた「川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の普及啓発を行い、住宅確保要配慮者の入居機会の確保を図ります。 【現状】 ・計画の策定（H30(2018)） ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 【R4(2022)】取組の検証、計画改定に向けた検討及び普及啓発の継続実施 【R5(2023)】計画改定及び普及啓発の継続実施 【R6(2024)以降】取組の推進、進行管理及び普及啓発の継続実施 ②「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 子育て世帯、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、住宅セーフティネット法に基づき設立した居住支援協議会による入居・生活支援の取組を推進します。 【現状】 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 相談件数：現状（R2(2020)）490件⇒（R7(2025)）500件以上 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続きの同行等支援 支援件数：現状（R2(2020)）9件⇒（R7(2025)）12件 【R4(2022)以降】継続実施 ○居住支援協議会の運営 【現状】家主等の不安解消に向けた支援の検討 【R4(2022)】支援事例の検証 【R5(2023)】地域の担い手や家主等との連携強化の検討 【R6(2024)以降】連携強化による取組の実施 ③居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親世帯、DV 被害者、一時保護施設退所者、児童福祉施設等退所者等で連帯保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援し、住生活の安定向上及び福祉の増進につなげます。 【現状】居住支援制度による入居支援の実施 支援件数：現状（R2(2020)）112件 【R4(2022)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	市営住宅等管理事業 (まちづくり局：市営住宅管理課)	市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への的確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加等への対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①よりの確・公平な提供に向けた取組の推進 市営住宅の募集において子育て世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、コミュニティバランスの取れた世帯構成の実現や地域活力の維持・増大に向けて、期限付き入居制度を推進し、市営住宅への若年子育て世帯等の入居機会の拡大を図ります。 【現状】 ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の導入（H30） ・期限付き入居制度の検証 【R4(2022)】 ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 ・入居制度の見直し 【R5(2023)以降】 ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 ・新制度の運用開始	
(4)	魅力的な公園整備事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①地域の特性に合わせた魅力ある公園づくりの推進 施設が老朽化した公園について、市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めます。 【現状】 ・公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 【R4(2022)】 ・民間活力導入などによる公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備の対象公園拡大に向けた取組 ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 【R5(2023)】 ・民間活力導入などによる公園の再整備の推進 ・稲田公園の再整備に向けた整備設計 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備の対象公園拡大に向けた取組 ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討	

【R6(2024)】

- ・民間活力導入などによる公園の再整備の推進
- ・稲田公園の再整備に向けた整備設計
- ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備の対象公園拡大に向けた取組
- ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進

【R6(2024)】

- ・民間活力導入などによる公園の再整備の推進
- ・稲田公園の再整備工事
- ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備の対象公園拡大に向けた取組
- ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進

②バリアフリー整備の実施

園路広場やトイレなどの主要施設をバリアフリー化し、市民がより利用しやすい公園となるよう再整備を進めます。

【現状】 エントランスや園路などバリアフリー化に向けた整備の実施

【R4(2022)以降】 継続実施

③身近な公園の整備の実施

子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。

【現状】

- ・中野島3丁目公園整備工事
- ・東名犬蔵公園整備基本設計

【R4(2022)】 東名犬蔵公園整備実施設計

【R5(2023)】

- ・東名犬蔵公園整備工事
- ・西長沢公園整備の基本設計

【R6(2024)】 西長沢公園整備工事

【R7(2025)】 その他身近な公園における整備の実施

④防犯機能を有する施設管理用カメラの設置

不適切な利用による施設の器物破損等を防ぎ、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、施設管理用カメラを適切に管理します。

【現状】 施設管理用カメラ設置の推進

【R4(2022)】

- ・施設管理用カメラの適切な管理
- ・新たな設置手法の検討

【R5(2023)以降】

- ・施設管理用カメラの適切な管理
- ・新たな設置手法の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	公園施設長寿命化事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	長寿命化の取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①「公園施設長寿命化計画」に基づく取組の推進 長寿命化計画に基づき、遊具など公園施設の効果的な維持管理を実施します。 【現状】 ・遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理 ・整備設計のための測量 ・公園施設（遊具）の整備（小田第2公園ほか） 【R4(2022)】 ・遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理及び整備設計のための測量の継続実施 ・公園施設（遊具）の整備（市ノ坪中村通公園ほか） 【R5(2023)】 ・遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理及び整備設計のための測量の継続実施 ・公園施設（遊具）の整備（野川南台公園ほか） ・公園施設（橋りょう）の改修（むじなが池公園） 【R6(2024)】 ・遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理及び整備設計のための測量の継続実施 ・公園施設（遊具）の整備（栗木公園ほか） ・公園施設（夜間照明塔）の整備（大師公園） 【R7(2025)】 ・遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理及び整備設計のための測量の継続実施 ・公園施設（遊具）の整備 ・公園施設（夜間照明塔）の整備（大師公園） ・長寿命化計画の次期計画策定	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	防犯対策事業 (市民文化局：地域安全推進課)	市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①防犯カメラの設置に向けた取組の実施 市の補助制度に基づき、地域からの需要が高い防犯カメラの設置補助を実施します。 ・重点地区の指定による設置の推進 【現状】重点地区の検討 【R4(2022)】重点地区の指定 【R5(2023)以降】重点地区への防犯カメラ設置・運用 ・補助制度の運用による設置の推進 【現状】補助制度の運用による設置 補助台数：現状（R2(2020)）50台 【R4(2022)以降】設置の推進 ②ESCO 事業による防犯灯のLED化、維持管理等の実施 夜間の通行の安全確保等に向けて、防犯灯LED化ESCO事業による防犯灯の維持管理及び新設を実施します。 ・防犯灯の新設・維持管理の実施 【現状】新設・維持管理の実施 新設数：現状（R2(2020)）428灯 維持管理数：現状（R2(2020)）約68,000灯 【R4(2022)以降】継続実施 ・防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討 【R4(2022)～R6(2024)】維持管理手法の検討 【R7(2025)】維持管理手法の決定	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	商店街活性化・まちづくり 連動事業 (経済労働局：商業振興課)	商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業の推進 商店街の安全安心な環境づくりを支援するため、防犯カメラ等の設置補助を実施します。 【現状】 ・街路灯のLED化等の支援の実施 ・防犯カメラ、AED等の設置支援の実施 ・商店街の老朽化した街路灯等の撤去支援の実施 支援件数：現状（R2(2020)）累計188件 【R4(2022)以降】継続実施	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

【施策の概要】

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

医療的ケアを必要とする子ども（医療的ケア児）をはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

【現状と課題】

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 認可保育所や小規模保育事業の新規整備において、市有地や県有地、国有地の活用とともに民間活力を積極的に導入し、公募型の民間事業者活用型保育所整備においては、特に交通結節点の主要駅等を中心とした重点整備地域を指定するなど、ニーズの高いエリアに保育受入枠が確保できるよう取り組んできました。育児休業制度の定着等による1歳児・2歳児からの利用希望の増加や、大規模集合住宅の建設に伴う局地的な保育ニーズの発生など、今後は地域の保育需要をよりの確にとらえた整備が必要となっています。
- ◆ 川崎認定保育園は、認可保育所等とともに、多様な保育ニーズを支える重要な役割を担ってきました。特に育児休業明けの1歳児・2歳児は、認可保育所を希望しながら利用調整で保留になった児童が多く、その必要な受け皿になっています。働き方の変化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、安定的に児童が確保できない施設も出てきており、引き続き、既存園を活用した柔軟な受入れを行うためには、安定的で効率的な運営の確保が必要となっています。
- ◆ 保育士確保対策については、リモートを含む就職相談会や保育所等見学会、潜在保育士の復職支援、保育士資格取得支援、5県市で共同設置している保育士・保育所支援センター事業などの取組により、保育士養成施設等とも連携しつつ、市内保育所等における保育人材の確保を行ってきました。都市部での保育所の新規整備は続いており、都市間での人材確保競争も続いていることから、市内保育所等への人材確保につながる取組のほか、保育士等の子どもの保育所等入所における利用調整上の優先的な取扱いを継続して実施する必要があります。
- ◆ 一時保育事業については、多様な保育ニーズに対応するため、これまで実施施設数の増加を図ってきましたが、近年は、地域により利用者数が減少傾向にあることから、今後は地域のニーズと実施施設の分布状況を踏まえながら、実施施設数の最適化を図る必要があります。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 各区においては、申請前段階からの説明会の実施や夜間・休日の相談など、きめ細やかな相談や、保育所入所保留となった申請者に対する丁寧なアフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等の適切なマッチングを図るなど、切れ目のない市民視点に立った取組を推進しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、引き続き、各区において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施していく必要があります。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 令和元（2019）年度に川崎市、令和2（2020）年度に中原区と、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センターとして順次整備し、公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援を行ってきました。子育てに不安や負担を感じている家庭もあることから、在宅での子育てに対し、保育・子育て総合支援センター等が地域の拠点となり、関係機関との連携を図りながら専門的な支援を展開するなど、地域の子育て支援の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 保育・子育て総合支援センターや各区保育総合支援担当が中心となり、保育所等施設長連絡会等の各種連携会議の開催やキャリアアップ研修の実施をはじめとした民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図ってきました。市内の保育事業者の増加や、民間保育所の運営主体の多様化は当面続くと見込んでいることから、引き続き、地域全体での保育の質の維持・向上を図る必要があります。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 本市では、すべての保育所において、集団保育が可能と認められる場合には、障害を持つ子どもを受け入れることを基本としており、受入のための支援として巡回による発達相談や保育体制の充実に努めるとともに、市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対しても、幼児教育相談員の巡回による各園の教職員への助言、支援等に取り組んでいます。近年、診断基準の変化や発達障害の知識の普及、低出生体重児の増加などにより配慮を必要とする子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携が必要となっています。
- ◆ 平成28（2016）年度から、公立保育所7園において、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断され、さらに川崎市保育所入所児童等健康管理委員会においても集団保育が可能と判断された場合に、医療的ケア児を受け入れています。医療技術の進歩等により医療的ケア児が増加していることや、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることが求められており、日常的に通える範囲での受入体制を確保すること等が課題となっています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として、子ども一人ひとりの発達に応じ、環境を通して生きる力の基礎を育み、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支えています。本市では、多様な教育・保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の在園児について、平日及び土曜日の預かりの長時間化（11時間以上）や、夏休み期間等の預かり通年化に対応するための幼稚園型一時預かり事業を推進しています。引き続き、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受入先の確保等が必要なことから、幼稚園型一時預かり事業についても、長時間化や通年化、2歳児の受入れなど、今後も充実した支援策を実施する必要があります。
- ◆ 幼児教育と保育の一体的な提供を進めるため、幼稚園の認定こども園への移行を推進しています。多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受入先の確保等が必要となっています。

【計画期間における方向性】

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、引き続き、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組みます。
- ◆ 認可保育所の整備にあたっては、必要な場所に必要量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保できるよう、既存園との競合を避けながら整備指定地域をより柔軟に設定することで、より地域のニーズを反映した取組を進めます。
- ◆ 川崎認定保育園については、既存施設を活用した保育受入枠の確保を図るため、認可化を推進するとともに、川崎認定保育園の安定的な運営に向けた支援に取り組みます。
- ◆ 保育士確保対策については、引き続き、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで求人事業者と求職者のマッチング機会の充実を図ります。
- ◆ 一時保育事業については、地域によっては施設数の増加に伴う供給過多により、事業ニーズが想定を下回っている施設がある一方で、実施施設が近くにない地域もあることから、地域の需給バランスを考慮しながら、既存園の施設数の最適化に取り組みます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 各区において、利用申請前から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を実施します。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 在宅での子育てを家庭を支援し、保護者の孤立等を防ぐため、関係機関との連携のもと、保育・子育て総合支援センターにおいて、支援が必要な子どもの緊急・一時保育での受入れなどを実施します。
- ◆ 地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、これまで培ってきた知識や保育技術を公民で共有し、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進します。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 配慮を必要とする子どもについては、長年の受入れにより蓄積してきた経験と知識・技術を活かしながら、専門職（保育士・看護師・栄養士）による相談・支援を行うとともに、小学校への円滑な接続を視野に入れて、保護者、療育センター、小学校等との連携に取り組みます。
- ◆ 医療的ケア児については、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、医療的ケア児を受け入れる園の拡充、痰の吸引、経管栄養、導尿以外の集団保育が可能な医療的ケア児の受入れに向けた検討、民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組みます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園型一時預かり事業の拡大と併せ、幼稚園を既存の小規模保育事業と連携する施設と位置づけ、

3歳到達時には幼稚園での受入れを促すなど、幼稚園における就労家庭児の受入れを推進します。

- ◆ 幼稚園における保育の長時間化・通年化や教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた段階的な支援を行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (令和3(2021)年4月)	0人 (令和8(2026)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値
認可保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.8点 (令和元(2019)年度)	8.4点以上 (令和7(2025)年度)	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1) 待機児童対策事業 (2) 認可保育所等整備事業 (3) 民間保育所運営事業 (4) 公立保育所運営事業
(5) 認可外保育施設支援事業 (6) 幼児教育推進事業 (7) 保育士確保対策事業 (8) 保育料対策事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
①	待機児童対策事業 (こども未来局：保育対策課)	就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 各区において、保育所入所相談、コーディネート機能の充実を図り、保育所の利用を希望される方などへのきめ細やかな相談支援を実施します。 【現状】 ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備 【R4(2022)以降】保育所入所相談、コーディネート等の実施	
	◆保育所の概況	

	保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)		
		総数	3歳未満児	3歳以上児
平成 29(2017)年 4 月 1 日	387	26,999	12,089	14,910
平成 30(2018)年 4 月 1 日	420	28,809	12,874	15,935
平成 31(2019)年 4 月 1 日	452	30,699	13,635	17,064
令和 2 (2020)年 4 月 1 日	484	32,296	14,273	18,023
令和 3 (2021)年 4 月 1 日	520	33,552	14,818	18,734

※市内在住の児童数（他都市の委託児童を含む。）

	②「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 事業計画において定めている教育・保育の量の見込みと確保方策について見直しを行い、引き続き、増加が見込まれる保育ニーズに対応して、認可保育所等のほか、川崎認定保育園や幼稚園などにより、計画的に保育体制の確保を進めます。 【現状】「第2期子ども・子育て支援事業計画」の改定 【R4(2022)～R5(2023)】計画に基づく取組の推進 【R6(2024)】次期計画の策定 【R7(2025)】「子ども若者の未来応援プラン」の策定に伴う次期計画の改定 ③横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 待機児童対策に関する横浜市との連携協定に基づき、両市施設間の相互利用を促進するなど、両市の保育需要を相互に補完し、待機児童解消に向けて連携した取組を進めます。 【現状】協定に基づく相互利用 <u>横浜保育室利用人数：現状（R3(2021).4）12人⇒（R7(2025)）29人</u> 【R4(2022)以降】協定に基づく相互利用の促進																											
No	事務事業名(所管課)	事業概要																										
(2)	認可保育所等整備事業 (こども未来局：保育所整備課)	保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。																										
	計画期間中の主な取組 																											
	①様々な手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 認可保育所の新設整備等の多様な手法により保育受入枠を拡大することで、高い保育需要への対応を図ります。 【現状】R4.4の定員数の確保に向けた整備等（定員1,466人増） <u>定員数：現状（R3(2021).4）33,812人⇒（R8(2026).4）38,680人</u> <table border="1" data-bbox="284 1424 1313 1816"> <thead> <tr> <th>各区の状況</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区</td><td>定員10人増</td><td>定員増減なし</td></tr> <tr> <td>幸区</td><td>定員354人増</td><td>定員275人増</td></tr> <tr> <td>中原区</td><td>定員390人増</td><td>定員95人減</td></tr> <tr> <td>高津区</td><td>定員293人増</td><td>定員70人増</td></tr> <tr> <td>宮前区</td><td>定員175人増</td><td>定員205人増</td></tr> <tr> <td>多摩区</td><td>定員154人増</td><td>定員60人増</td></tr> <tr> <td>麻生区</td><td>定員90人増</td><td>定員120人増</td></tr> <tr> <td>その他の手法による定員増</td><td>（各区の定員増を含む）</td><td>定員332人増</td></tr> </tbody> </table> 【R4(2022)】R5(2023).4の定員数の確保に向けた整備等（定員967人増） 【R5(2023)】R6(2024).4の定員数の確保に向けた整備等（定員848人増） 【R6(2024)】R7(2025).4の定員数の確保に向けた整備等（定員818人増） 【R7(2025)】R8(2026).4の定員数の確保に向けた整備等（定員769人増）		各区の状況	R3	R4	川崎区	定員10人増	定員増減なし	幸区	定員354人増	定員275人増	中原区	定員390人増	定員95人減	高津区	定員293人増	定員70人増	宮前区	定員175人増	定員205人増	多摩区	定員154人増	定員60人増	麻生区	定員90人増	定員120人増	その他の手法による定員増	（各区の定員増を含む）
各区の状況	R3	R4																										
川崎区	定員10人増	定員増減なし																										
幸区	定員354人増	定員275人増																										
中原区	定員390人増	定員95人減																										
高津区	定員293人増	定員70人増																										
宮前区	定員175人増	定員205人増																										
多摩区	定員154人増	定員60人増																										
麻生区	定員90人増	定員120人増																										
その他の手法による定員増	（各区の定員増を含む）	定員332人増																										

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	民間保育所運営事業 (こども未来局：保育第1課)	民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援 国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営を確保します。 【現状】保育士等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 【R4(2022)以降】継続実施 ②一時保育実施数の適正化 保護者が週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に、保護者に代わって保育を行います。近年、一時保育の利用者数は減少傾向にあることから、地域のニーズや実施施設の分布状況を踏まえ、実施施設数の適正化を図ります。 【現状】適正な事業執行体制に向けた検討 実施施設数：現状（R3(2021).4）86か所 【R4(2022)以降】検討結果に基づく取組の推進 ③延長保育の推進 保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施します。 【現状】延長保育事業の実施 月間実利用人数：現状（R2(2020)）6,893人 【R4(2022)以降】延長保育事業の継続実施 ④「福祉サービス第三者評価」の推進 認可保育所における受審の更なる促進を図るとともに、地域型保育事業についても、評価の実施や結果の公表を促進します。 【現状】評価受審の促進 施設数：現状（R2(2020)）33園 【R4(2022)以降】評価受審の促進の継続 ⑤夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進 就労の多様化等に伴う保護者の保育ニーズに的確に対応する事業を推進します。 【現状】各事業の実施 【R4(2022)以降】各事業の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	公立保育所運営事業 (こども未来局：運営管理課)	保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。
	計画期間中の主な取組   	
	①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、様々な手法を検討しながら計画的な整備を推進します。 ・宮前区保育・子育て総合支援センター（現 土橋保育園） 【現状】実施設計 【R4(2022)】実施設計、工事着手 【R5(2023)以降】運営開始 ・多摩区保育・子育て総合支援センター（現 土淵保育園） 【現状】基本設計 【R4(2022)】実施設計 【R5(2023)】実施設計、工事着手 【R6(2024)以降】運営開始 ・高津区保育・子育て総合支援センター（現 津田山保育園） 【R4(2022)】基本計画、民間活用の検討 【R5(2023)以降】検討結果に基づく取組の推進 ・幸区・麻生区内保育・子育て総合支援センター 【R4(2022)】保育・子育て総合支援センター設置に向けた検討 【R5(2023)以降】検討結果に基づく取組の推進	
	②公立保育所の老朽化対策の実施 保育・子育て総合支援センターと連携して地域の保育の質の向上を図るとともに、公立保育所の現園舎を活用して安心・効果的な保育を提供します。 【現状】 ・藤崎保育園建替えの推進 ・計画的な施設保全の実施 【R4(2022)以降】 ・建替えの推進及び新園舎での運営開始 ・計画的な施設保全の継続実施	
	③保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援 保育・子育て総合支援センター等において、子育て家庭の養育力の向上等に向けた地域子育て支援の充実を図ります。 【現状】 ・専門職による相談支援の実施 ・人材や施設を活用した多様な子育て支援メニューの提供 【R4(2022)以降】地域の子ども・子育て支援の実施	

④保育・子育て総合支援センター等における民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成
公立保育所の施設を活用した運営支援、公民保育所間の交流の場づくりなどを行います。また、初任者から管理職員までの職位や職務内容等のほか、国のキャリアアップ研修も踏まえた体系的な研修計画に基づく各種研修等を実施します。

【現状】

- ・各種連携会議の実施
- ・実践フィールドを活かした公民保育所職員研修等の実施

参加者数：現状（R2(2020)）5,777人⇒（R7(2025)）5,800人以上

【R4(2022)以降】民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成の推進

⑤多様なニーズに対応した保育の提供

保育・子育て総合支援センターにおいて、保護者の緊急の必要性への対応や育児疲れなどのリフレッシュを必要とする保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的に、一時預かり事業を実施します。また、保育・子育て総合支援センター及び公立保育所において、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、集団保育が可能とされた児童の保育を実施します。

【現状】

- ・一時預かり事業の実施
- ・医療的ケア児の受入れの実施
- ・医療的ケア児の受入体制の検討

【R4(2022)以降】

- ・一時預かり事業の継続実施
- ・医療的ケア児の受入れの継続実施
- ・医療的ケア児の受入拡充のための取組の推進

用語説明 | 医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的に行っている痰の吸引、経管栄養等の医療行為

⑥障害児保育の巡回相談や発達相談の実施

障害児や特別な支援を必要とする児童が在園する保育所等に対し、適切な保育が確保されるよう、相談員による個別的な相談指導や援助を行います。

【現状】専門相談員による個別的な相談指導の実施

【R4(2022)以降】継続実施

⑦幼保小の連携の実施

幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施します。

【現状】連携の実施

【R4(2022)以降】連携の継続

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	認可外保育施設等支援事業 (こども未来局：保育第2課)	継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図ります。
	計画期間中の主な取組	
(5)	①保護者への保育料補助の実施 川崎認定保育園に在園する児童の保護者に対して保育料の補助を実施します。 【現状】事業実施 助成児童数：現状（R2(2020)）4,126人⇒（R7(2025)）2,551人 【R4(2022)以降】継続実施 ②川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進 認可保育所や小規模保育事業に移行する意欲のある認可外保育施設について、計画的に移行が図られるよう、改修費等の補助や保育の質の向上に向けた支援を行います。 【現状】安定的な制度運用に向けた検討 受入児童数：現状（R2(2020).4）2,874人⇒（R7(2025).4）2,385人 ・認可化移行支援の実施 ・R4以降の量の見込みと確保方策の検討 【R4(2022)以降】 ・家賃補助に係る対象施設の拡充 ・認可化移行支援の継続実施 ・確保方策の検討結果を踏まえた取組の推進 ・おなかま保育室の廃止（R4） ③病児・病後児保育事業の実施 病気やその回復期のため集団保育が困難な期間において、児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行うとともに、保護者の子育てと就労を支援します。 【現状】全区で病児・病後児保育事業を実施 【R4(2022)以降】継続実施 ④認可外保育施設への立入調査の実施 認可外保育施設の運営に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを「認可外保育施設指導監督基準」に沿って調査し、問題がある場合には改善を求める等、指導監督を行います。 【現状】適正な施設運営や質の維持・向上のための立入調査の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

	⑤居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施 保育の質の向上のため、無資格の認可外の居宅訪問型保育事業者等へ子育て支援員研修を実施します。 【現状】研修の実施 【R4(2022)以降】研修の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	幼児教育推進事業 (こども未来局：幼児教育担当)	幼稚園等への支援、一時預かり事業の拡充、認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組 	
	①幼稚園型一時預かり事業の推進 幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行います。 【現状】実施園数の拡大や預かり保育の長時間化・通年化、受入年齢拡大の推進 <u>新規実施園数：現状（R3(2021)）1園⇒（R7(2025)）1園</u> <u>実施園数：現状（R3(2021)）38園⇒（R7(2025)）42園</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ②認定こども園への移行促進 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行に向けて、計画的な整備を進めます。 【現状】移行園数4園（R3(2021)認定こども園数14園） 【R4(2022)】移行園数2園（認定こども園数18園） 【R5(2022)】移行園数2園（認定こども園数20園） 【R6(2022)】移行園数2園（認定こども園数22園） 【R7(2022)】移行園数2園（認定こども園数24園） ③保護者への保育料等補助の実施 市内に住民登録をしており、私学助成を受けている幼稚園（認可）及び幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）を利用する3（満3歳を含む）・4・5歳児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために補助を実施します。 【現状】対象者への補助の実施 <u>助成人数（幼稚園在園児）：現状（R3(2021).11）15,597人⇒（R7(2025)）9,008人</u> <u>助成人数（幼稚園類似施設在園児）：現状（R3(2021).11）171人⇒（R7(2025)）171人</u> 【R4(2022)以降】対象者への補助の継続実施 ④幼児教育相談の実施 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる園を支援するため、市に幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することにより、子ども・保護者・教職員の困り感を軽減し、より一層の幼児教育の充実を図ります。 【現状】巡回相談の実施 【R4(2022)以降】巡回相談の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	保育士確保対策事業 (こども未来局：保育対策課)	保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同設置している保育士・保育所支援センター事業のほか、就職相談会・保育所等見学会などを実施し、保育士養成施設等とも連携しつつ、保育所等での就労を希望する方と、保育所等とのマッチングを行い、保育人材の確保を促進します。また、保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした講座、研修、事業説明会などを通じ、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施します。 【現状】 ・保育士確保に関する各種事業の実施 参加者数：現状（R2(2020)）3,171人⇒（R4(2022)以降）同規模継続 ・就職マッチング等の実施 マッチング件数：現状（R2(2020)）2,684人⇒（R7(2025)）3,100人以上 【R4(2022)以降】 ・保育士確保に関する各種事業の継続実施 ・就職マッチング等の継続実施 ②保育士資格取得や定着に向けた支援 保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等運営法人が保育士の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部について補助を実施します。また、保育士養成課程の修了又は保育士試験の受験による資格取得を目指す方を支援するため、各種の保育士資格取得支援事業や、指定保育士養成施設で学ぶ学生に対して修学資金等の貸付を行うことで、修学の継続及び保育士資格の取得を支援し、卒業後、市内保育施設へ就職することを促す保育士修学資金貸付などの事業を実施します。 【現状】 ・保育士資格取得支援の実施 ・保育士宿舍借り上げ支援の実施 補助対象者数：現状（R2(2020)）1,971人⇒（R7(2025)）3,143人 ・保育士修学資金貸付等補助の実施 補助対象者数：現状（R2(2020)）43人⇒（R7(2025)）120人 【R4(2022)以降】 ・資格取得支援及び対象者への補助の実施	

用語説明

潜在保育士

保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。厚生労働省の調査によると、潜在保育士の人数は、平成30（2018）年時点でおおよそ95万人（※）です。

※認可外保育施設及び幼稚園に勤務する者、資格喪失に係る届出がない者を含む

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	保育料対策事業 (こども未来局：保育対策課)	納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を確実に実施しながら、債権対策を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保育料収納対策の強化の実施 納付しやすい環境を提供するためのオンラインによる口座振替手続きの周知徹底、初期滞納者への電話催告の確実な実施、滞納長期化防止に向け、早い段階での財産調査を確実に実施し、より高い収入率を目指します。 【現状】 ・電話催告やWEB 口座振替受付サービスを活用した初期末納対策の実施 ・滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施 <u>収入率：現状（R2(2020)）98.92%⇒（R7(2025)）99.64 %以上</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ②国の子育て支援施策との連携 多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減として実施する保育料の減免制度のほか、幼児教育・保育の無償化の取組について、今後も国の制度変更等を着実に反映させながら実施します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】取組の継続実施	

コラム 「保育・子育て総合支援センター」

保育・子育て総合支援センターには、子どもに関する専門職である保育士、看護師、栄養士がおり、子育てに関する情報が得られたり、子育てで困ったときの相談ができます。

また、「公立保育所」を併設し、医療的ケア保育や一時預かり保育を実施しているほか、「地域子育て支援センター」を併設し、親子が安心して遊べるスペースがあり、保護者のリフレッシュの場としてだけでなく、同世代のお子さんを持つ保護者同士の交流の場にもなっています。

こうした子育て家庭への支援に加え、民間保育所等への支援や人材育成も行っており、地域における「保育・子育て支援拠点」の役割を担う新たな施設として、令和元（2019）年9月に川崎区、令和3（2021）年3月に中原区に開設しています。



保育・子育て総合支援センターの様子

コラム 「幼児教育・保育の無償化」

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元（2019）年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

なお、無償化の内容は子どもの年齢や利用している施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や延長保育料や給食費など無償化の対象外となる費用もあります。

対象となる施設と無償化の内容			
認可保育所	認定こども園 (保育所部分)	地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業	3～5歳児クラス (すべての子ども) 0～2歳児クラス (市民税非課税世帯の子ども) 無償 入園の際に「保育の必要性の認定」を受けるので、改めての手続きは不要です。
認可外保育施設など 川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設(※※※)、一時保育、 年産認定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート・ベビーシッター			
		3～5歳児クラス (すべての子ども) 0～2歳児クラス (市民税非課税世帯の子ども)	月額37,000円を上限額として 無償 月額42,000円を上限額として 無償 「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	3～5歳児クラス (すべての子ども)	預かり保育を利用しない場合 月額25,700円を上限額として 無償^{※1} 預かり保育を利用する場合 月額37,000円を上限額として 無償^{※2※3} 預かり保育が無償化されるには「保育の必要性の認定」の手続きが必要です。

※1:3歳の誕生日から対象となります。※2:25,700円を含む。
※3:市民税非課税世帯の3歳児(対象となる期間)は3歳の誕生日から最初の3月31日までは、月額42,000円を上限として無償化されます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

【施策の概要】

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

【現状と課題】

≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫

- ◆ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。コミュニケーション能力や、自己肯定感の不足、他者への配慮の不足が指摘されており、令和4（2022）年4月からの成年年齢引き下げを踏まえた消費者教育の充実をはじめ、将来、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力として、チームワークやストレスマネジメント能力、また、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解など、基礎的・汎用的能力を育成する必要があります。
- ◆ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習や多文化共生教育、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。子どもたちの「豊かな心」の育成にあたっては、子どもたちの自尊感情、他者への思いやりの心などを育むことが重要であることから、性的マイノリティへの理解促進や、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念や仕組みの普及・啓発など、様々な観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育の更なる推進を図る必要があります。
- ◆ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。急速なグローバル化の進展の中で英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっていることから、英語教育の充実を図る必要があります。
- ◆ 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度からステップ0・1として授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。「かわさきGIGAスクール構想」を推進するためには、活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していくために取組を見直し続ける必要があります。
- ◆ 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の

推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度重複化、多様化していることから、様々な障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設の狭あい化への対応など教育環境の整備が課題となっています。
- ◆ 通常の学級においても発達障害のほか、不登校や経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加しています。子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- ◆ 経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。経済的理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。
- ◆ 外国につながるのある児童生徒に対しては、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、充実を図りました。今後も外国につながるのある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向は続いていくことが予測されるため、引き続き、学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進する必要があります。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、様々な危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- ◆ 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。交通事故発生件数は減少していますが、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、引き続き、自転車に関する交通事故防止対策が求められています。

【計画期間における方向性】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ「キャリア・パスポート」を教材として活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の更なる充実に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に進めていきます。
- ◆ 習熟の程度に応じた指導やドリルソフト等を活用することで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対応した取組を進めます。また、グローバル化が進む中で、英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- ◆ 「かわさき GIGA スクール構想」により整備された 1 人 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を活用し、児童生徒の状況に応じて、ICT スキルを段階的に高めるとともに、情報セキュリティや情報モラルについて確実な習得をめざします。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づいた取組を着実に推進していきます。
- ◆ 小中一貫した食育を推進するため、学校給食を活用した小中 9 年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ◆ ゆうゆう広場での体験活動、ICT を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ◆ ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境は、年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携して取組を進めます。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、様々な危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- ◆ 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】 （全国学力・学習状況調査）	73% （令和3（2021）年度）	82.0%以上 （令和7（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】 （全国学力・学習状況調査）	66% （令和3（2021）年度）	75%以上 （令和7（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】 （市学習状況調査）	90.1% （令和2（2020）年度）	94.0%以上 （令和7（2025）年度）	市立校の対象学年全児童の平均値（小学校5年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値）
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】 （市学習状況調査）	80.8% （令和2（2020）年度）	82.0%以上 （令和7（2025）年度）	市立校の対象学年全生徒の平均値（中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値）
支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会事務局調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	90.9% （令和2（2020）年度）	97.0%以上 （令和7（2025）年度）	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100（％）
児童生徒の登下校中の事故件数 （教育委員会事務局調べ）	35.6 件 （平成28（2016）～令和2（2020）年の平均）	23 件以下 （令和3（2021）～令和7（2025）年の平均）	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）

具体的な事業

- (1) キャリア在り方生き方教育推進事業 (2) きめ細かな指導推進事業 (3) 人権尊重教育推進事業
 (4) 多文化共生教育推進事業 (5) 健康教育推進事業 (6) 健康給食推進事業
 (7) 教育の情報化推進事業 (8) かわさき GIGA スクール構想推進事業
 (9) 魅力ある高校教育の推進事業 (10) 学校教育活動支援事業 (11) 特別支援教育推進事業
 (12) 共生・共育推進事業 (13) 児童生徒支援・相談事業 (14) 教育機会確保推進事業
 (15) 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 (16) 就学等支援事業 (17) 学校安全推進事業
 (18) 交通安全推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	キャリア在り方生き方 教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。
	計画期間中の主な取組  	
(1)		①各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 各学校では、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、育てたい資質・能力を明確にした上で、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施・評価・改善していきます。 【現状】 ・キャリア在り方生き方教育の全校実施 ・担当者研修の実施 <u>研修実施回数：現状（R3（2021））3回</u> 【R4（2022）以降】 ・各学校における取組の実施 ・担当者研修の継続実施 ◦多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 【現状】各校における取組の調査 【R4（2022）】実践事例集の作成・配布 【R5（2023）以降】各校における取組の推進 ②「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」を活用した取組の推進 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。小学校から高等学校まで5分冊の「キャリア在り方生き方ノート」（川崎市独自）と、小学校入学から高等学校卒業までをつなぐ「キャリアパスポート」（全国的な取組）を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。 ◦「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリアパスポート」の配布・活用 【現状】小・中学校・高等学校への配布・活用 【R4（2022）以降】継続実施 ◦ICTを活用したポートフォリオの作成・活用 【R4（2022）】ICTを活用したポートフォリオ作成の検討 【R5（2023）以降】ICTを活用したポートフォリオ活用・検証

③研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進

教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進します。

。情報交換会、研究推進校報告会の開催

【現状】情報交換会、研究推進校報告会の開催

情報交換会実施回数：現状（R3(2021)）3回⇒（R7(2025)）3回

研究推進校報告会実施回数：現状（R3(2021)）1回⇒（R7(2025)）1回

【R4(2022)以降】継続実施

。研究推進校における現代的諸課題に対応したカリキュラム・マネジメントの研究支援

【R4(2022)】推進校における研究支援

【R5(2023)以降】継続実施

④広報等による保護者等への理解促進

啓発リーフレット等を活用して、家庭・地域との連携を意識した推進を図ります。

【現状】リーフレットの作成及び配布

【R4(2022)以降】継続実施



キャリア在り方生き方ノートを活用した授業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	きめ細かな指導推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①GIGA 端末導入や学習状況調査の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 GIGA 端末導入や学習状況調査の効果を踏まえ、有効な指導に向けて研究・実践を進めます。 【現状】各学校における研究実践の推進 【R4(2022)以降】継続実施 ②研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究・実践を進めます。 【現状】 ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・「きめ細かな指導 実践編」を活用した取組の実施 ・映像教材などを活用した取組の充実 ・学校の実情に応じた取組の実施 【R4(2022)以降】 ・研究の成果を活かした取組の継続実施 ・「きめ細かな指導 実践編」を活用した取組の継続実施 ・映像教材などを活用した取組の継続実施 ・学校の実情に応じた取組の充実	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	人権尊重教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	「川崎市子どもの権利に関する条例」や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 会議での情報交換等を通して人権尊重教育の深化を図ります。 【現状】人権尊重教育推進会議の実施 <u>開催回数：現状（R3(2021)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続</u> 【R4(2022)以降】人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施 ②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 管理職及び教職員、人権尊重教育推進担当者、PTAを対象とした研修の実施や、研究推進校や実践推進校への研究支援を通して教職員の意識の向上を図ります。 【現状】研修等の実施 <u>研修参加者数：現状（R2(2021)）2,878人⇒（R7(2025)）3053人以上</u> 【R4(2022)以降】研修等の継続的な実施	

	③人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 児童生徒の発達の段階に応じて子どもの権利学習に関する資料等を作成し配布します。 【現状】教材内容の改善及び効果的な活用 【R4(2022)以降】継続実施 ④子どもの権利学習派遣事業の実施 子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小中学校で実施します。 【現状】派遣事業の実施 派遣学級数：現状（R3(2021)）113学級⇒（R7(2025)以降）122学級 【R4(2022)以降】派遣事業の継続実施 ④学校における様々な人権課題に関する周知・啓発 国や県のほか、人権関連団体の資料を配布するとともに、状況に応じた啓発資料を作成し、学校における人権尊重教育の総合的な推進を図ります。 【現状】各種関係団体による啓発資料の周知 【R4(2022)以降】 ・各種関係団体による啓発資料の周知の継続 ・新たな人権課題に関する啓発資料の作成・周知	
	No	事務事業名(所管課) 事業概要
		多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室) 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
	(4)	計画期間中の主な取組 ①様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進 講師の派遣を通じて子どもたちの異文化理解の促進を図ります。 【現状】派遣事業の実施 派遣校数：現状（R3(2021)）78校 212人⇒（R7(2025)）62校 187人 【R4(2022)以降】派遣事業の継続実施 ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施 外国人教育推進連絡会議での情報交換を通じて外国人教育の課題の把握や解決を図ります。 【現状】外国人教育推進連絡会議の開催 開催回数：現状（R3(2021)）1回 【R4(2022)以降】外国人教育推進連絡会議の開催 ③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施 実践事例報告会での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。 【現状】実践事例報告会や事業説明会の開催 【R4(2022)以降】実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	健康教育推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 新型コロナウイルス感染症については、今後もその影響は予測困難であるため、感染状況に応じて、保健管理上の適切な感染症対策を図り、健やかな学校生活を送れるよう取組を進めます。 【現状】感染対策用品の配布等の実施 【R4(2022)以降】学校の状況に応じた継続的な支援 ②喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。 【現状】保健の授業等における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を図るため、養護教諭等を対象とした研修を実施します。 【現状】食物アレルギー研修の実施 【R4(2022)以降】養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施 ④学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 学校保健安全法に基づき、学校における各種健康診断を着実に実施します。 【現状】各種健康診断の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ⑤スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 個別の対応が求められる子どもへの対応等について、指導・助言を行うスクールヘルスリーダーを派遣します。 【現状】若手養護教諭等の養成・支援のための派遣の実施 <u>派遣校数：現状（R3(2021)）6校⇒（R7(2025)）6校</u> 【R4(2022)以降】スクールヘルスリーダーの派遣の継続実施 ⑥学校における健康教育充実に向けた支援 国等の通知や方針を周知するなど、健康教育の充実に向けて、学校を支援します。 【現状】国等による通知や方針の周知 【R4(2022)】国等による通知や方針の周知及び児童生徒の健康保持に向けた学校への支援策の研究・実施 【R5(2023)以降】国等による通知や方針の周知及び研究・実施結果に基づく取組の推進	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	健康給食推進事業 (教育委員会事務局：健康給食推進室)	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
	計画期間中の主な取組  	
(6)	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 将来を担う子どもたちが、生涯「健康」な生活を営むために、「健康給食」をコンセプトとして、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立を提供します。 【現状】 ・食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供 ・学校における食に関する指導の手引きに基づいた取組の推進 ・レシピ動画等の市民への情報発信 配信本数：現状（R3(2021)）3本 【R4(2022)以降】 ・給食の継続実施 ・生産者など多様な主体と連携した食育の推進 ・小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・レシピ動画等の配信 ②中学校完全給食の円滑な実施 学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供します。 【現状】 ・センター方式48校、自校方式2校、小中合築方式2校による中学校全校での実施 ・学校給食センターPFI事業モニタリングの実施 【R4(2022)以降】継続実施 ③小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 小学校や特別支援学校において児童の発達の段階に応じた給食の充実に向けての取組を推進します。 【現状】 ・機器等の更新 ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化 委託実施校：現状（R3(2021)）65校（PFI方式により運営しているはるひの小学校を除く小学校61校、分校を含む特別支援学校4校） 【R4(2022)以降】 ・老朽機器等の計画的更新 ・退職動向等に合わせた委託化の推進	

④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援

学校給食会が行う学校給食用物資の調達や学校給食費の管理に関する事業等に対する運営支援を行います。

【現状】補助金支給による運営支援

【R4(2022)】運営支援内容の検討

【R5(2023)以降】検討結果に基づく取組の推進

⑤学校給食費の適正な徴収

公会計化後の徴収状況を踏まえた納付勧奨の取組を検討し、適正な債権管理と滞納整理を推進します。

【現状】学校給食費の公会計化の実施

【R4(2022)】

- ・徴収状況を踏まえた取組の推進

- ・多様な納付方法の検討

【R5(2023)以降】

- ・徴収状況を踏まえた取組の継続実施

- ・多様な納付方法の検討結果に基づく取組の推進



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	教育の情報化推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 計画に基づき児童生徒の情報活用能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境整備を踏まえ、教育の情報化を推進します。 【現状】計画改定 【R4(2022)～R6(2024)】計画に基づく取組の実施 【R7(2025)】計画改定 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進 情報化推進モデル校2校における取組を検証した上で、検証結果を活用した取組を推進します。 【現状】推進モデル校2校における取組の検証と検証結果を活かした取組の推進 【R4(2022)以降】継続実施	

③情報モラル教育の充実

児童生徒をインターネットのトラブルから守るため、日常的なモラルを育み、インターネットの仕組みを理解させ、判断力を育成する視点を大切にした情報モラル教育を推進します。

【現状】道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施

【R4(2022)以降】判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進

④学習活動等で必要となる ICT 機器の更新・整備

学習活動等で必要となる ICT 機器の更新及び整備に取り組みます。

【現状】ICT 機器の更新・整備

【R4(2022)以降】GIGA 端末導入に伴う小学校 PC 教室等の見直し

⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進

教員の業務の効率化につながるよう、校務支援システムによる業務の効率化を進め、教育の質的改善を図ります。

【現状】

- ・研修開催やサポートデスク等による各学校への支援
- ・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討

【R4(2022)以降】

- ・研修開催やサポートデスク等による各学校への支援の継続実施
- ・授業・学習系データと校務系データの連携による効率化の検討と検討結果に基づく取組の推進

⑥ネットワーク環境の充実にに向けた取組の推進

学校業務の効率化に向け、情報システムのネットワークや機器のあり方を検討し、検討結果に基づく取組を推進します。

【現状】ネットワーク環境のあり方の検討

【R4(2022)以降】ネットワーク環境のあり方の検討と検討結果に基づく取組の推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	かわさき GIGA スクール構想 推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①「かわさき GIGA スクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、教職員の ICT 活用スキル向上に向けた研修の実施による人材育成を行うことで、現場における段階的なステップアップを図り、授業での活用を推進します。 【現状】 - 研究推進協力校における取組の支援と共有による事業の充実 <u>研究推進協力校数：現状（R3(2021)）12 校</u> - ICT 活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 <u>研修実施数：現状（R3(2021)）179 回</u> - ICT 支援業務の実施 【R4(2022)以降】 - 研究推進協力校における取組の支援と検証 - 研修の充実と各教科・各校種における活用の推進 - ICT 活用に関する技術的支援 <u>。段階的なステップアップの実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施と授業での活用</u> 【現状】 - ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 - 段階的なステップアップに応じた児童生徒の情報活用能力の育成 【R4(2022)】 - ステップ2の実現を支える、授業力向上につながる教職員の研修の実施 - 段階的なステップアップに応じた児童生徒の情報活用能力の育成の継続実施 【R5(2023)以降】 - ステップ3の実現を支える、授業力向上につながる教職員の研修の実施 - 段階的なステップアップに応じた児童生徒の情報活用能力の育成の継続実施 ②学校での活用を促進する人的支援 学校における GIGA 端末等の活用を促進するため、情報交換会等の GSL（GIGA スクール構想推進教師）研修会や要請訪問研修を実施するなど、学校を支援します。 【現状】情報交換会等を含む GSL（GIGA スクール構想推進教師）研修や要請訪問研修の実施 <u>GSL 研修会参加者数：現状（R3(2021)）延べ 1,333 人</u> <u>要請訪問研修実施数：現状（R3(2021)）47 回</u> 【R4(2022)以降】GSL 研修会や要請訪問研修の実施	

③教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討

教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けて、デジタル教科書の活用に関する研究等を進めます。

【現状】

- ・デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討
- ・副読本のデジタル化支援と活用の促進

【R4(2022)以降】

- ・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進
- ・副読本のデジタル化支援と活用の促進の継続実施

④学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用

教育データの利活用に向けた整理を行い、また、GIGA 端末における教育データの活用状況の調査を図ります。

◦ 教育データの利活用に向けた整理

【現状】個人・学級単位の学習履歴など教育データの活用に向けた研究

【R4(2022)】市・学校・学級・個人単位でのスタディ・ログ収集と活用に向けた研究

【R5(2023)以降】指導・評価の改善

◦ GIGA 端末における教育データの活用状況の調査及び指導・改善に向けた取組の実施

【現状】GIGA 端末における教育データの活用状況の調査

【R4(2022)以降】指導・評価の改善への反映

⑤児童生徒数の増加等に対応した GIGA 端末及び通信環境の充実

児童生徒数の増加及び計画の推進に応じた各種環境の整備を図ります。

◦ GIGA 端末及び通信環境の充実

【現状】児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備

【R4(2022)】

- ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備の継続実施
- ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査、検討

【R5(2023)以降】

- ・児童生徒数の増加等に応じた各種環境の整備の継続実施
- ・調査、検討結果に基づく取組の推進

◦ 利用アカウントの適切な管理

【現状】利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用

【R4(2022)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要						
	魅力ある高校教育の推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。						
	計画期間中の主な取組							
	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進							
	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が、魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。また、定時制生徒の将来の自立に向け、各学校の実情に応じた学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。							
	◦魅力ある普通科教育の推進							
(9)	【現状】							
	・カリキュラム・マネジメントの充実に向けた検討							
	・キャリア教育の推進							
	【R4(2022)以降】							
	・カリキュラムの効果的な実施							
	・キャリア教育の継続実施							
	◦定時制における学びの充実							
	【現状】							
	・将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の実施							
	実施校数：現状（R3(2021)）3校⇒（R4(2021)）全校							
・日本語指導の充実								
・学び直しや特別な支援の実施に向けた検討								
【R4(2022)】								
・将来の自立に向けた学習や就職等の相談・支援の継続実施								
・日本語指導の充実に向けた取組の継続実施								
・在県外国人特別募集枠の設置								
・学び直しや特別な支援の実施に向けた検討結果に基づく取組の推進								
【R5(2023)以降】継続実施								
<table><tr><th>用語説明</th><th>市立高等学校改革推進計画</th></tr><tr><td colspan="2">「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19（2007）年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。</td></tr><tr><td colspan="2">また、令和2（2020）年2月に策定した「第2次計画」では、川崎高等学校で実施していた普通科の選抜募集の停止や夜間部の募集を停止するとともに、昼間部の募集を拡大したほか、幸高等学校については、普通科の募集拡大、ビジネス教養科の募集変更、高津高等学校の定時制の募集変更などの再編を行いました。</td></tr></table>			用語説明	市立高等学校改革推進計画	「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19（2007）年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。		また、令和2（2020）年2月に策定した「第2次計画」では、川崎高等学校で実施していた普通科の選抜募集の停止や夜間部の募集を停止するとともに、昼間部の募集を拡大したほか、幸高等学校については、普通科の募集拡大、ビジネス教養科の募集変更、高津高等学校の定時制の募集変更などの再編を行いました。	
用語説明	市立高等学校改革推進計画							
「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19（2007）年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。								
また、令和2（2020）年2月に策定した「第2次計画」では、川崎高等学校で実施していた普通科の選抜募集の停止や夜間部の募集を停止するとともに、昼間部の募集を拡大したほか、幸高等学校については、普通科の募集拡大、ビジネス教養科の募集変更、高津高等学校の定時制の募集変更などの再編を行いました。								

◦ 特色ある専門学科の推進

【現状】

- ・ インターンシップの実施

インターンシップの実施校数：現状（R3(2021)）2校⇒（R4(2022)以降）同規模継続

- ・ 合同発表会の開催による情報発信にむけた準備

【R4(2022)以降】

- ・ インターンシップの継続実施
- ・ 合同発表会の開催

◦ ICT 機器の活用

【現状】

- ・ ICT 機器の計画的な整備
- ・ 校内無線 LAN の増設

【R4(2022)以降】

- ・ ICT 機器の計画的な整備の継続実施
- ・ 1人1台端末環境の活用の促進

②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施

高等学校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放することで、高校に対する地域住民の理解と交流を深めます。

【現状】 開放講座等の実施

聴講生制度：現状（R3(2021)）2コマ⇒（R4(2022)以降）同規模継続

図書館開放：現状（R3(2021)）1校⇒（R4(2022)以降）同規模継続

開放講座：現状（R1(2019)）6講座⇒（R4(2022)以降）同規模継続

【R4(2022)以降】 継続実施

③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進

川崎高等学校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICT を活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。

【現状】 中高一貫教育の推進

【R4(2022)以降】 継続実施

④多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進

橘・幸・高津高等学校における協働に向けた体制づくりと取組を推進します。

【現状】

- ・ 橘・幸高等学校における体制づくりと取組の推進
 - ・ 高津高等学校におけるキャリア教育科目の調査・研究
- 【R4(2022)】 橘・幸・高津高等学校における取組の推進
- 【R5(2023)】

- ・ 橘・幸・高津高等学校における取組の継続実施
 - ・ 川崎高等学校及び総合科学高校における取組の検討
- 【R6(2024)以降】 川崎・橘・幸・高津高等学校及び総合科学高校における取組の推進

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	学校教育活動支援事業 (教育委員会事務局：指導課)	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。
	計画期間中の主な取組	
	①教育活動サポーターの配置 児童生徒への学習支援・相談の充実のために教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置し、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。 【現状】教育活動サポーターの配置 【R4(2022)以降】継続実施 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施（ハケ岳少年自然の家等） 豊かな自然環境での宿泊体験学習を通じて心身ともにたくましい児童生徒の育成を図ります。 【現状】自然教室の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局：指導課)	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の拡充により、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援と小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。 【現状】特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援 【R4(2022)以降】継続実施	

用語説明	通級指導教室
小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。	

②小・中学校通級指導教室の充実

小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対し、設置校において困難さの改善に向けたきめ細かな指導を行います。

◦通級指導教室の設置校における指導

【現状】

- ・小学校言語・情緒関連：各区に設置
- ・中学校情緒関連：市内3か所に設置

【R4(2022)以降】小・中学校通級指導教室における指導

◦通級指導体制の充実

【現状】通級指導体制の充実に向けた巡回方式の試行実施

【R4(2022)】

- ・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実
- ・知能・発達の検査体制強化に向けた検討

【R5(2023)以降】

- ・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実
- ・知能・発達の検査体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進

③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進

個別の指導計画の作成及びサポートノート（個別の教育支援計画）を活用した適切な引継ぎの実施を行うことで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一貫して的確な教育的支援を行います。

【現状】指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ

【R4(2022)以降】継続実施

④特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上

特別支援学校や特別支援学級において児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進んでいることから、研修の開催等を通じて教職員の専門性の向上を図ります。

【現状】必修研修及び希望研修の実施

必須研修実施数：現状（R3(2021)）19回

希望研修実施数：現状（R3(2021)）10回

【R4(2022)以降】特別支援教育研修の実施

⑤医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師の訪問などにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

【現状】児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣

【R4(2022)以降】継続実施

⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施

長期入院等児童生徒に対して、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行います。

【現状】長期入院・入所児童生徒への指導者配置

【R4(2022)以降】継続実施

⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置

市立学校において教員の補佐として、特別支援教育サポーターを配置し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行います。

【現状】小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置

配置回数：現状（R2(2021)）21,902回

【R4(2022)以降】継続配置

⑧小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して外部人材を活用した介助支援人材を配置し、安定的な学級運営を図ります。

【現状】小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置

配置回数：現状（R3(2021)）10校

【R4(2022)以降】学校の実情に応じた継続配置

⑨福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施

特別な教育的支援を必要とする次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談等を行い、学校における一貫した教育支援の充実を図ります。

【現状】福祉と連携した教育支援の実施

【R4(2022)以降】継続実施

⑩社会的自立に向けた就労支援の実施

特別支援学校卒業後の社会的自立に向けて、職業教育を強化するとともに、関係機関と更なる連携により、支援の充実を図ります。

【現状】高等部における就労に向けた職業教育の実施

【R4(2022)以降】関係機関との連携による支援の充実

⑪特別支援学校の計画的な施設整備

市立特別支援学校の狭あい化解消など良好な教育環境の確保に向けた取組を進めます。

◦中央支援学校大戸分教室の増築

【現状】基礎調査の実施

【R4(2022)～R5(2023)】校舎等の設計・工事

【R6(2024)】完成

◦中央支援学校高等部分教室の整備

【現状】基本計画の策定及び学校化に向けた検討

【R4(2022)以降】

- ・校舎等の設計・工事
- ・学校化に向けた検討結果に基づく取組の推進

◦受入枠拡充に向けた神奈川県との調整

【現状】神奈川県との協議の実施

【R4(2022)以降】県立特別支援学校新設に向けた取組の推進

	⑫児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、様々な人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、特別支援学校の居住地校交流など児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習を推進します。 【現状】 児童生徒の実態に応じて各校で実施 【R4(2022)以降】 継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(12)	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 体験を通して自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキルを育てる「かわさき共生＊共育プログラム」を実施します。 【現状】 ・各学校における年間6時間（標準）授業の実施 ・担当者研修の実施 <u>研修の実施回数：現状（R3(2021)）年2回</u> ・研究協力校でのICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ・GIGA 端末に対応したエクササイズ集の見直し 【R4(2022)以降】 ・各学校における授業の実施 ・担当者研修の継続実施 ・各学校でのICTを活用したエクササイズと効果測定実施の支援 ・エクササイズを活用した取組の実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(13)	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
	計画期間中の主な取組  	
	①支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 児童指導や教育相談等の機能を合わせ持った支援教育コーディネーターが中心となり、校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を行います。 【現状】 - 小・中学校への支援教育コーディネーターの配置 配置小学校数：現状（R3(2021)）全校⇒（R4(2022)）全校 配置中学校数：現状（R3(2021)）41校⇒（R4(2022)）全校 - コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 コーディネーター研修の開催回数：現状（R3(2021)）8回 【R4(2022)以降】継続実施 ②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアなどを行います。 【現状】 - 全中学校・高等学校へのスクールカウンセラーの配置 - 全小学校、特別支援学校への学校巡回カウンセラーの要請派遣 【R4(2022)以降】 - カウンセラーによる専門的支援の充実 - 小学校、特別支援学校への定期派遣の推進 ③スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化 いじめ・不登校、児童虐待など様々な諸問題の解決に向け、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 【現状】各学校への要請訪問と巡回型による支援に向けた検討・試行 配置人数：現状（R3(2021)）8名⇒（R7(2025)）14名 【R4(2022)以降】各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実	

	④多様な相談機能の提供 各種の相談等に対応するため多様な相談機能を提供するとともに、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供を行います。 【現状】 ・24 時間電話相談 ・教育相談室の運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障 【R4(2022)以降】多様な相談機能による相談支援の実施
No	事務事業名(所管課) 事業概要
(14)	教育機会確保推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター) 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。
	計画期間中の主な取組 
	①不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 適応指導教室における小集団による体験活動・学習活動等を通して不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援します。 【現状】市内6か所の運営 【R4(2022)以降】継続実施 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 適応指導教室の諸活動において、教育や心理に関心のある大学生・大学院生をメンタルフレンドとして配置し、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を図ります。 【現状】メンタルフレンドの活用による支援・相談の実施 <u>メンタルフレンド配置：現状（R3(2021)）20名⇒（R4(2022)以降）同規模継続</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ③既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 中学校を卒業していない人、または、様々な理由により、十分に学べなかった人への学び直しの機会を提供するための中学校夜間学級に係る支援を行います。 【現状】 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実 【R4(2022)以降】 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 ・入学及び編入相談の継続実施

	④GIGA 端末等を活用した長期欠席・不登校児童生徒への支援 不登校等の長期欠席傾向のある児童生徒への登校支援とともに、登校支援方法の一つとして GIGA 端末等を活用した支援の可能性を検討、実践します。 【現状】オンライン授業やデジタル教材による児童生徒への支援 【R4(2022)以降】端末活用等による児童生徒への支援の充実 ⑤不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 不登校児童生徒の社会的自立に向けた学びの場を創出する学校として、不登校特例校の設置に向けて、検討します。 【現状】不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 【R4(2022)】事例研究・ICT 活用の研究 【R5(2023)】不登校特例校設置可能性の検討 【R6(2024)以降】検討結果を踏まえた取組の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(15)	海外帰国・外国人児童生徒 相談・支援事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 海外帰国・外国人児童生徒の編入学・日本語指導・学校生活適応など総合的な教育相談を行います。 【現状】教育相談の実施 【R4(2022)以降】継続実施	
	②初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 学校生活への適応を支援するため、児童生徒の母語が話せる支援員を一定期間配置します。 【現状】日本語指導初期支援員の配置 新たに日本語指導初期支援員を配置した児童生徒数：現状（R2(2020)）168 名 【R4(2022)以降】継続実施	
③特別の教育課程による日本語指導の実施 海外帰国・外国人児童生徒に対するよりきめ細かな支援の必要性があることから、特別の教育課程による日本語指導を実施します。 【現状】 ・国際教室の設置及び巡回非常勤講師の配置 国際教室設置校数：現状（R3(2021)）44 校 巡回非常勤講師配置校数：現状（R3(2021)）75 校 ・国際教室担当者等への研修の実施 研修の実施回数：現状（R3(2021)）4 回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施		

	④多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 日本語に不慣れな子ども及び保護者と学校等との円滑なコミュニケーション手段を確保するため、ICT の活用等による多言語の支援を行います。 【現状】 ・ 通訳機器等、ICT 機器の活用 ・ 通訳・翻訳支援業務の外部委託 【R4(2022)以降】継続実施 ⑤円滑な就学に向けた支援 海外帰国・外国人児童及び保護者等に対し、日本の学校生活について理解促進を図り、円滑な就学に向けた支援を行います。 【現状】 ・ 就学前の学校説明会「ブレスクール」の開催 開催数：現状（R3(2021)）7回 ・ 就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保 【R4(2022)以降】継続実施
No	事務事業名(所管課) 事業概要
(16)	就学等支援事業 (教育委員会事務局：学事課) 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。
	計画期間中の主な取組    
	①確実な就学援助費の支給による支援 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。 【現状】 ・ 入学前の新入学児童生徒学用品費の迅速な支給 ・ 就学援助システムを活用した迅速な認定及び支給の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②特別支援教育就学奨励費の支給による支援 障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行います。 【現状】円滑な支給 【R4(2022)以降】継続実施 ③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 就学事務システムを利用した事務の円滑化・効率化を行います。 【現状】就学事務の実施 【R4(2022)以降】継続実施

	④高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 高等学校等に進学・在学する生徒や大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生や大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。 【現状】円滑な支給・貸付 【R4(2022)以降】継続実施					
No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(17)	学校安全推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。				
	計画期間中の主な取組					
	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 スクールガード・リーダーを配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行います。 【現状】スクールガード・リーダーの配置 <u>配置数：現状（R3(2021)）25人⇒（R4(2022)以降）同規模継続</u> 【R4(2022)以降】継続実施					
	<table><tr><td>用語説明</td><td>スクールガード・リーダー</td></tr><tr><td colspan="2">子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家</td></tr></table>		用語説明	スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家	
	用語説明	スクールガード・リーダー				
子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家						
②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行います。 【現状】適正な配置 <u>配置数：現状（R3(2021).12月末時点）100か所</u> 【R4(2022)以降】各学校の実情に応じた適正な配置						
③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 通学路の危険か所を点検し改善が必要な際に、関係機関と連携しながら安全対策を進めます。 【現状】 ・通学路安全対策会議の開催 ・危険か所の改善に向けた取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施						

	④学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。 【現状】 - 学校防災教育研究推進校の指定の実施 <u>指定校数：現状（R3(2021)）7校⇒（R4(2022)以降）同規模継続</u> - 防災学習テキストの配布と防災教育の実施 【R4(2022)以降】 - 学校防災教育研究推進校の指定の継続実施 - 各学校における防災教育の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(18)	交通安全推進事業 (市民文化局：地域安全推進課)	交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等を実施します。 【現状】各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発活動の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。 【現状】幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施 <u>開催数：現状（R2(2020)）301回⇒（R7(2025)）490回以上</u> 【R4(2022)以降】交通安全教室・講話の継続実施 ③児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示等を設置し、交通事故の防止を図ります。 【現状】 「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設 <u>路面標示件数：現状（R2(2020)）146件⇒（R7(2020)）120件</u> - 通学路の電柱巻付表示の設置の実施 <u>電柱巻付表示件数：現状（R2(2020)）676件⇒（R7(2020)）800件</u> 【R4(2022)以降】継続実施	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

【施策の概要】

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

【現状と課題】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、要支援ケースの早期発見・対応等につなげることで、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。急増する児童虐待に対応するためにも、関連機関等と連携を図りながら継続して取り組む必要があります。一方、多様な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しており、様々な諸課題を抱えた要支援ケースへの個別的・専門支援の体制づくりが求められています。
- ◆ 市内の児童相談所においては、急増する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施し、子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。今後についても関連機関等と連携を図りながら適切に対応していく必要があります。
- ◆ 里親制度について、なり手の確保のための制度の普及・啓発、委託推進のための関係機関との連携、委託前後の支援体制の充実について取組を進めるとともに、施設養護について、多様な役割を円滑に果たせるよう、地域の社会的養育を支える専門的な拠点としての機能の強化を図る必要があります。また、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、措置中から情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい支援を行うとともに、生活環境が大きく変わる措置解除後も相談支援を継続していくことが重要です。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 経済的困窮や疾病、成育歴等により、様々な困難を抱える女性等に対し、人権擁護と自立に向けた支援が必要です。また、配偶者等からの暴力など女性の抱える困難は、外部からの発見が困難であり、潜在化・深刻化しやすいため、迅速かつ適切な支援を実施する必要があります。
- ◆ 令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果では、生まれ育った環境は親から子に連鎖し、子どもの生活に影響がみられています。子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、他者との関わりの中で様々な体験をし、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲や自信、自己肯定感等を得ることが重要であることから、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、それらが得られるような仕組みが必要です。

【計画期間における方向性】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 子育て世代包括支援センター※と子ども家庭総合支援拠点※の一体的な運営を通じて、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題を一つひとつ紐解きながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的な初期・専門的な支援に取り組みます。
- ◆ 増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切な初期対応及びその後の親子関係再構築支援の充実に向けて、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童相談所職員の増員と人材育成、警察・司法・医療機関との連携等の取組を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。
- ◆ 養育里親について、里親拡充に向け、民間機関を活用した取組を推進するほか、施設養護について、ケアニーズの高い児童に対するきめ細やかな支援を実現するとともに、地域小規模児童養護施設の設置等を促進します。また、代替養育を受ける高校生等については、施設等を退所した後も、生活や就労に関する相談を継続的に実施していくほか、児童が希望する進路を安心して選択できるよう、市独自の給付型奨学金や学習支援事業を実施します。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 経済的困窮、成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談・支援を引き続き行うとともに、女性相談に関する効果的な支援体制や施策について検討を行います。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するほか、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

※ 子育て世代包括支援センターについては、159頁に詳しく記載しています。

※ 子ども家庭総合支援拠点については、160頁に詳しく記載しています。

《ひとり親家庭等の自立の促進（ひとり親家庭等自立促進計画）》

【現状と課題】

- ◆ 令和3（2021）年度に実施した「川崎市ひとり親家庭に関するアンケート」においても、生活の中で困っていることとして生活費に関することが最も多く挙げられるなど、コロナ禍の影響もあり家計の状況は悪化している傾向が見られました。また、約54％が離婚時において養育費等の取り決めをしたものの、その中の約40％は継続的に養育費を受け取れていないほか、約86％のひとり親等が就労しているものの、そのうち約53％が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮や様々な生活課題を抱えていることが多い状況にあります。
- ◆ ひとり親家庭等が抱える様々な生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、相談体制等の充実を図り、様々な支援機関につなぐことができる仕組みづくりが必要です。

【基本的な方向性】

- ◆ ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」（児童扶養手当、通勤・通学交通費補助、ひとり親家庭等医療費助成制度など）を中心として、「子育て・生活支援」（生活相談・日常生活支援事業）や「養育費確保」などによる支援を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。

【計画期間における方向性（各施策の基本目標）】

- ◆ ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な支援が必要な方に的確に届くよう、専門職が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策を的確に提供するなど相談支援体制等を検討していきます。
- ◆ 経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を通じて、経済的な自立の促進につなげます。
- ◆ 子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による生活援助等のほか、ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を行うとともに、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。
- ◆ 養育費確保については、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携しながら支援の充実を図るとともに、養育費確保支援事業による手数料等の助成を行います。
- ◆ 就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する相談や就業支援の講座を実施するとともに、資格取得に向けた支援を行うなど、関係機関と連携を図りながら、雇用の促進を図ります。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
里親の登録数 （こども未来局調べ）	173 世帯 （令和2（2020）年度）	252 世帯以上 （令和7（2025）年度）	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値
地域で子どもを見守る体制 づくりが進んでいると思う 人の割合 （こども未来局調べ）	39.0% （令和元（2019）年度）	54.0%以上 （令和7（2025）年度）	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合
ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合	73% （令和2（2020）年度）	80%以上 （令和7（2025）年度）	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合
児童養護施設入所児童や里親委託児童等の大学等進学につながった割合	32.0% （令和2（2020）年度）	40.0%以上 （令和7（2025）年度）	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合

具体的な事業

- (1)児童虐待防止対策事業 (2)児童相談所運営事業 (3)里親制度推進事業
 (4)児童養護施設等運営事業 (5)ひとり親家庭等の総合的支援事業 (6)女性保護事業
 (7)子ども・若者支援推進事業 (8)小児ぜん息患者医療費支給事業
 (9)小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10)災害遺児等援護事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	児童虐待防止対策事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。
	計画期間中の主な取組 	
(1)	①児童家庭相談支援体制の強化 多様な生活課題や困窮など、「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討し、相談支援体制の強化を図ります。 【現状】子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討 【R4(2022)】 ・子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 ・児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討 【R5(2023)以降】 ・子ども家庭総合支援拠点の運営 ・児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 ②要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。 【現状】 ・運営方法の見直しに向けた検討 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 個別支援会議実施回数：現状(R2(2020)) 710回 【R4(2022)】 ・運営方法の見直し及び取組内容の検証 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の継続実施 【R5(2023)以降】 ・検討結果を踏まえた取組の推進 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の継続実施	

③児童虐待防止に関する相談の実施

子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談を 24 時間電話等で受け付けます。

【現状】

- ・児童虐待防止センターにおける電話相談の実施
- ・SNS を活用した相談の実施

【R4 (2022)以降】

- ・電話相談の継続実施
- ・SNS を活用した相談の継続実施

④地域の見守り体制の構築・充実

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期利用事業による子育て支援の充実を推進します。

【現状】 児童家庭支援センターによる相談支援、ショートステイ等子育て支援の実施

【R4 (2022)】 相談支援の充実に向けた検討

【R5 (2023)以降】 相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進

⑤児童虐待防止普及啓発活動の実施

11 月の児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）を中心に、虐待のないまちづくりを推進するために、多様な地域関係団体等との協働による事業展開を図ります。

【現状】 児童虐待防止普及啓発活動の実施

実施回数：現状（R2(2020)）18回⇒（R7(2025)）22回以上

【R4 (2022)以降】 継続実施



フットサル大会における啓発活動の様子

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	児童相談所運営事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。
	計画期間中の主な取組 	
	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 児童福祉法に基づき、養護、障害、非行、育成等の児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じ、必要に応じて一時保護所での保護、児童養護施設等への措置を行います。また、各区地域みまもり支援センターと連携して特定妊婦への対応を行うとともに、児童、保護者への通所指導も行います。 【現状】 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施 【R4(2022)以降】 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子ども及び家庭への相談援助の実施 ②児童相談所の体制強化 児童相談所における児童虐待相談・通告件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、改正児童福祉法等に基づき、各児童相談所への児童福祉司、児童心理司の段階的な増員などにより、児童相談所の体制強化を図ります。 【現状】 ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・人材育成の取組の推進 児童相談所相談件数：現状（R2(2020)）6,128件 一時保護所における保護件数：現状（R2(2020)）475件 【R4(2022)以降】 ・国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 ・人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進 ③関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 保健・医療機関や警察・検察等の司法関連機関との連携強化を図り、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識を活かした支援を推進します。 【現状】警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施 【R4(2022)以降】 ・三者協同面接等、児童相談所・警察・検察の連携強化の推進 ・医療機関との連携強化に向けた取組の推進	

④体制強化に併せた施設整備の推進 一時保護児童の権利擁護を目的とした中部児童相談所一時保護所の建替え、児童相談所執務スペースの狭隘化の改善を目的とした改修・増築について、計画的に施設整備を推進します。 【現状】 ・こども家庭センターの改修（設計） ・中部児童相談所一時保護所の建替え（基本・実施設計） ・中部児童相談所の改修（設計） ・北部児童相談所執務室の増築（設計） 【R4(2022)】 ・こども家庭センターの改修（工事着手） ・中部児童相談所一時保護所の建替え（実施設計） ・中部児童相談所の改修（工事着手） ・北部児童相談所執務室の増築（工事着手） 【R5(2023)】 ・こども家庭センターの改修（供用開始） ・中部児童相談所一時保護所の建替え（工事着手） ・中部児童相談所の改修（供用開始） ・北部児童相談所執務室の増築（供用開始） 【R6(2024)】中部児童相談所一時保護所の建替え（工事完了） 【R7(2025)】中部児童相談所一時保護所の建替え（供用開始） <table><tr><th>計画地</th><th>R3(2021)</th><th>R4(2022)</th><th>R5(2023)</th><th>R6(2024)</th><th>R7(2025)</th></tr><tr><td>こども家庭センター</td><td>設計</td><td>改修工事</td><td>供用～</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部児童相談所</td><td>設計</td><td>改修工事</td><td>供用～</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中部児童相談所一時保護所</td><td>設計</td><td></td><td>解体</td><td>建設工事</td><td>供用～</td></tr><tr><td>北部児童相談所</td><td>設計</td><td>増築工事</td><td>供用～</td><td></td><td></td></tr></table>						計画地	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	こども家庭センター	設計	改修工事	供用～			中部児童相談所	設計	改修工事	供用～			中部児童相談所一時保護所	設計		解体	建設工事	供用～	北部児童相談所	設計	増築工事	供用～		
計画地	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)																														
こども家庭センター	設計	改修工事	供用～																																
中部児童相談所	設計	改修工事	供用～																																
中部児童相談所一時保護所	設計		解体	建設工事	供用～																														
北部児童相談所	設計	増築工事	供用～																																
No	事務事業名(所管課)	事業概要																																	
(3)	里親制度推進事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。																																	
	計画期間中の主な取組																																		
	①里親制度の普及・啓発活動の推進 社会的認知度の向上や里親登録数の増加に向けて、里親制度説明会や養育体験発表会の開催、各種広報により、里親支援機関と協力して制度の普及啓発の充実を図ります。 【現状】里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 開催回数：現状（R2(2020)）11回⇒（R7(2025)）11回以上 【R4(2022)以降】里親登録世帯の確保に向けた取組の継続																																		

	②里親養育技術向上のための研修会等の実施 里親の養育技術獲得・向上のための研修会や実習等を実施します。 【現状】里親養育技術向上への支援の実施 <u>開催回数：現状（R 2(2020)）3回⇒（R7(2025)）3 回以上</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ③家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施 児童養護施設等で生活している子どもが長期休業日等を利用して短期間家庭的な雰囲気を経験してもらうとともに、里親の養育体験を深めるために実施します。 【現状】家庭の雰囲気を経験するための取組の推進 <u>登録世帯数：現状（R 2(2020)）91 世帯⇒（R7(2025)）94 世帯以上</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ④NPO 法人等が行うフォスティング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 里親支援機関や当事者団体等と協力・連携し、里親委託前の助言、委託後の家庭訪問・相談支援等を行います。 【現状】NPO 法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	児童養護施設等運営事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院に入所している児童が良好な環境で養育が受けられるよう、必要な運営経費を支弁するとともに、各種の連絡調整、指導監督等を行うなど運営支援を行います。 【現状】3施設合計7か所での社会的養護の推進 【R4(2022)以降】要保護児童への支援の実施 ②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 施設と家庭の中間的形態である地域小規模児童養護施設等において、地域社会の中で家庭的養育を推進します。 【現状】3施設合計13か所での家庭的養護の推進 【R4(2022)以降】家庭に近い環境での支援の実施	
		

	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="319 201 550 241">用語説明</th><th data-bbox="550 201 1326 241">児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設</th></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="319 241 550 728"> <児童養護施設> 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。 <乳児院> 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。 <児童心理治療施設> 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。 </td></tr> <tr> <th data-bbox="319 768 550 808">用語説明</th><th data-bbox="550 768 1326 808">地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム</th></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="319 808 550 1144"> <地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。 <ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。 <自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。 </td></tr> </table> ③社会的自立に向けた支援等の実施 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。また、「子ども・若者応援基金」を活用して、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習支援や、社会的養護奨学給付金の支給による進学支援を実施します。 【現状】 ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習・進学等に関する支援の実施 【R4(2022)以降】 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援の継続実施 ・学習支援等の実施	用語説明	児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設	<児童養護施設> 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。 <乳児院> 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。 <児童心理治療施設> 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。		用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム	<地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。 <ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。 <自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。	
用語説明	児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設								
<児童養護施設> 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。 <乳児院> 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。 <児童心理治療施設> 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。									
用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム								
<地域小規模児童養護施設> 児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。 <ファミリーホーム> 里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。 <自立援助ホーム> 義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。									

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	ひとり親家庭等の 総合的支援事業 (こども未来局：こども家庭課)	ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。
	計画期間中の主な取組	
		
	①児童扶養手当の支給 父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。 【現状】対象者への支給 <u>支給世帯数：（R2(2020)）5,836 世帯</u> 【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の実施	
	②ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】一部助成の実施 <u>助成対象者数：12,164 人</u> 【R4(2022)以降】継続実施	

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の実施

ひとり親家庭等の子どもの学費や、就労のための資格取得に要する費用など、12種類の資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭等の将来的な経済的自立に向けた支援を実施します。

【現状】貸付事業の実施

新規貸付件数：現状（R2(2020)）299 件

【R4(2022)以降】継続実施

④ひとり親家庭等への日常生活支援の実施

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。

【現状】生活援助及び子育て支援の実施

【R4(2022)以降】ひとり親家庭等に対する日常生活支援の継続実施

⑤ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施

ひとり親家庭等の子どもが安心して過ごせる居場所の提供及び将来の自立に向けて、小・中学生に対する学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を実施します。親に対しても養育や進学に向けた情報を提供します。

【現状】居場所の提供及び学習支援等の実施

実施箇所：現状（R2(2020)）16 か所⇒（R4(2022)）17 か所

【R4(2022)以降】居場所の提供及び学習支援等の実施

⑥養育費確保に向けた支援の実施

ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携を図りながら支援の充実を図ります。

【現状】

- ・養育費確保事業の実施
- ・法律相談及び養育費確保に係る講座等の実施

【R4(2022)以降】養育費確保事業の継続実施、法律相談及び養育費確保に係る講座等の充実

⑦母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活・就業相談、各種講習会などを実施します。また、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラム計画書を策定し、自立に向けた継続的な就業支援を実施します。

【現状】生活・就業相談及び支援の実施

【R4(2022)以降】継続実施

⑧ひとり親家庭への資格取得支援の実施

ひとり親の自立を促進するため、看護師や保育士等の対象資格取得の際に給付金を支給します。

【現状】自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給

給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：(R2(2020)) 90%⇒(R7

(2025)) 90 %以上

【R4(2022)以降】継続実施

⑨母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営

配偶者のない女性又は母子家庭の母親とその子どもを保護することにより、その生活を支援し、自立を促します。

【現状】事業実施

【R4(2022)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(6)	女性保護事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。				
	計画期間中の主な取組					
	1 子育て支援 5 女性活躍推進 16 地域防災・安全					
	①女性相談員による相談・自立支援の実施 各区地域みまもり支援センター等において、様々な困難を抱える女性等の相談支援を実施します。 【現状】事業実施 女性相談件数：現状（R2(2020)）2,277 件 【R4(2022)以降】継続実施					
	②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 平成28（2016）年5月に開設したDV相談支援センター（総合相談窓口：電話相談）において、緊急を要するDV相談とともに、広くDV被害の防止も含めた総合的なDV相談業務を実施し、総合的なDV対策を推進します。 【現状】事業実施 相談件数：現状（R2(2020)）297 件 【R4(2022)】相談・支援の継続実施					
③効果的な相談支援体制等の検討 女性保護事業等について、効果的な相談支援体制などを検討します。 【R5(2023)】相談支援の充実に向けた検討 【R6(2024)以降】相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進						
④DV被害者等の緊急一時保護の実施 女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性等をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。 【現状】緊急時における対応事業実施 【R4(2022)以降】継続実施						
<table><tr><th>用語説明</th><th>DV（ドメスティック・バイオレンス）</th></tr><tr><td colspan="2">DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。</td></tr></table>			用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）	DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。	
用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）					
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。						

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局：企画課)	子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。
	計画期間中の主な取組 	
	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 児童虐待・非行・ひきこもり・不登校など、教育・福祉・保健・医療・雇用等幅広い分野にわたる子どもの貧困に資する取組を総合的に推進します。 【現状】「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進 【R4(2022)～R5(2023)】子どもの貧困対策の総合的な推進 【R6(2024)】子ども・若者に関する調査の実施 【R7(2025)】調査結果を踏まえた取組の検討 ②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。 【現状】現状把握及び取組の方向性の検討 【R4(2022)】居場所づくりの取組実施及び今後の取組の検討 【R5(2023)以降】検討結果に基づく取組の推進 ③地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的とした助成事業のほか、支援が届きにくい子どもや家庭に必要な支援につなぐしくみづくりに取り組みます。 【現状】 ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施 ・支援が届きにくい子どもや家庭に必要な支援につなぐしくみづくりの検討 【R4(2022)】 ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の継続実施 ・モデル事業の実施、モデル事業の検証及び今後の取組検討 【R5(2023)以降】 ・地域子ども・子育て活動支援助成事業の継続実施 ・検討結果に基づく取組の推進 ④ボランティアを活用した、ひきこもり等児童福祉対策の実施 地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えてひきこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。 【現状】ひきこもり等児童福祉対策の実施 個別支援活動参加人数：現状（R2(2020)）73人⇒（R7(2025)）95人以上 集団支援活動参加人数：現状（R2(2020)）55人⇒（R7(2025)）82人以上 【R4(2022)以降】継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業 (こども未来局：こども家庭課)	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児ぜん息患者への医療費の一部を支給 20 歳未満の小児ぜん息患者に対し、小児ぜん息に係る保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】医療費の一部支給の実施 支給対象者数：現状（R2(2020)）4,029 人 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付 18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満）の児童が、厚生労働省が定める疾病にかかった場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費等助成の実施 給付者数：現状（R2(2020)）実人員 1,353 人 【R4(2022)以降】継続実施 ②養育医療の医療費給付 体重 2,000 g 以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた乳児が入院治療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 給付実人員：現状（R2(2020)）344 人 【R4(2022)以降】継続実施 ③自立支援(育成)医療の医療費給付 18 歳未満の児童で、身体に障害がありそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患で、治療によって確実な効果が期待できる場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 支払決定実人員：現状（R2(2020)）154 人 【R4(2022)以降】継続実施	

	④小児慢性特定疾病給付対象児等の自立支援に向けた取組 小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談・支援等を行う自立支援事業を実施します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	災害遺児等援護事業 (こども未来局：こども家庭課)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 対象となる保護者に福祉手当を支給します。 【現状】取組の実施 <u>支給児童数：現状（R2(2020)）延べ640件</u> 【R4(2022)以降】継続実施 ②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈 小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝い金等を支給します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

コラム 「オレンジリボン」

オレンジリボン運動は、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意思を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、川崎市においても、毎年、啓発活動等をはじめとしたキャンペーンを実施しています。



施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

【施策の概要】

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

【現状と課題】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内12か所、中学生に対しては市内14か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。
- ◆ 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「だいJOBセンター」において、就労・生活支援を行いました。生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合は、「だいJOBセンター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域福祉推進の中核的な活動主体である民生委員児童委員の活動として、様々な相談支援を行ったほか、子育て支援の実施、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施等を通じ、地域福祉の向上を図っています。中でも、主任児童委員は、関係機関と児童委員とのつなぎ役として、児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、子どもが安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざして活動しています。引き続き、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。障害者雇用を取り巻く環境の変化や新たな生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ◆ 各区地域みまもり支援センターや精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの相談対応を行うとともに、令和3（2021）年4月にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある方やその家族へ支援を行い、社会参加や自立の促進を図りました。ひきこもりへの支援にあたっては、様々な分野の関係機関との連携や相談窓口及びアセスメント機能の構築と普及啓発などの課題があるため、更なる検討を進める必要があります。

【計画期間における方向性】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ◆ 広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、児童、教育、労働などの様々な関係機関が相互に連携するネットワークの構築とともに、相談・アセスメント機能やカウンセリング・居場所機能の充実などを含め、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
学習支援・居場所づくり事業 利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (令和2(2020)年度)	100% (令和7(2025)年度)	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値
だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	73% (令和2(2020)年度)	75%以上 (令和7(2025)年度)	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合
民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	83.1% (令和2(2020)年度)	98.2%以上 (令和7(2025)年度)	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100(%)
障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	271人 (令和元(2019)年度)	345人以上 (令和7(2025)年度)	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)

具体的な事業

- (1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業
 (4)雇用労働対策・就業支援事業 (5)民生委員児童委員活動育成等事業
 (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業
 (9)障害者社会参加促進事業 (10)ひきこもり地域支援事業 (11)精神保健事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力等を踏まえた求人開拓を行うなどきめ細かい支援を行います。 【現状】様々な要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

	②生活保護受給世帯等の小・中学生に対する学習支援・居場所づくり事業の実施による高校等への進学支援 生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、高校等への進学に向けた学習支援を行います。 【現状】高校等への進学に向けた学習支援（週2日・1回2時間） 実施か所数：現状（R3(2021)）市内15か所⇒（R4(2022)）市内17か所 【R4(2022)以降】高校等への進学に向けた学習支援の継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	生活保護業務 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	経済的に困難な状況にある人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。
	計画期間中の主な取組  	
	①生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障する取組の実施 生活保護法の規定に従い、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、持続可能な社会保障制度として維持していくため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。 【現状】 - 健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 - 漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	生活困窮者自立支援事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。
	計画期間中の主な取組  	
	①生活困窮者への就労・生活支援等の実施 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う「だいJOBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。 【現状】 「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」の運営 - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施 【R4(2022)以降】国の動向や社会状況等を踏まえた事業の実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
4	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局：労働雇用部)	若年無業者や女性再就職、就職氷河期世代などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。 また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進 求職者へ個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施し、ニーズに沿った職業紹介を行う就業マッチングを実施します。 【現状】求職者のニーズに応じた就業支援の実施 就職決定者数：現状（R2(2020)）412人⇒（R7(2025)）495人以上 【R4(2022)以降】継続実施	
	②「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者等の職業的自立支援の推進 働くことに不安や悩みを持つ15～49歳の若年無業者や保護者等を対象に、カウンセリングや職業・職場体験等を行い、高等学校や関係機関等と連携しながら無業化の未然防止や職業的自立支援を行います。 【現状】個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施 進路決定数：現状（R2(2020)）115人 【R4(2022)以降】継続実施	
	 コネクションズかわさきで実施した校内企業説明会	

	③若者、女性、高齢者、就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出 市内企業の多様な人材確保・活躍に向けた支援事業と連携し、若者、女性、中高年齢者等の対象区分ごとのマッチング機会を創出し、求職者の各層に応じた就業支援を行います。 【現状】就業支援と連携した多様な人材の確保や活躍等の支援の実施 就職氷河期世代の就職決定者数：現状（R2(2020)）225人⇒（R7(2025)）235人以上 就業マッチングイベント参加企業数：現状（R2(2020)）198社⇒（R7(2025)）200社以上 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	民生委員児童委員活動 育成等事業 (健康福祉局：地域包括ケア推進室)	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①民生委員児童委員の適正配置の実施	
	地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努めます。	
	【現状】	
・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化		
・民生委員児童委員のあり方に関する懇談会における活動環境の向上等の取組の検討		
【R4(2022)以降】		
・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化		
・活動環境の向上等に向けた民生委員児童委員の負担軽減の取組の実施		
②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援		
民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を通じて地域福祉の推進を図ります。		
【現状】協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援		
【R4(2022)以降】継続実施		
③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実		
効果的な研修の開催や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。		
【現状】		
・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施		
・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実		
【R4(2022)以降】継続実施		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	自殺対策・メンタルヘルス 普及啓発事業 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進 センター企画・連携推進課)	自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①自殺の防止等に関する市民の理解の増進 自殺予防に関する普及啓発事業を実施し、自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。 【現状】自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進 【R4(2022)以降】継続実施 ②自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ゲートキーパー（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため等の市民向け講座や、民間事業者や市職員向けの講座の実施を通じて、自殺防止等に関する人材の確保・養成及び資質の向上を図ります。 【現状】ゲートキーパーの養成と地域の関係機関等との連携強化及び相互連携の推進 <u>ゲートキーパー講座開催回数：現状（R2(2020)）6回⇒（R7(2025)）6回</u> 【R4(2022)以降】身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 ③自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成・配布や、関係機関による連携体制を構築することにより、自殺未遂者やその家族への対策の充実を図ります。 【現状】 ・自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ・研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討・実施 【R4(2022)以降】継続実施 ④「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策の更なる推進を図るため、計画を策定し、必要な施策を推進します。 【現状】計画に基づく取組の推進 【R4(2022)】第3次計画に基づく取組の推進 【R5(2023)】「第4次自殺対策総合推進計画」の策定 【R6(2023)以降】計画に基づく取組の実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	更生保護事業 (健康福祉局：地域包括ケア推進室)	犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 保護司会等、更生保護関係団体への支援を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②社会を明るくする運動の実施 社会を明るくする運動を通して、各団体と連携しながら犯罪予防のための世論の啓発や学校や町内会・自治会との連携による地域社会の安全を推進します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ③再犯防止推進計画に基づく取組の推進 令和2（2020）年2月に策定した「川崎市再犯防止推進計画」（R2～R6）に基づき、各種取組を進めるとともに、川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体ネットワークづくりを推進します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	障害者就労支援事業 (健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)	一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①障害者等の特性に応じた就労支援の実施 就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施します。また、「短時間雇用プロジェクト」の実施等により、多様な働き方を推進します。 【現状】 ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施 【R4(2022)以降】 ・一般就労に向けた支援の継続実施 ・就労の準備段階から求職、定着までの一貫した支援の充実と実施	

	②障害者雇用を行う企業への支援の実施 障害のある方が企業において就労・定着するために企業向けの雇用支援を実施するとともに、市内中小企業を中心に、障害者雇用についての情報交換等を行う会議を行います。 【現状】 ・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催 ネットワーク会議開催回数：現状（R2(2020)）3回⇒（R4(2022)以降）1回 ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP）の普及・啓発と企業への支援の実施 【R4(2022)以降】障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有	
	③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉サービス事業所における工賃向上に向けた取組を推進します。 【現状】業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施 販売会開催回数：現状（R2(2020)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	障害者社会参加促進事業 (健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	①障害者社会参加推進協議会の実施 障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進協議会を実施します。 【現状】障害者社会参加推進協議会の開催 開催数：現状（R2(2020)）2回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施	
	②障害者週間記念のつどいの開催 障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間記念のつどい」を開催します。 【現状】障害者週間記念のつどいの開催 開催数：現状（R2(2020)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施	
	③障害者作品展の開催 障害者が作成した個人作品を広く一般に公開することにより、文化交流及び障害者の社会参加を図り福祉の向上に寄与することを目的とし、障害者の制作した作品の展示を行います。 【現状】障害者作品展の開催 開催数：現状（R2(2020)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施	

	④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 障害者レクリエーション教室や各種スポーツ教室・障害者作品展等を開催し、日常生活上必要な様々な訓練や指導などを行います。 【現状】生活訓練等事業の実施 参加者数：現状（R2(2020)）1,546人⇒（R7(2025)）3500人 【R4(2022)以降】継続実施 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをする「心のバリアフリー」の理念を踏まえて、障害者支援を実施します。 【現状】神奈川県内共通の「ヘルプマーク」の配布・普及 【R4(2022)以降】継続実施 ⑥コミュニケーションの支援の実施 手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供等により、視覚障害者や聴覚障害者の社会参加促進を図ります。 【現状】「視聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進 【R4(2022)以降】継続実施	
	No	事務事業名(所管課) 事業概要
		ひきこもり地域支援事業 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課) 広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組みます。
	(10)	計画期間中の主な取組 ①ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ひきこもり当事者やその家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援を行うとともに、当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 【現状】ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②ひきこもり支援ネットワークの構築 ひきこもり支援の相談・連携体制が効果的に機能するようネットワークの構築を進めます。 【現状】ひきこもり支援ネットワーク会議の開催 会議開催回数：現状（R2(2020)）6回（準備会等含む） 【R4(2022)以降】ネットワークの構築に向けた取組の推進

	③ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施 ひきこもりに関する講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援等に関する市民の理解の増進および支援者の養成及び資質の向上を図ります。 【現状】ひきこもりに関する市民向け講演会や研修の実施 講演会開催回数：現状（R2(2020)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 研修開催回数：現状（R2(2020)）1回⇒（R4(2022)以降）同規模継続 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	精神保健事業 (健康福祉局：精神保健課)	地域みまもり支援センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	①地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導を行います。 【現状】相談・指導の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進 自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、精神保健福祉従事者向けの研修機会の確保による人材育成を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成を推進します。 【現状】取組の実施 研修会・連絡会開催回数：現状（R2(2020)）48回⇒（R7(2025)）71回 【R4(2022)以降】継続実施	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策9 障害福祉サービスの充実

【施策の概要】

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉サービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

【現状と課題】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けて、軽度の障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、市内4か所にある地域療育センターではより専門的な支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者では、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。医療技術の進歩や障害に対する理解の深まり等に伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

【計画期間における方向性】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえ、サービスの充実に努めます。
- ◆ 新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援を行う地域の拠点として、子ども発達・相談センターの設置に取り組むとともに、中重度の障害のある児童に対しては、地域療育センターを中心とした療育体制の確保に努めます。障害のある子どもに対して、障害特性や育ちの段階（ライフステージ）に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。
- ◆ 令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育・教育分野において設置者等の責務が明確化されるとともに、国・自治体の責務が明確化されました。そのため福祉分野での医療的ケア児（者）の支援の拡充を図るために、専門相談機関を新たに設置・運営し、関係機関と連携した支援を展開することで、支援体制の充実を図ります。また、全市的な取組である「医療的ケア児連絡調整会議」の円滑かつ効果的な実施及び医療的ケア児（者）の実態把握の継続等を通じて、医療的ケア児（者）の現状や課題を把握し、今後の取組の充実に向けた検討を行います。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	6,142 人／月 （令和 2（2020）年度）	7,254 人／月以上 （令和 7（2025）年度）	日中活動系サービスの利用実績（各年度の 3 月実績）

具体的な事業

- （1）障害者日常生活支援事業 （2）障害児施設事業 （3）発達障害児・者支援体制整備事業
（4）地域療育センター等の運営

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	障害者日常生活支援事業 (健康福祉局：障害福祉課)	障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	①障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進 地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営を支援する取組を推進します。 【現状】 ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施 【R4(2022)以降】持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	障害児施設事業 (健康福祉局：障害計画課)	障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組  	
(2)	①障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進します。また、持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援を実施します。 【現状】 ・ 障害（児）福祉サービスや医療費の給付 ・ 医療的ケア児連絡調整会議の運営 ・ 医療的ケア児者の実態把握の実施と結果に基づく取組の検討 ・ 放課後等デイサービスの本市独自のガイドラインの改定 【R4(2022)～R5(2023)】 ・ 障害（児）福祉サービスや医療費の給付の継続実施 ・ 医療的ケア児連絡調整会議の運営の継続実施 ・ 主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実（2 か所） ・ 改定版ガイドラインに基づく取組の推進 【R6(2024)以降】 ・ 障害（児）福祉サービスや医療費の給付の継続実施 ・ 医療的ケア児連絡調整会議の運営の継続実施 ・ 主に医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる事業所等の充実の取組状況を踏まえた検討と新たな取組の推進 ・ 改定版ガイドラインに基づく取組の推進 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 障害児の地域生活等を支援するために、利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所を充実します。 【現状】 障害児相談支援事業所の充実 事業所数：現状（R2(2020)）計 52 か所⇒（R7(2025)）計 56 か所 【R4(2022)以降】 障害児相談支援事業所の充実の継続実施	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	発達障害児・者支援体制整備事業 (健康福祉局：障害計画課)	「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。
	計画期間中の主な取組	
	①「発達相談支援センター」における相談支援の実施 発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら相談・支援を行います。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備についての協議等を行います。 【現状】発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 開催数：現状（R3(2021)）1回⇒（R7(2025)）1回 【R4(2022)以降】継続実施 ③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 幼稚園・保育所等の職員を対象として、発達障害の知識習得等を目的に研修を実施します。 【現状】発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 開催数：現状（R3(2021)）1回⇒（R7(2025)）2回 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	地域療育センター等の運営 (健康福祉局：障害計画課)	障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適切な相談・支援を提供するための体制を構築します。
	計画期間中の主な取組	
	①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行い、療育相談支援を提供します。 【現状】 ・障害児や発達に不安のある子どもに対する相談・診察・訓練等の支援の実施 ・地域の関係機関への技術援助と情報提供の実施 【R4(2022)以降】 ・療育に関する相談支援の継続実施 ・地域の関係機関に対する支援の継続実施	

②子ども発達・相談センターの整備と連携体制の構築

地域療育センターが中重度の障害児支援に重点をおいた対応ができるよう、地域療育センターで対応してきた軽度の障害児、要観察児を主な対象とした相談支援機関として、「子ども発達・相談センター」を順次設置・運営し、適切な支援を提供します。

【現状】

- ・子ども発達・相談センターの整備（川崎区、幸区）
- ・発達に不安のある子どもに対する相談・支援の実施と地域の機関との連携

子ども発達・相談センターが交付した支援方針の件数（1区あたり/月あたり）（R3

（2021）.11）15件⇒（R7（2025））15件以上

【R4（2022）～R6（2024）】

- ・子ども発達・相談センターの整備、検証
- ・発達に不安のある子どもに対する相談・支援の実施と地域の機関との連携の継続実施

【R7（2025）以降】発達に不安のある子どもに対する相談・支援の実施と地域の機関との連携の継続実施

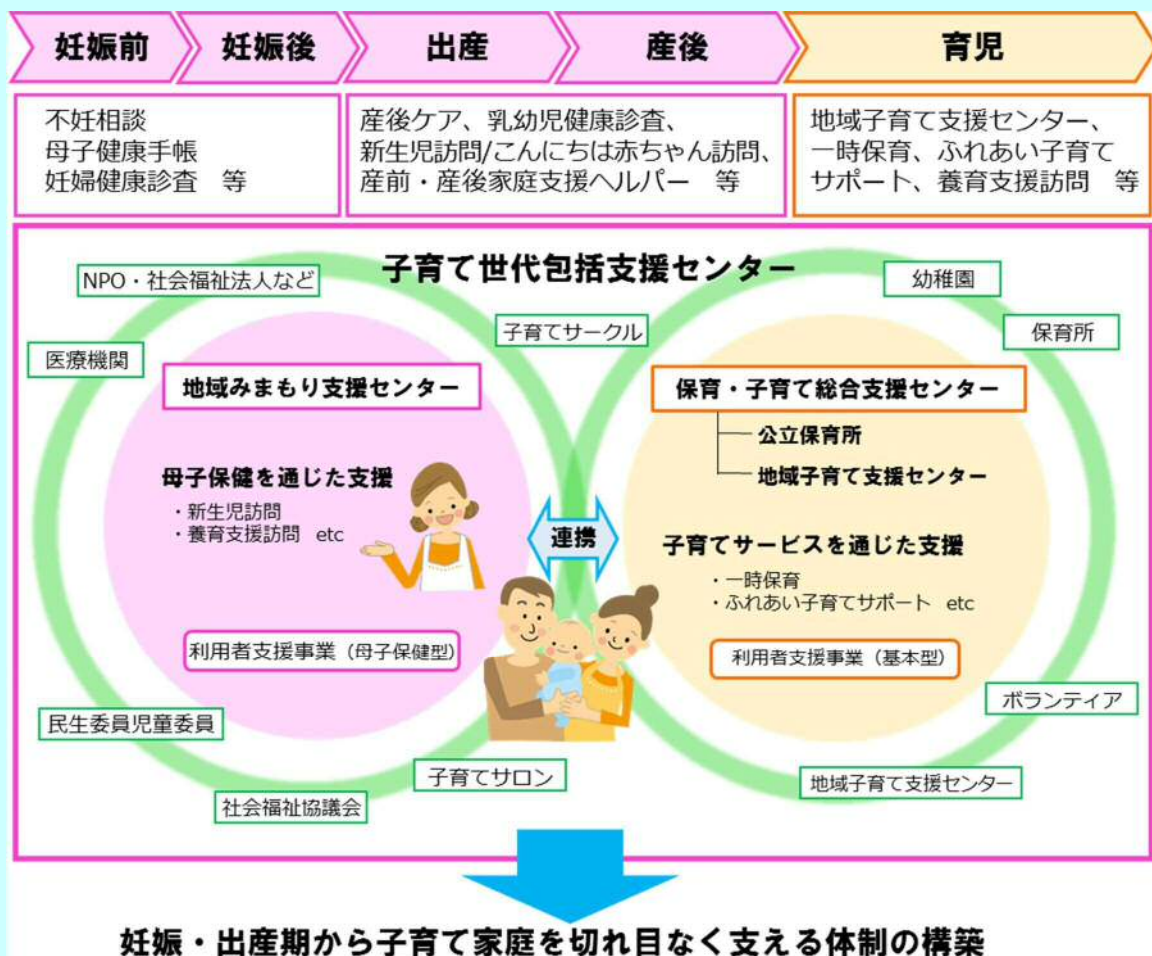
コラム 子育て世代包括支援センターについて

子育て世代包括支援センターとは、国の「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において全国展開が掲げられたもので、具体的には、妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、必要に応じて支援プランを策定すること、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこととされており、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供することで、子育て家庭に対して様々な支援を包括的に行うことができるようにするなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築を目指しています。

本市では、これまで母子保健業務を担っている各区地域みまもり支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置づけ、妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組んできました。

一方、現在、地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として、各区1か所に「保育・子育て総合支援センター」を順次整備しており、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域の関係機関との連携・協働のネットワークづくりに取り組んでいます。

今後は、母子保健業務を担う地域みまもり支援センターと、子育て支援業務を担う保育・子育て総合支援センターが相互に連携しながら、子育て家庭が抱える不安や負担について、子育て親子の交流の場など、身近な場所での相談、情報提供の充実を図るとともに、母子保健事業を通じた切れ目のない相談支援など、総合的に取り組みながら、子育て家庭を地域社会全体で見守り・支えるしくみづくりを推進していきます。



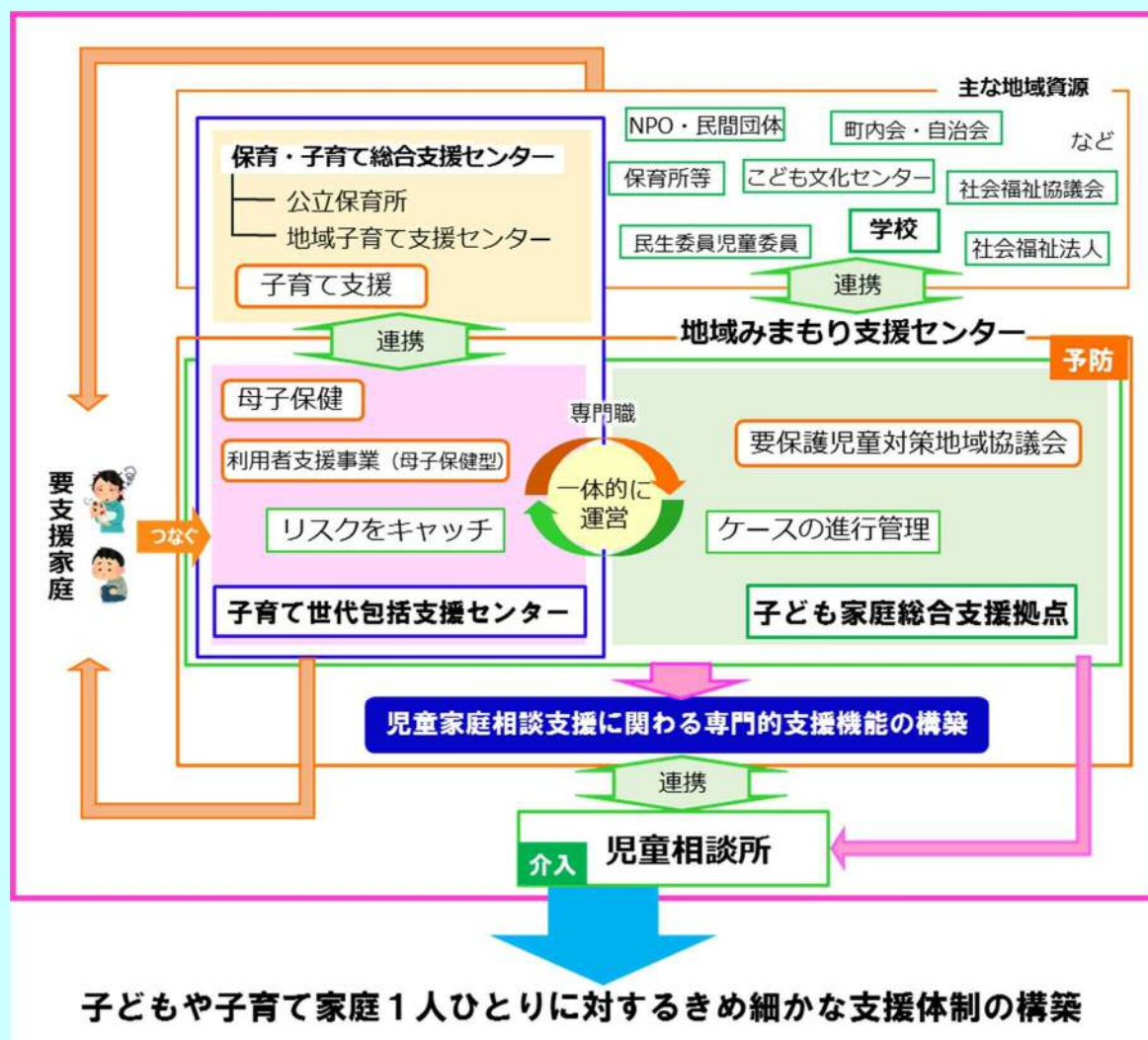
コラム 子ども家庭総合支援拠点について

平成28年の児童福祉法の改正に伴い、市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。そして、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（＝子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されました。

子ども家庭総合支援拠点は、教育・福祉・保健・医療等の関係機関と連携しながら、要支援家庭等に対し必要な支援を行う必要があること、特に、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会とは一体的な運営が望ましいとされていることから、本市では、各区の地域みまもり支援センターに子ども家庭総合支援拠点を設置します。

要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、母子保健と子育て支援の相互連携によって、妊娠・出産期から子どもや子育て家庭を切れ目なく支える子育て世代包括支援センターや、様々な地域資源と連携しながら、子どもや子育て家庭が抱える多様な課題を早期に把握し、必要な支援に適切につなげるとともに、一人ひとりきめ細かな支援を行う児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向け、検討していきます。

こうした取組を進めながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支え、誰一人取り残さない支援体制づくりに取り組んでいきます。



第5章

.....

子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

すべての子ども・若者が健やかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けた様々な取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

そのため、3つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を考え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

なお、本章は、4章の施策体系別に紐付けた事務事業を部局横断的に捉え、3つの課題解決に直接寄与するという視点から取組ベースで記載したものです。

課題1 子どもの貧困

平成29（2017）年11月に策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき、経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進してきました。さらに、コロナ禍の影響等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況にあることから、必要な人に必要な支援が届くよう、相談機関等による支援の充実と連携の強化等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭等への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
II 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）
IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進

課題2 児童虐待

平成24（2012）年10月、「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化してきましたが、児童虐待の相談・通告件数は増加の一途をたどっており、また、支援を要する子ども・家庭の多様な生活課題も顕在化してきていることから、これらの課題と児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の更なる体制強化と、地域に身近な子育て支援の充実、区役所における専門的な相談支援体制の構築など、未然防止の取組を併せて示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用
	2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
Ⅱ 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実
	4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実
	5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成
Ⅲ 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援
	7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

課題3 困難な課題を抱える子ども・若者

平成27（2015）年2月20日に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援の推進を図ってきましたが、子ども・若者を取り巻く社会状況がさらに複雑化・深刻化する中、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラー※など、新たに表出した困難な課題等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり
	3 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築

※ ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

1 子どもの貧困対策の推進

（1）これまでの経緯

ア 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

日本における子どもの貧困率が13.5%（約7人に1人）と、経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%を上回り国際的にも高い水準であるなど、全国的な課題となっていた中、本市では平成29（2017）年、子どもや子育て家庭の生活状況等を把握するため、調査を実施しました。

アンケート調査からは、所得水準により、孤食や虫歯の有無等の生活習慣や学習習慣・学習理解度等に格差が生じていることが明らかになりました。また、支援者に対するヒアリングからは、貧困の状況にある家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいために社会から孤立する傾向にあることがうかがえました。こうした家庭環境のもとにおいては、子どもが、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基本的生活習慣、基礎学力、自己肯定感等が形成されづらい傾向にあるほか、家庭にも学校にも居場所がなく、良質なロールモデルが存在しないといった、子どもの貧困の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

イ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析

平成29（2017）年8月にこれらの調査結果を分析したところ、所得格差が子どもの基本的生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼすものの、子どもの貧困という問題を捉えるにあたっては、経済的困窮という事実のほか、様々な要因が関連しながら生じていること、子どもの社会的自立の阻害要因がそうした本人の意思や努力等によらないところで生じている、という視点を持つ必要があるとされました。

また、社会的自立に必要な学力（認知能力）以外の能力（意欲、やりぬく力などの非認知能力）は、本来、保護者から子どもへと継承される（「社会的相続」という。）ことが一般的ですが、保護者自身も幼少期の家庭環境等が要因で、これらの能力を適切に身に付けられなかった場合、いわゆる「貧困の連鎖」が生じることが懸念されることから、貧困の連鎖を防止するための対応策を検討するにあたっては、子どもが自立するために必要な力を育む養育を家庭のみに担わせるのではなく、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子ども一人ひとりの成長・発達段階に応じて切れ目なく、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な分野が連鎖し重層的に支援を行っていく必要があり、特に、行政の役割として、母子保健や学校教育など、子どもの成長・発達を支える基盤制度の底上げと、地域から孤立し援助希求行動を出しづらい家庭等に対しても必要な支援が確実に届くよう、アウトリーチの考え方による支援を行い、地域を巻き込みながら社会的相続を補完していく視点が必要であるとされました。

ウ 「子どもの貧困対策に関する基本的な考え方」の策定

分析結果をふまえ、平成29（2017）年11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題の一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、平成30（2018）年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく52の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

ひとり親家庭の支援施策を再構築し新たに通勤交通費助成制度等を創設したり、生活保護受給世帯等に対する学習支援事業の実施場所や対象年齢を拡大するなど、生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや体験をサポートする地域の寺子屋事業の実施箇所数を増やすなど、地域における支え合いのしくみづくりに取り組みました。

また、児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るなど、相談機関等による支援の充実と連携の強化を図るとともに、子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実に取り組みました。

（3）前期計画策定後の本市の状況

ア 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると、子どものいるひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%、所得状況についても、子どものいる一般世帯（745.9万円）と比べて母子世帯は306万円と、経済的に困窮している状況にあり、コロナ禍によりその状況がさらに悪化している恐れがあります。

また、生活に困難を抱えるとされる、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設入所者等における大学等進学率は、全国的に一般世帯が83.5%（2020年文部科学省「学校基本調査」）と過去最高を更新する一方で、ひとり親世帯58.5%（2016年厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」）、本市の生活保護世帯50.3%（令和2（2021）年度）、本市の児童養護施設入所者32.1%（令和2（2021）年度）と、いまだ大きな差があり、教育格差は解消されていない状況にあります。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年11月、子どもの貧困に関する状況も含め、本市の子ども・若者や子育て家庭の生活状況、生活意識等について調査を実施しました。

調査結果からは、所得が低い層においてひとり親世帯の占める割合が高いことや、これらの層が公共料金の支払いが滞ったり生活必需品が買えなかった経験があるなど、日々の生活に困難を抱えているといった状況のほか、親の所得と子どもの家庭における学習時間、学習の理解度や学校の成績との間に相関関係が見られた一方で、子ども自身の現在の生活に対する満足度や将来の夢の有無等については、所得分類別の差異は見られませんでした。

また、調査結果を分析したところ、未就学児の親については、居住年数が少ない人や保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。

●居住年数と近所付き合いの有無

(n=2,218)

		近所の人との交流		合計
		交流がある	まったく付き合いがない	
居住年数	1年未満	74.24%	25.76%	100.00%
	3年未満	76.79%	23.21%	100.00%
	5年未満	82.40%	17.60%	100.00%
	10年未満	89.70%	10.30%	100.00%
	20年未満	93.06%	6.94%	100.00%
	20年以上	88.89%	11.11%	100.00%
	合計	86.74%	13.26%	100.00%

●施設の利用状況と近所付き合いの有無

(n=2,187)

		近所の人との交流		合計
		交流がある	まったく付き合いがない	
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	90.01%	9.99%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	79.73%	20.27%	100.00%
合計		86.83%	13.17%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと

(n=802)

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	67.80%	32.20%	100.00%
	まったく付き合いがない	44.87%	55.13%	100.00%
合計		63.34%	36.66%	100.00%

●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと

(n=802)

		子どもを安心して預けられる人や場所がないことに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	65.48%	34.52%	100.00%
	まったく付き合いがない	55.77%	44.23%	100.00%
合計		63.59%	36.41%	100.00%

また、就学児童とその親については、進学や就職等、親の将来に対する考え方と子どもの将来に対する考え方には関連が見られたことから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（小学5年生）

(n=2,558)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	46.62%	32.43%	8.56%	6.31%	6.08%	100.00%
	まあそう思う	32.44%	32.78%	12.40%	10.93%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.48%	30.67%	13.63%	13.93%	16.30%	100.00%
	そう思わない	18.53%	27.62%	18.88%	23.43%	11.54%	100.00%
	合計	31.51%	31.59%	12.78%	12.31%	11.81%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（小学5年生）

(n=2,552)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	38.05%	30.44%	12.04%	7.79%	11.68%	100.00%
	まあそう思う	29.67%	36.34%	11.54%	11.00%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.55%	34.42%	13.59%	14.03%	12.41%	100.00%
	そう思わない	23.88%	31.34%	14.93%	18.91%	10.95%	100.00%
	合計	29.98%	34.13%	12.46%	11.72%	11.72%	100.00%

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（中学2年生）

(n=2,757)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	49.89%	30.57%	7.82%	7.82%	3.91%	100.00%
	まあそう思う	34.61%	39.73%	10.91%	10.40%	4.35%	100.00%
	あまりそう思わない	24.56%	37.59%	15.79%	15.91%	6.14%	100.00%
	そう思わない	21.08%	31.05%	15.67%	23.36%	8.83%	100.00%
	合計	32.39%	36.56%	12.44%	13.24%	5.37%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（中学2年生）

(n=2,748)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	51.30%	28.87%	7.68%	4.96%	7.19%	100.00%
	まあそう思う	46.27%	34.81%	6.72%	5.24%	6.96%	100.00%
	あまりそう思わない	42.16%	33.08%	10.40%	7.18%	7.18%	100.00%
	そう思わない	40.84%	30.89%	8.38%	9.95%	9.95%	100.00%
	合計	46.58%	32.46%	7.82%	5.86%	7.28%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（小学5年生）

(n=2,592)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.47%	30.13%	17.31%	20.51%	10.58%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	23.16%	37.87%	16.18%	12.13%	10.66%	100.00%
	大学またはそれ以上	34.56%	31.44%	14.12%	11.23%	8.66%	100.00%
	まだわからない	24.24%	27.69%	14.60%	17.63%	15.84%	100.00%
	合計	28.90%	30.90%	14.85%	14.24%	11.11%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（中学2年生）

(n=2,776)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.91%	25.44%	19.08%	25.09%	8.48%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	16.23%	27.92%	21.75%	23.38%	10.71%	100.00%
	大学またはそれ以上	20.33%	30.80%	21.33%	19.07%	8.47%	100.00%
	まだわからない	16.24%	28.76%	19.63%	20.30%	15.06%	100.00%
	合計	19.16%	29.50%	20.79%	20.43%	10.12%	100.00%

（4）国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）

令和元（2019）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26（2014）年1月施行）が改正され、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されており、本計画についても、法第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画」を包含しています。

令和元（2019）年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくことが掲げられました。

また、親の妊娠・出産期から、早期に適切な支援へつないでいく必要があり、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要であること、親の健康状態の悪化により貧困に陥ってしまう、家族の世話に追われる子どもがいる、子どもやその親に障害がある、日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であること、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが、新たに大綱に盛り込まれました。

（５）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの本市の取組や国の大綱等を踏まえ、基本的な考え方及び取組の方向性については、前期計画を引き続き継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、本市の状況等を踏まえた、相談機関等による支援の充実と連携の強化等、取組を効果的に推進します。

また、所得格差や教育格差などにより、貧困が連鎖することを防ぐため、子どもや家庭と様々な場面で直接関わることでできる基礎自治体として、必要な支援が子どもや家庭に確実に届くよう取組を推進します。

《基本的な考え方Ⅰ》

生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援

すべての子どもが健やかに成長し社会的に自立できるよう、母子保健や学校教育等の基盤制度が確立されていますが、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼしており、コロナ禍の影響により、経済的に困窮する家庭が増加傾向にあります。

さらには、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じた結果、生活に困窮していることから、経済的支援のほか、多様な課題に対し様々な支援を総合的に行っていく必要があります。

また、こうした家庭環境のもと、不安定で困難な生活を強いられている子どもは、本来、親から子どもへ引き継がれる「社会的相続」が適切になされず、安定した生活を送っている子どもと比較して、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じる可能性があり、特に、意欲ややりぬく力、社会性などの「非認知能力」の習得に大きな格差が生じる恐れがあることから、困難な生活状況に置かれた子どもの社会的自立に向けた様々な支援が必要です。

【取組の方向性１】

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

経済的な問題に加え、様々な生活課題が生活困窮の要因となっている子どもや子育て家庭に対し、経済的な支援のほか、保護者に対する生活支援、就労支援や、子どもの社会的自立に向けた学習支援など、多様な課題に対応する支援に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、援助希求行動が乏しく社会から孤立しがちな傾向にあることから、家庭の状況が周囲から見えずらく支援が届きにくい状況にあります。また、保護者の疾病や障害、養育力等の問題により、子どもは、成長・発達の過程で育まれる愛着形成、信頼関係、自己肯定感や、適時適切に身に付けていくべき基本的生活習慣や基礎学力等が形成されない場合があるなど、社会的自立に必要な能力が親から子へ適切に引き継がれない状況が見受けられます。なかには、家庭や学校に安全・安心に過ごせる居場所がなく、良質なロールモデルが身近に存在しないケースもあり、社会から孤立している状況が懸念されます。

そのため、あらゆる地域資源を活用し、子育て家庭を早くから地域の交流の場等につなげ、子育ての不安感や負担感を取り除き、乳幼児期の子どもに必要な親子間の愛着関係の形成を促すことや、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得て、社会的自立に必要な能力が身に付くよう、地域を巻き込みながら社会的相続を補完する取組が必要です。そして、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる必要があります。

【取組の方向性2】

地域における支え合いのしくみづくり

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組むとともに、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。また、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えます。

《基本的な考え方Ⅲ》

支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が複雑に絡み合って、生活が困窮している状況にある傾向にあり、保護者の成育歴や疾病・障害等の状況によっては、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題も抱えています。

支援が必要でありながら、支援が届いていない子どもや子育て家庭が、地域で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域と関係機関が連携し、子どものちょっとした変化に気づくことで、地域の中で支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげていく必要があります。

また、子どもや保護者それぞれの状況を的確に見きわめ、どのような支援につないでいくかという専門職によるアセスメントを踏まえ、個々の家庭や子ども・若者の状況に応じ、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職や相談機関が連携して対応していく必要があります。

【取組の方向性3】

相談機関等による支援の充実と連携の強化

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行えるよう、市民に身近な相談機関や、様々な専門的な相談機関における支援の充実を図るとともに、複雑・多様な生活課題に対し対応できるよう、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関の連携強化に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅳ》

「子どもの貧困」に資する取組の推進

母子保健、保育・幼児教育、学校教育は、生活が困窮している子どもや子育て家庭に特化した制度ではありませんが、子どもの成長・発達過程において、母子保健や保育・幼児教育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は、学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしており、すべての子どもの健やかな成長を根幹から支える基盤制度であることから、「子どもの貧困」に資する取組として大きな役割を担っています。

また、困難な状況を抱える子どもや子育て家庭を発見し、専門的な支援につなぐことができる基盤でもあることから、予防的な視点を持って取り組む必要があります。

【取組の方向性4】

子どもの成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育といった、すべての子どもの健やかな成長を支える基盤制度について、「子どもの貧困」に資する取組として、予防的視点を持って制度の底上げを図ります。

取組の方向性 1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

ひとり親家庭等は、経済的困窮に加え、家事や育児の負担が大きく、子どもに関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないなど、様々な生活課題を抱えており、コロナ禍によりその状況はさらに悪化しています。そのため、ひとり親家庭等の自立に向けて、経済的支援をはじめとする様々な支援に総合的に取り組みます。

生活保護受給世帯については、保護者に対する生活支援や就労支援に取り組むほか、子どもに対し、学習支援や高校進学後の相談支援など、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、「家庭養育優先の原則」に基づき、里親制度等を一層推進するとともに、施設養育を必要とする子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう取り組みます。また、将来の自立に向け、経済的支援のほか学習支援や就労支援等に取り組みます。

その他、住宅困窮者等に対する支援や、経済的理由等により就学が困難な児童生徒に対する就学援助・奨学金制度、生活困窮者に対する就労支援等、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

ア ひとり親家庭等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
ひとり親家庭等の自立支援の推進 （こども未来局：こども家庭課、こども保健福祉課）	〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕 ● ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ● ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ● ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ● ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ● 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。 ● ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ● 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

イ 生活保護受給世帯への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
生活保護受給世帯の自立支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活保護自立支援対策事業〕 ● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ● 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
生活保護による支援の充実 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活保護業務〕 ● 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。

ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
里親及び施設等による代替養育の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕 ● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ● 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。
社会的養護による自立支援の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ● 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ● 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援 （まちづくり局：市営住宅管理課）	〔市営住宅等管理事業〕 ● 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。
民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援 （まちづくり局：住宅整備推進課）	〔民間賃貸住宅等居住支援推進事業〕 ● 住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ● ひとり親世帯、DV 被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進 （教育委員会事務局：学事課）	〔就学等支援事業〕 ● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ● 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制の場合は最長1年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ● 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。
だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域から孤立し、だれからの協力も得られず一人で子育てしながら悩みを抱えている家庭に対しでは、早期に地域と接する機会や交流の場につなげる必要があることから、地域の子育てボランティア等と連携し、各区地域みまもり支援センター、地域子育て支援センターや保育所等、様々な場所や機会を捉えて、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できるよう、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組みます。

学齢期の子どもが、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら、社会的自立に必要な能力（基礎学力のほか、やりぬく力や自信、自己肯定感等の非認知能力）を身に付けられるよう、こども文化センターや学校の教室等を活用し、地域住民を巻き込みながら、様々な経験や体験の機会を与える“きっかけ（場）”づくりに取り組むなど、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、コロナ禍による生活環境の変化等に伴い、さらに家庭の状況が周囲から見えにくく、支援が届きにくい恐れがあることから、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
地域における支援体制づくりの推進 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。
保育所による地域の子育て支援の推進 （こども未来局：保育第1課、運営管理課）	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。
ボランティア等による子育て支援の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。

イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

推進項目	計画期間中の主な取組
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり （こども未来局：青少年支援室）	〔こども文化センター運営事業〕 ● 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔わくわくプラザ事業〕 ● 学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
青少年関係団体による青少年の健全育成の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進 （教育委員会事務局：教育政策室）	〔地域等による学校運営への参加促進事業〕 ● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。
地域資源を活かした学校づくりの推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕 ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域における教育活動の推進事業〕 ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域の寺子屋事業〕 ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。
地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。
地域における主体的な活動の促進 （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業や児童扶養手当業務、児童家庭相談、生活保護業務など、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行います。

また、未就学児期・学齢期それぞれにおいて、子どもが日中主に過ごす地域の居場所や学校等において相談支援を実施するとともに、児童虐待や障害、精神保健、雇用など、個々の専門領域に関する相談支援を一層推進します。

その上で、子どもや子育て家庭が抱える複雑・多様な生活課題に対し、身近な相談機関やそれぞれ高度な専門性を持った相談機関、子どもの所属先や地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 （こども未来局：運営管理課）	〔公立保育所運営事業〕 ● 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
学校生活に関わる相談・支援の充実 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ● 支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ● 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。
児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。
地域に根ざした相談支援の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。
児童相談所による専門相談支援の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。
女性相談の体制強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔女性保護事業〕 ● 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
総合的な就業支援の推進 (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
精神的健康の保持・増進 (健康福祉局：精神保健課)	〔精神保健事業〕 ● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。
障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実 (健康福祉局：障害計画課、障害者施設指導課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。
医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実 (健康福祉局：障害計画課)	〔障害児施設事業〕 ● 医療的ケア児(者)を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ● 「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ● 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。 ● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。
ひきこもり等に関するネットワークの強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。

取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

乳幼児期における親子間の愛着形成や信頼関係の構築に向け、母子保健における様々な取組を通じ、子どもの心身の成長・発達を見守り支え、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

乳幼児期における基本的生活習慣の習得や人格形成に向け、保育所や幼稚園が培ってきたノウハウを活かし、すべての子どもが質の高い保育・教育を受けられる環境を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に向け、学校教育を通じ、基礎学力の定着に向けた取組を進め、子どもが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践します。

ア 母子保健の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ● 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぱーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ● 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ● 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ● 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ● 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

イ 保育・幼児教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
待機児童対策の推進 (こども未来局：保育対策課、保育所整備課)	〔待機児童対策事業〕 〔認可保育所等整備事業〕 ● 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。
質の高い保育サービスの提供 (こども未来局：保育第1課)	〔民間保育所運営事業〕 ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
公立保育所を活用した保育の質の向上 (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。
多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供 (こども未来局：幼児教育担当)	〔幼児教育推進事業〕 ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
保育・幼児教育無償化の着実な実施 (こども未来局：保育第1課、保育第2課、運営管理課、幼児教育担当)	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 〔認可外保育施設等支援事業〕 〔幼児教育推進事業〕 ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。
保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減 (こども未来局：保育対策課)	〔保育料対策事業〕 ● 一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。

ウ 学校教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
教職員に対する研修の充実 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教職員研修事業〕 ● 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
「キャリア在り方生き方教育」の推進 (教育委員会事務局：教育政策室)	〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕 ● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達段階に応じて育んでいくことを支援します。
習熟の程度に応じた取組の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔きめ細かな指導推進事業〕 ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
健康教育による健やかな学校生活の促進 (教育委員会事務局：健康教育課)	〔健康教育推進事業〕 ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 (教育委員会事務局：健康給食推進室)	〔健康給食推進事業〕 ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
かわさき GIGA スクール構想の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔かわさき GIGA スクール構想推進事業〕 ● 「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。
定時制生徒の自立支援の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
教育活動に対する支援体制の充実 (教育委員会事務局：指導課)	〔学校教育活動支援事業〕 ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔特別支援教育推進事業〕 ● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。

2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

（1）これまでの経緯

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立する傾向にあり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成 26（2014）年 2 月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成 30（2018）年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、「子どもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく26の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

母子保健事業を中心とした妊娠期からの切れ目のない支援や児童虐待の早期発見・早期支援に取り組み、虐待の発生予防策の推進や早期発見・早期対応の充実を推進してきました。

専門的支援の充実・強化については、児童相談所と各区地域みまもり支援センターの多職種の専門職の協働による適切な支援の実施とともに、共通リスクアセスメントツールの活用など、総合的なアセスメントを強化しました。ケース情報の共有と進捗管理にあたっては、平成 31（2019）年 3 月

から児童相談システムを導入し、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できる仕組みを構築しました。

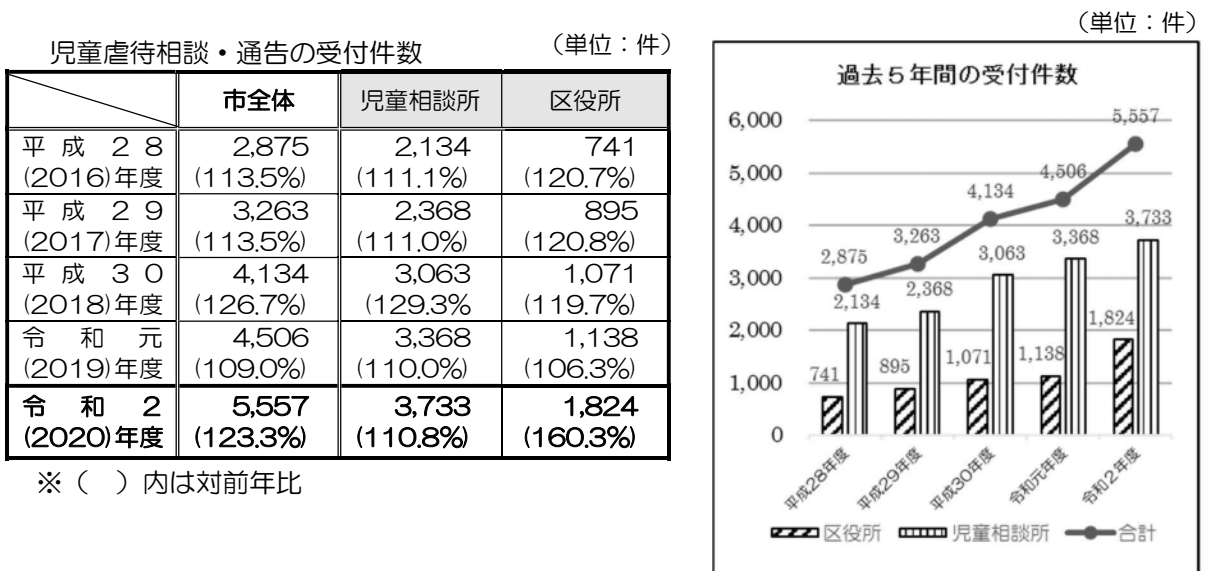
また、児童相談所と司法の連携強化に取り組み、児相・警察・検察による三者協働面接の実施など、児童福祉と司法の円滑な協力関係の構築に努めるとともに、医療機関との連携にあたっては、「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）」の運営を拠点病院に委託し、医療機関が主体的に連携強化を図る環境を構築し、医療機関相互の連携強化を推進しました。

（3）前期計画策定後の本市の状況

児童虐待の相談・通告件数は、児童相談所・区役所ともに、一貫して増加傾向にあります。

また、支援を要する子ども・家庭が抱える課題も多様化・複雑化しており、様々な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しています。

このような状況下において、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応とともに、様々な生活上の課題に対してきめ細かな支援を行い、虐待につながる恐れのあるケースについて、早期に把握・対応し、児童虐待を未然に防止していくことが求められています。



（4）国の動き（児童福祉法等改正）

ア 平成28（2016）年児童福祉法等改正

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。

児童虐待の発生予防

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

被虐待児童への自立支援

- ◆ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合は、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

イ 令和元（2019）年児童福祉法等改正

令和元（2019）年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置を講ずるものとされました。

児童の権利擁護

- ◆ 親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化、児童相談所の業務として児童の安全確保の明文化を行うとともに、その他、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童が自らの意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築等、児童の権利を擁護する仕組みの構築について必要な措置を講ずる。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 児童相談所の体制強化等に向けて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける、措置決定、その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導のもとで適切かつ円滑に行う、児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、政令で定める基準を標準として定める等の措置を講ずる。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

この間、児童虐待防止対策を推進してきましたが、児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあります。また、ヤングケアラーなど、子どもやその家庭に係る多様な生活課題や困窮の課題が顕在化する中で、児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要です。

そのため、二度にわたる児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応に向けて、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充

実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進していきます。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・子育てを支援する地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しており、地域の子育て家庭が気軽に集い、支え合うためのしくみづくりが重要であり、妊娠期を含め、個々の生活に身近な地域の中で、それぞれの家庭が安心して主体的に子育てできる環境が必要です。

また、児童虐待の発生予防にあたっては、妊娠期から出産、乳児期から幼児期における育児において、その時々の子育て者の心身の状況や子どもの発達段階や発達状況に応じた切れ目のない見守りと支援が必要となります。

さらに、児童虐待は、子育てに関わる一つの阻害要因が放置されることで、時間が経過する中で発生した他の要因と複雑に絡み合い、本人が課題として気づいたときには非常に重篤な状態に陥っているなど、特別な環境下ではなくとも孤立した状況にあれば、どのような家庭においても起こりうる恐れがあります。公的機関や地域の関係団体のみならず、子ども及び保護者などの子育て家庭の当事者に対する普及啓発も必要となります。

【取組の方向性1】

地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

【取組の方向性2】

虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

児童福祉法第2条においては、児童は、良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達に程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されることとされており、また、児童を健やかに育成することについて、第一義的責任を負う保護者とともに、国・地方自治体においてもその責務があることが明記されています。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。児童福祉法第2条の理念も踏まえて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、児童の身体・生命の安全を確保し、その最善の利益を優先しながら、児童の健全な育成を支えていくことが重要です。

また、児童虐待等の対応にあたっては、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく支援が必要であり、医療機関や司法関連機関との連携強化とともに、多様な専門的知識とその知識を活かすための高度なスキルやアセスメント能力が必要となります。

【取組の方向性3】

早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育所・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実にに向けた検討を進めていきます。

【取組の方向性4】

専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談所システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

【取組の方向性5】

人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等の OFF-JT とともに、職場ごとの適切な OJT の実践など、専門職の育成に関する研修等の充実にに向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

《基本的な考え方Ⅲ》

自立に向けた専門的支援の充実

児童相談所の相談支援は、基本的には在宅での相談・支援が望ましいかたちです。

児童を施設・里親に措置・委託したケースについても、愛着関係の再形成や児童のトラウマからの回復などを図り、親子が再び一緒に生活するための環境整備を行っていくことが重要です。

また、家庭からの分離された間においては、成育状況や年齢等による個別的なニーズに応じるとともに、里親や児童養護施設などにおいて、可能なかぎり家庭生活に近い環境を確保することや、必要に応じて、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が必要となります。

さらに、支援を行っている子ども・家庭が市外に転出する場合、市外から転入する場合において、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、市域・県域を越えた適切な広域連携が必要となります。

【取組の方向性6】

社会的養育・自立支援の充実

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムの実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

【取組の方向性7】

地域・広域連携等の強化

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の5県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を中心にした円滑な連携に向けた取組を進めます。

取組の方向性 1 地域での子育て支援の充実

ア 地域の社会資源の有効活用

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	計画期間中の主な取組
保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 （こども未来局：運営管理課）	〔公立保育所運営事業〕 ● 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
ボランティア等による子育て支援 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔こども文化センター運営事業〕 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
地域子育て支援センターの運営 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。
子育てグループ等への各種支援及び連携 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。

取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を各区地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通じて、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦や乳幼児等を把握した関係機関からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
産後ケア事業による早期相談支援の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、将来の妊娠・出産・育児に向けた心身の健康保持や正しい知識の普及・啓発のために、学校と連携して思春期等からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要であることから、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ● オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ● 啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

母子保健事業による子育て家庭全体の把握は、要支援家庭の早期発見・早期対応・虐待の未然防止につながることから、乳幼児健康診査等の未受診者に対するきめ細かな受診勧奨のほか、様々な取組を通じた子育て家庭の課題把握や、必要に応じ保健師等によるアフターフォロー等に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施 (こども未来局：こども保健福祉課) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔母子保健指導・相談事業〕 〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする取組を推進します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。

イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と各区地域みまもり支援センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則４８時間以内）を実施します。

初期対応やその後の継続した支援の実施にあたっては、共通リスクアセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行い、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、個々のケースの状況に応じ、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。
要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ● 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制を一層推進します。

また、乳児院や児童養護施設の専門性を活かした相談・支援や、子育て支援事業の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的に行います。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
子育て短期利用事業の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業等）ことにより子育て支援を行います。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの実務者会議として「代表者部会」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

取組の方向性 4 専門的支援の充実・強化

ア 児童及び保護者に対する支援

児童に対する支援については、被害児童に対する愛着の構築やトラウマとなる問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

また、保護者に対する支援については、それぞれの虐待事例の状況に応じて、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。
関係機関の連携による専門的な支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ● 一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への対応にあたっては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として適切に対応します。

また、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所における児童相談の適切な実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。 ● 増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。
各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。
児童家庭相談支援体制の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
児童相談所・一時保護所の機能等の検討 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有するとともに、個人情報適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。

オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツール各区地域みまもり支援センター・児童相談所で活用します。

推進項目	計画期間中の主な取組
共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。
児童相談所における組織的アセスメントの実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。
各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。

カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や各区地域みまもり支援センターに加え、必要に応じて総合リハビリテーション推進センターや医療機関などの専門機関と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。
川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における児童虐待対策の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 - 市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 - 児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。

キ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
警察及び検察と連携した情報共有 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。

取組の方向性5 人材育成の推進

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談業務研修の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。
各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を推進します。

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを活用し、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ● 児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ● 児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。

ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。

取組の方向性 6 社会的養育・自立支援の充実

ア 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援について、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童養護施設等への運営支援 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

ウ 里親制度の推進と里親支援の充実

里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

また、里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を実施します。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。
ふるさと里親事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を体験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。
多様な主体と連携した里親支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。

エ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

取組の方向性 7 地域・広域連携等の強化

ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
5県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
隣接する東京 23 区との連携の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。

3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

（１）これまでの経緯

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27（2015）年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30（2018）年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援を推進してきました。

（２）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく25の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

こども文化センターや地域の寺子屋事業など、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、様々な地域人材を活用し地域の見守り体制を強化するなど、地域の人たちが子ども・若者やその家庭の発するSOSを受け止められるよう、児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発の推進に取り組みしました。

地域の重要な防犯対策の一つである防犯灯については、ESCO事業等により多くの防犯灯が整備され、環境整備面では一定程度の成果が図られましたが、子ども・若者の安全を守るため、引き続き、地域における見守り活動を推進する必要があります。

また、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭を適切に支援するため、専門的な児童支援の充実・強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関相互の連携強化を図りました。

（３）前期計画策定後の本市の状況

ア 子ども・若者を取り巻く社会状況

本市における児童虐待相談・通告件数は、近年さらに増加しており、特に身近な相談機関である区役所での相談・通告件数が急増しています。不登校児童数及びいじめの認知件数も増加傾向にあり、特に小学生におけるいじめが増加し、低年齢化の傾向にあります。

警察が認知している不良行為少年数は減少傾向にありますが、少子化・情報化・国際化の急激な進行やコロナ禍による生活環境の一変など、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者や外国にルーツのある子ども・若者など、生きづらさを抱え、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況にあります。

また、事件や事故、災害、病気などにより、傷ついたり、大切な家族を失うといった困難な状況に陥った子ども・若者への対応のほか、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」からは、過去や現在のつらい経験について、「経験していない」との回答が最も多かったものの、いじめられた経験やクラスに馴染めなかった経験をした人が一定程度いることがわかりました。

また、調査結果を分析したところ、親の将来に対する考え方と子どもの進学や就職等の将来に対する考え方には相関関係があることから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

（4）国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）

令和3（2021）年4月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

大綱には、居場所の多さは自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があるとの調査結果から、安心できる居場所は子ども・若者にとって極めて重要であるとし、居場所の充実に社会総掛かりで努めていくこと、子ども・若者を取り巻く社会状況として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低い Well-being[※]、④格差拡大への懸念などが挙げられ、①を最重要課題として位置づけ、②③④は子ども・若者の成長に重大な阻害要因と捉え、要因を取り除く取組を重点的に行うことが盛り込まれました。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や本市の状況、国の大綱等を踏まえ、前期計画から基本的な考え方は継承しつつ、一定程度の解決が見られたものは、今後は4章の施策体系の中で進捗管理していくものとして整理するとともに、この間、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方に基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んでいきます。

[※] Well-being…肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者の成長・発達段階において、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、将来に対する夢や希望を持ち、自ら学び、様々な体験や経験を通じて多様な価値観やロールモデルを得ながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける必要があります。しかしながら、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、そうした機会が失われているとともに、子ども・若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

また、様々な生きづらさを抱える子ども・若者は、周囲から置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくいことから、地域・学校・行政等が連携し、子ども・若者の声なき声を受け止め、適切な支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性1】

子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【取組の方向性2】

子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

【取組の方向性3】

地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りに取り組むなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

《基本的な考え方Ⅱ》

複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた成育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

また、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行のほか、ひきこもりや発達上の課題、家族の世話に追われているといった、周囲からその置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していること、さらには、これらの課題を複合的に抱えていることから、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性4】

専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細かな支援ができるよう、多様な専門職が協働して相談支援に取り組めます。

【取組の方向性5】

専門的支援ネットワークの構築

関係機関相互の連携強化を図るなど、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実に努めます。

取組の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

概ね中学校区に1か所設置の「こども文化センター」の活用や、学校等を活用した「地域の寺子屋事業」などにより、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、様々な経験等を通じて多様な価値観やロールモデルを得られるような取組を進めます。

また、不登校やひきこもり、生活保護世帯やひとり親家庭等、様々な家庭の事情や悩みごとを抱え、家庭や学校等、自分の所属の中で居場所を見いだすことが難しい子ども・若者に対し、孤立から守り、安心して過ごせる居場所の提供に取り組みます。

その他、地域が取り組む子ども・若者の居場所づくりを支援します。

推進項目	計画期間中の主な取組
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔こども文化センター運営事業〕 〔子ども・若者支援推進事業〕 - 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 - 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
地域の寺子屋事業の推進 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域の寺子屋事業〕 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。
放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔わくわくプラザ事業〕 すべての小学生を対象に、市内114校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
不登校等の子どもの居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室） （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔青少年教育施設の管理運営事業〕 - 不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 〔教育機会確保推進事業〕 - 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
定時制生徒の居場所づくりの推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。
ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進 （こども未来局：こども家庭課） （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕 〔生活保護自立支援対策事業〕 ● ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活保護自立支援対策事業〕 ● 生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。
地域による子ども・若者の居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。

取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

SNS等、多様なツールを活用し、様々な生きづらさを抱える子ども・若者たちが自らSOSを発信しやすくなるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、子ども・若者たちに対する情報モラル教育を推進します。

また、子ども・若者が自ら発するSOSを、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関や施設の職員、地域の人たちが見逃さずにしっかり受け止め、適切な支援につなげられるよう、様々な機会を捉え、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。 ● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあって子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。
いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発 （教育委員会事務局：教育政策室）	〔共生・共育推進事業〕 ● 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。
自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業〕 ● 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。
情報モラルに関わる啓発の推進 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔教育の情報化推進事業〕 ● GIGA 端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。

取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりに向け、青少年指導員や民生委員児童委員、保護司等、地域人材を活用した見守り活動のほか、地域・学校・行政等が連携し、地域の実情に応じた取組を実施します。

また、様々な課題を抱える子ども・若者を見守り・支える地域団体等のつながりづくりを推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
青少年指導員等による取組の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
民生委員児童委員による取組の推進 （健康福祉局：地域包括ケア推進室）	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 ● 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
保護司による取組の推進 （健康福祉局：地域包括ケア推進室）	〔更生保護事業〕 ● 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。
こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。
安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進 （市民文化局：地域安全推進課）	〔防犯対策事業〕 ● 市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。
学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進 （教育委員会事務局：健康教育課）	〔学校安全推進事業〕 ● 学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ● 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。

取組の方向性 4 専門的な相談・支援体制の充実

これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行対策については、引き続き、児童相談所の体制強化や、学校における児童支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの充実など、専門職による相談・支援の充実に取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者等に対する相談・支援についても、「ひきこもり地域支援センター」や「子ども発達・相談センター」等を設置し、相談・支援の充実に取り組みます。

その他、区役所に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、市民に身近な相談機関の体制強化を図りながら、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を多職種が連携し、個別的・専門的に取り組みます。

ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
児童虐待への対応の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。
民間児童福祉施設による相談・支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。
児童家庭相談支援体制の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。

イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各学区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。
社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。

ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化 （健康福祉局：障害計画課）	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。
母子保健等を通じた相談支援体制の強化 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。
保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化 （こども未来局：運営管理課） （こども未来局：幼児教育担当）	〔公立保育所運営事業〕 ● 認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。
	〔幼児教育推進事業〕 ● 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
学校における相談支援体制の強化 （教育委員会事務局：総合教育センター） （教育委員会事務局：指導課）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。
	〔特別支援教育推進事業〕 ● 福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。

エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制 （経済労働局：労働雇用部）	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

これまで重点的に取り組んできた児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けては、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化や、医療機関、警察等の専門機関との連携に引き続き取り組めます。

また、ひきこもりや若年無業者の社会的自立に向けて、ひきこもり状態の支援ネットワークの構築や、若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議等を活用し、関係機関の連携強化に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会の体制強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室） （教育委員会事務局：指導課）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ● 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。
	〔学校教育活動支援事業〕 ● 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。
ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。
困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化 （経済労働局：労働雇用部）	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。

第6章

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各種計画の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**
（川崎市子ども・子育て支援事業計画）
- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策**
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）
- 3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進**
（川崎市社会的養育推進計画）

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

（1）「子ども・子育て支援新制度」の概要

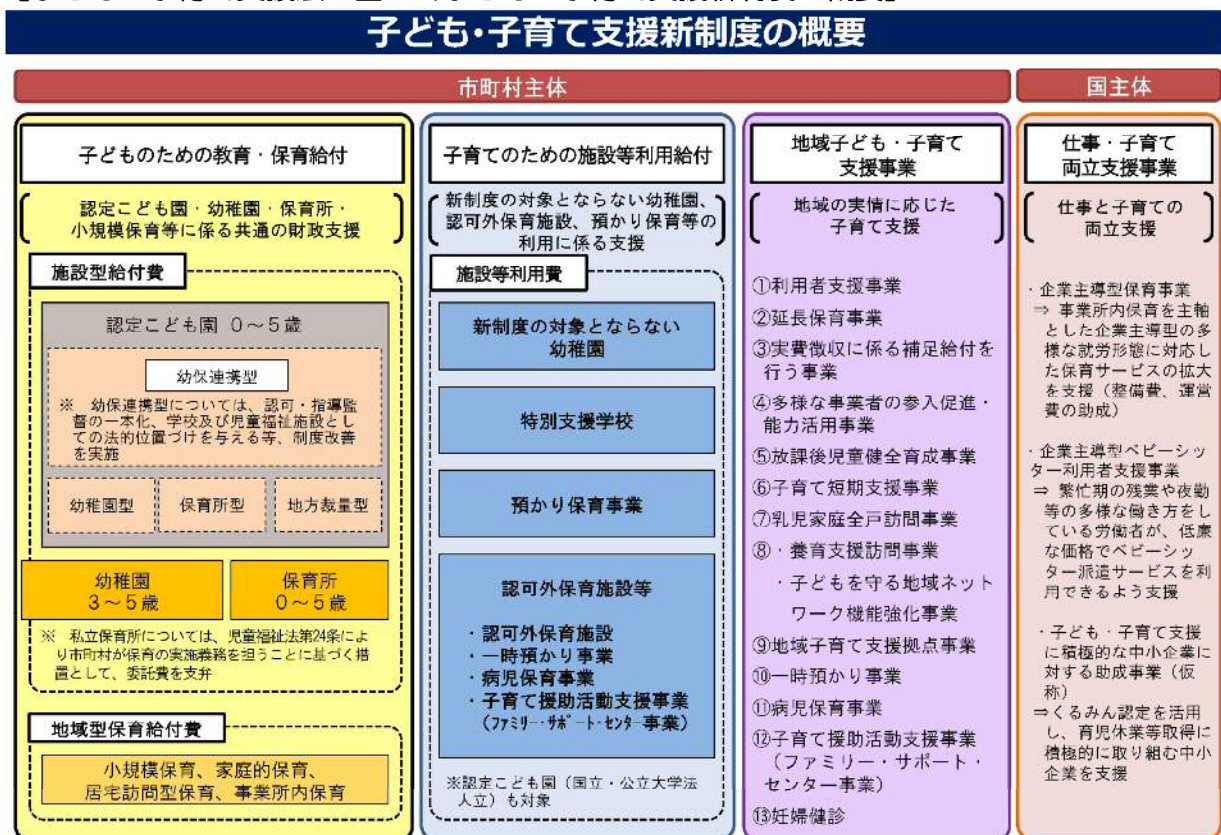
平成 27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2（2020）年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30(2018)年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要】



※内閣府ホームページより引用

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

（３）「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和6（2024）年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】

法の施行日 (H27(2015).4.1)		中間見直し				中間見直し											
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
国が定めた 計画期間		H27(2015) ~R1(2019)			計画策定※	R2(2020) ~R6(2024)					計画策定	R7(2025) ~R11(2029)				計画策定	
子ども・若 者の未来応 援プラン		計画策定	H30(2018) ~R3(2021)			計画策定	R4(2022) ~R7(2025)					計画策定	R8(2026) ~R11(2029)				計画策定

※ 令和2（2020）年度においては、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改訂版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定

（４） 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法¹により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査²に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号認定に該当）	0歳 （3号認定に該当）	1～2歳 （3号認定に該当）	合 計
令和3(2021)年度 (実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
令和4(2022)年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和5(2023)年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和6(2024)年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和7(2025)年度	34,226	12,171	23,782	70,179
令和8(2026)年度	33,538	12,277	23,932	69,747

¹ 「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和元（2019）年4月2日～2（2020）年4月1日生まれのコーホートは、令和4（2022）年4月1日時点で満2歳、令和8（2026）年4月1日時点で満6歳となり、令和8（2026）年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

² 厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

＜参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）＞
年齢別実績

（単位：人）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
0 歳児	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
1 歳児	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
2 歳児	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
3 歳児	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
4 歳児	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
5 歳児	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

区別実績

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
川崎区	11,217	10,986	10,660	10,444	9,764
幸区	9,809	9,958	9,986	10,027	9,875
中原区	15,146	15,415	15,459	15,441	14,953
高津区	13,023	12,917	12,675	12,360	11,786
宮前区	13,281	13,110	12,866	12,697	12,193
多摩区	10,120	9,995	10,009	10,022	9,898
麻生区	9,194	8,961	8,754	8,600	8,277
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31(2019)年 3 月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31(2019)年 4 月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

今回の中間見直しについては、「川崎市総合計画第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和 4(2022)年 2 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

（５）教育・保育の量の見込みと確保方策

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要な量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

《施設及び事業の連携等に関する推進方策》

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

（ア）教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。

幼稚園型 認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

保育所型 認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

地方裁量型 幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

（イ）地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

ウ 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

（ア）子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に 応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられます。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

エ 教育・保育の量の見込みと確保方策

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和7（2025）年度まで減少するものとして推計しています。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和7（2025）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和8（2026）年4月についても定めます。

（イ）教育・保育の量の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

■全市域

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和3 （2021） （実績）	確保方策	教育保育施設	17,625	18,733	2,271	11,528	13,799	50,157	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	18,733	2,271	11,528	13,799	32,532
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,639	0	-	-	-	3,639
			私学助成を受ける幼稚園	13,986	0	-	-	-	13,986
		地域型保育事業	-	1	160	859	1,019	1,020	
		認可外保育施設等	-	1,404	155	1,471	1,626	3,030	
		合計	17,625	20,138	2,586	13,858	16,444	54,207	
令和4 （2022）	量の見込み	14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254		
	確保方策	教育保育施設	14,233	22,258	2,465	11,841	14,306	50,797	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,215	2,465	11,841	14,306	34,521
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,900	413	-	-	-	3,313
			私学助成を受ける幼稚園	11,333	1,630	-	-	-	12,963
		地域型保育事業	-	-	325	960	1,285	1,285	
		認可外保育施設等	-	644	261	1,850	2,111	2,755	
合計	14,233	22,902	3,051	14,651	17,702	54,837			
令和5 （2023）	量の見込み	13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158		
	確保方策	教育保育施設	13,025	22,779	2,485	11,626	14,111	49,915	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,792	2,485	11,626	14,111	34,903
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,014	461	-	-	-	3,475
			私学助成を受ける幼稚園	10,011	1,526	-	-	-	11,537
		地域型保育事業	-	-	325	1,017	1,342	1,342	
		認可外保育施設等	-	191	338	1,924	2,262	2,453	
合計	13,025	22,970	3,148	14,567	17,715	53,710			

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
令和6（2024）	量の見込み		11,779	22,224	3,195	15,126	52,324
	確保方策	教育保育施設	11,779	23,204	2,498	12,107	49,588
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		2,498	12,107	14,605
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	4,006
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	9,679
		地域型保育事業	-	-	325	1,055	1,380
		認可外保育施設等	-	66	384	1,964	2,414
	合計		11,779	23,270	3,207	15,126	53,382
令和7（2025）	量の見込み		10,652	22,112	3,274	15,908	51,946
	確保方策	教育保育施設	10,652	23,600	2,551	12,831	49,634
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		2,551	12,831	15,382
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	3,734
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	8,746
		地域型保育事業	-	-	325	1,093	1,418
		認可外保育施設等	-	0	401	1,984	2,385
	合計		10,652	23,600	3,277	15,908	53,437
令和8（2026）	量の見込み		9,707	22,334	3,360	16,553	51,954
	確保方策	教育保育施設	9,707	23,970	2,611	13,540	49,828
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		2,611	13,540	16,151
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	3,299
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	8,165
		地域型保育事業	-	-	325	1,112	1,437
		認可外保育施設等	-	0	424	1,901	2,325
	合計		9,707	23,970	3,360	16,553	53,590

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和5(2023)年4月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和6(2024)年4月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和7(2025)年4月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和8(2026)年4月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

■川崎区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3 (2021) (実績)	確保方策	教育保育施設	2,312	2,312	269	1,357	1,626	6,250
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,312	269	1,357	1,626	3,938
			幼稚園・認定こども園（1号）	0	-	-	-	578
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	1,734
		地域型保育事業	-	-	27	117	144	144
		認可外保育施設等	-	151	14	99	113	264
		合計	2,312	2,463	310	1,573	1,883	6,658
令和4 (2022)	量の見込み		1,828	2,644	368	1,620	1,988	6,460
	確保方策	教育保育施設	1,828	2,663	298	1,372	1,670	6,161
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	298	1,372	1,670	4,065
			幼稚園・認定こども園（1号）	76	-	-	-	590
			私学助成を受ける幼稚園	192	-	-	-	1,506
		地域型保育事業	-	-	54	153	207	207
		認可外保育施設等	-	0	16	95	111	111
		合計	1,828	2,663	368	1,620	1,988	6,479
令和5 (2023)	量の見込み		1,700	2,632	380	1,596	1,976	6,308
	確保方策	教育保育施設	1,700	2,660	298	1,372	1,670	6,030
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	298	1,372	1,670	4,065
			幼稚園・認定こども園（1号）	81	-	-	-	595
			私学助成を受ける幼稚園	184	-	-	-	1,370
		地域型保育事業	-	-	54	172	226	226
		認可外保育施設等	-	0	28	52	80	80
		合計	1,700	2,660	380	1,596	1,976	6,336

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和6（2024）	量の見込み		1,548	2,557	393	1,662	2,055	6,160	
	確保方策	教育保育施設	1,548	2,731	298	1,372	1,670	5,949	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,475	298	1,372	1,670	4,145
			幼稚園・認定こども園（1号）	562	94	-	-	-	656
			私学助成を受ける幼稚園	986	162	-	-	-	1,148
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	41	99	140	140	
		合計	1,548	2,731	393	1,662	2,055	6,334	
令和7（2025）	量の見込み		1,440	2,546	407	1,728	2,135	6,121	
	確保方策	教育保育施設	1,440	2,797	308	1,392	1,700	5,937	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,545	308	1,392	1,700	4,245
			幼稚園・認定こども園（1号）	474	84	-	-	-	558
			私学助成を受ける幼稚園	966	168	-	-	-	1,134
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	45	145	190	190	
		合計	1,440	2,797	407	1,728	2,135	6,372	
令和8（2026）	量の見込み		1,334	2,534	423	1,798	2,221	6,089	
	確保方策	教育保育施設	1,334	2,822	318	1,497	1,815	5,971	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,575	318	1,497	1,815	4,390
			幼稚園・認定こども園（1号）	439	82	-	-	-	521
			私学助成を受ける幼稚園	895	165	-	-	-	1,060
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	51	110	161	161	
		合計	1,334	2,822	423	1,798	2,221	6,377	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和5(2023)年4月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和6(2024)年4月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和7(2025)年4月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和8(2026)年4月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

■幸区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設	2,107	2,478	358	1,562	1,920	6,505
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,478	358	1,562	1,920	4,398
			幼稚園・認定こども園（1号）	0	-	-	-	191
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	1,916
		地域型保育事業	-	-	25	119	144	144
		認可外保育施設等	-	130	22	155	177	307
		合計	2,107	2,608	405	1,836	2,241	6,956
令和4（2022）	確保方策	量の見込み	1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
		教育保育施設	1,762	2,836	336	1,474	1,810	6,408
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,612	336	1,474	1,810	4,422
			幼稚園・認定こども園（1号）	15	-	-	-	134
			私学助成を受ける幼稚園	209	-	-	-	1,852
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等	-	86	88	351	439	525
		合計	1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
令和5（2023）	確保方策	量の見込み	1,632	2,982	526	2,022	2,548	7,162
		教育保育施設	1,632	3,014	357	1,551	1,908	6,554
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,792	357	1,551	1,908	4,700
			幼稚園・認定こども園（1号）	15	-	-	-	125
			私学助成を受ける幼稚園	207	-	-	-	1,729
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等	-	0	121	312	433	433
		合計	1,632	3,014	526	2,022	2,548	7,194

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
令和6（2024）	量の見込み		1,512	3,051	544	2,150	2,694	7,257
	確保方策	教育保育施設	1,512	3,105	363	1,655	2,018	6,635
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		363	1,655	2,018	4,903
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	117
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,615
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等	-	0	133	336	469	469
	合計		1,512	3,105	544	2,150	2,694	7,311
令和7（2025）	量の見込み		1,369	3,066	565	2,314	2,879	7,314
	確保方策	教育保育施設	1,369	3,158	383	1,817	2,200	6,727
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		383	1,817	2,200	5,145
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	107
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,475
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等	-	0	134	338	472	472
	合計		1,369	3,158	565	2,314	2,879	7,406
令和8（2026）	量の見込み		1,287	3,210	584	2,405	2,989	7,486
	確保方策	教育保育施設	1,287	3,241	403	1,847	2,250	6,778
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		403	1,847	2,250	5,279
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	101
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,398
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等	-	0	133	399	532	532
	合計		1,287	3,241	584	2,405	2,989	7,517

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	36.0	59.6	30.3	61.1	51.1
令和5(2023)年4月	33.8	61.8	31.2	63.3	52.2
令和6(2024)年4月	31.7	63.9	32.2	65.5	54.2
令和7(2025)年4月	29.5	66.1	33.2	67.7	56.2
令和8(2026)年4月	27.3	68.1	34.1	70.0	58.1

■中原区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計			
令和3（2021） （実績）	確保方策	教育保育施設		2,918	3,903	477	2,493	2,970	9,791	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	3,903	477	2,493	2,970	6,873
			幼稚園・認定こども園（1号）		180	0	-	-	-	180
			私学助成を受ける幼稚園		2,738	0	-	-	-	2,738
		地域型保育事業		-	-	15	117	132	132	
		認可外保育施設等		-	354	41	401	442	796	
		合計		2,918	4,257	533	3,011	3,544	10,719	
令和4（2022）	量の見込み		2,377	4,691	600	3,184	3,784	10,852		
	確保方策	教育保育施設		2,377	5,057	597	2,736	3,333	10,767	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	4,732	597	2,736	3,333	8,065
			幼稚園・認定こども園（1号）		364	50	-	-	-	414
			私学助成を受ける幼稚園		2,013	275	-	-	-	2,288
		地域型保育事業		-	-	59	146	205	205	
		認可外保育施設等		-	0	0	302	302	302	
合計		2,377	5,057	656	3,184	3,840	11,274			
令和5（2023）	量の見込み		2,137	4,718	624	3,173	3,797	10,652		
	確保方策	教育保育施設		2,137	4,984	585	2,713	3,298	10,419	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		-	4,672	585	2,713	3,298	7,970
			幼稚園・認定こども園（1号）		327	48	-	-	-	375
			私学助成を受ける幼稚園		1,810	264	-	-	-	2,074
		地域型保育事業		-	-	59	165	224	224	
		認可外保育施設等		-	0	0	295	295	295	
合計		2,137	4,984	644	3,173	3,817	10,938			

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和6（2024）	量の見込み		1,897	4,704	629	3,272	3,901	10,502
	確保方策	教育保育施設	1,897	5,025	582	2,756	3,338	10,260
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		582	2,756	3,338	8,070
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	335
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,855
		地域型保育事業	-	-	59	165	224	224
		認可外保育施設等	-	0	0	351	351	351
	合計		1,897	5,025	641	3,272	3,913	10,835
令和7（2025）	量の見込み		1,697	4,755	638	3,451	4,089	10,541
	確保方策	教育保育施設	1,697	5,078	582	2,889	3,471	10,246
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		582	2,889	3,471	8,269
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	302
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,675
		地域型保育事業	-	-	59	165	224	224
		認可外保育施設等	-	0	0	397	397	397
	合計		1,697	5,078	641	3,451	4,092	10,867
令和8（2026）	量の見込み		1,533	4,883	649	3,588	4,237	10,653
	確保方策	教育保育施設	1,533	5,135	582	3,040	3,622	10,290
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		582	3,040	3,622	8,490
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	266
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,534
		地域型保育事業	-	-	59	184	243	243
		認可外保育施設等	-	0	8	364	372	372
	合計		1,533	5,135	649	3,588	4,237	10,905

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ス割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	32.4	63.9	24.5	65.4	51.7
令和5(2023)年4月	30.0	66.2	24.3	67.2	52.1
令和6(2024)年4月	27.6	68.4	24.2	68.7	53.0
令和7(2025)年4月	25.3	70.8	24.1	70.4	54.2
令和8(2026)年4月	22.9	73.1	24.1	72.1	55.2

■高津区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設	2,540	3,010	352	1,850	2,202	7,752
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	3,010	352	1,850	2,202	5,212
		内訳	幼稚園・認定こども園（1号）	-	-	-	-	516
		私学助成を受ける幼稚園	2,024	-	-	-	-	2,024
令和4（2022）	確保方策	地域型保育事業	-	-	32	178	210	210
		認可外保育施設等	-	211	26	222	248	459
		合計	2,540	3,221	410	2,250	2,660	8,241
		量の見込み	1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349
		確保方策	教育保育施設	3,096	351	1,878	2,229	7,622
令和5（2023）	確保方策	地域型保育事業	-	-	63	199	262	262
		認可外保育施設等	-	159	53	253	306	465
		合計	1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349
		量の見込み	1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082
		確保方策	教育保育施設	3,210	357	1,768	2,125	7,390
令和5（2023）	確保方策	私学助成を受ける幼稚園	1,405	257	-	-	-	1,662
		地域型保育事業	-	-	63	199	262	262
		認可外保育施設等	-	46	47	337	384	430
		合計	1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和6（2024）	量の見込み		1,497	3,473	474	2,343	2,817	7,787	
	確保方策	教育保育施設	1,497	3,601	357	1,826	2,183	7,281	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,312	357	1,826	2,183	5,495
			幼稚園・認定こども園（1号）	286	56	-	-	-	342
			私学助成を受ける幼稚園	1,211	233	-	-	-	1,444
		地域型保育事業	-	-	63	199	262	262	
		認可外保育施設等	-	0	54	318	372	372	
	合計		1,497	3,601	474	2,343	2,817	7,915	
令和7（2025）	量の見込み		1,295	3,414	481	2,421	2,902	7,611	
	確保方策	教育保育施設	1,295	3,654	360	1,932	2,292	7,241	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,390	360	1,932	2,292	5,682
			幼稚園・認定こども園（1号）	248	51	-	-	-	299
			私学助成を受ける幼稚園	1,047	213	-	-	-	1,260
		地域型保育事業	-	-	63	218	281	281	
		認可外保育施設等	-	0	58	271	329	329	
	合計		1,295	3,654	481	2,421	2,902	7,851	
令和8（2026）	量の見込み		1,124	3,381	492	2,518	3,010	7,515	
	確保方策	教育保育施設	1,124	3,666	360	2,102	2,462	7,252	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,426	360	2,102	2,462	5,888
			幼稚園・認定こども園（1号）	215	47	-	-	-	262
			私学助成を受ける幼稚園	909	193	-	-	-	1,102
		地域型保育事業	-	-	63	218	281	281	
		認可外保育施設等	-	0	69	198	267	267	
	合計		1,124	3,666	492	2,518	3,010	7,800	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ス割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	33.5	61.6	26.4	63.2	51.3
令和5(2023)年4月	31.0	63.9	26.8	66.0	53.0
令和6(2024)年4月	28.5	66.2	27.2	68.7	54.7
令和7(2025)年4月	26.0	68.5	27.5	71.5	56.5
令和8(2026)年4月	23.5	70.7	27.9	74.3	58.4

■宮前区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設	3,468	2,836	305	1,688	1,993	8,297
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,836	305	1,688	1,993	4,829
			幼稚園・認定こども園（1号）	0	-	-	-	1,137
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	2,331
		地域型保育事業	-	-	20	127	147	147
		認可外保育施設等	-	172	13	226	239	411
		合計	3,468	3,008	338	2,041	2,379	8,855
令和4（2022）	確保方策	量の見込み	2,826	3,400	393	2,153	2,546	8,772
		教育保育施設	2,826	3,264	366	1,736	2,102	8,192
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	2,864	366	1,736	2,102	4,966
			幼稚園・認定こども園（1号）	84	-	-	-	670
			私学助成を受ける幼稚園	316	-	-	-	2,556
		地域型保育事業	-	-	34	103	137	137
		認可外保育施設等	-	136	0	314	314	450
		合計	2,826	3,400	400	2,153	2,553	8,779
令和5（2023）	確保方策	量の見込み	2,621	3,368	397	2,093	2,490	8,479
		教育保育施設	2,621	3,417	365	1,687	2,052	8,090
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	3,023	365	1,687	2,052	5,075
			幼稚園・認定こども園（1号）	110	-	-	-	841
			私学助成を受ける幼稚園	284	-	-	-	2,174
		地域型保育事業	-	-	34	103	137	137
		認可外保育施設等	-	0	0	303	303	303
		合計	2,621	3,417	399	2,093	2,492	8,530

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和6（2024）	量の見込み		2,397	3,248	406	2,143	2,549	8,194	
	確保方策	教育保育施設	2,397	3,444	365	1,711	2,076	7,917	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,059	365	1,711	2,076	5,135
			幼稚園・認定こども園（1号）	668	108	-	-	-	776
			私学助成を受ける幼稚園	1,729	277	-	-	-	2,006
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	7	310	317	317	
	合計		2,397	3,444	406	2,143	2,549	8,390	
令和7（2025）	量の見込み		2,198	3,157	416	2,214	2,630	7,985	
	確保方策	教育保育施設	2,198	3,512	365	1,751	2,116	7,826	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,139	365	1,751	2,116	5,255
			幼稚園・認定こども園（1号）	612	105	-	-	-	717
			私学助成を受ける幼稚園	1,586	268	-	-	-	1,854
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	17	341	358	358	
	合計		2,198	3,512	416	2,214	2,630	8,340	
令和8（2026）	量の見込み		2,001	3,065	428	2,300	2,728	7,794	
	確保方策	教育保育施設	2,001	3,539	365	1,913	2,278	7,818	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,180	365	1,913	2,278	5,458
			幼稚園・認定こども園（1号）	557	101	-	-	-	658
			私学助成を受ける幼稚園	1,444	258	-	-	-	1,702
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	29	265	294	294	
	合計		2,001	3,539	428	2,300	2,728	8,268	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計してい

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	45.3	54.4	23.9	58.1	47.6
令和5(2023)年4月	43.8	56.2	24.6	60.8	49.2
令和6(2024)年4月	42.5	57.5	25.1	63.4	51.1
令和7(2025)年4月	41.1	59.0	25.8	66.1	53.0
令和8(2026)年4月	39.5	60.5	26.5	68.8	55.0

■多摩区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設	1,933	2,591	346	1,625	1,971	6,495
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		346	1,625	1,971	4,562
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	693
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,240
		地域型保育事業	-	-	25	90	115	115
		認可外保育施設等	-	124	25	160	185	309
		合計	1,933	2,715	396	1,875	2,271	6,919
令和4（2022）	量の見込み		1,616	2,979	449	2,009	2,458	7,053
	確保方策	教育保育施設	1,616	3,114	357	1,663	2,020	6,750
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		357	1,663	2,020	4,952
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	689
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,109
		地域型保育事業	-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等	-	0	54	257	311	311
		合計	1,616	3,114	449	2,009	2,458	7,188
令和5（2023）	量の見込み		1,467	3,021	481	2,007	2,488	6,976
	確保方策	教育保育施設	1,467	3,176	363	1,629	1,992	6,635
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		363	1,629	1,992	4,990
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	630
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	1,015
		地域型保育事業	-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等	-	0	80	289	369	369
		合計	1,467	3,176	481	2,007	2,488	7,131

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和6（2024）	量の見込み		1,334	3,069	493	2,104	2,597	7,000
	確保方策	教育保育施設	1,334	3,242	373	1,780	2,153	6,729
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		373	1,780	2,153	5,222
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	577
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	930
		地域型保育事業	-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等	-	0	82	235	317	317
	合計		1,334	3,242	493	2,104	2,597	7,173
令和7（2025）	量の見込み		1,181	3,060	505	2,250	2,755	6,996
	確保方策	教育保育施設	1,181	3,269	383	1,939	2,322	6,772
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		383	1,939	2,322	5,427
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	515
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	830
		地域型保育事業	-	-	38	108	146	146
		認可外保育施設等	-	0	84	203	287	287
	合計		1,181	3,269	505	2,250	2,755	7,205
令和8（2026）	量の見込み		1,067	3,142	516	2,352	2,868	7,077
	確保方策	教育保育施設	1,067	3,323	403	2,000	2,403	6,793
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）		403	2,000	2,403	5,568
			幼稚園・認定こども園（1号）		-	-	-	469
			私学助成を受ける幼稚園		-	-	-	756
		地域型保育事業	-	-	38	108	146	146
		認可外保育施設等	-	0	75	244	319	319
	合計		1,067	3,323	516	2,352	2,868	7,258

※令和4（2022）年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4（2022）年4月	34.1	62.9	27.1	61.5	49.9
令和5（2023）年4月	31.7	65.2	27.4	63.8	50.8
令和6（2024）年4月	29.3	67.5	27.8	66.1	52.4
令和7（2025）年4月	27.0	69.9	28.2	68.5	54.3
令和8（2026）年4月	24.5	72.2	28.6	70.9	56.0

■麻生区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設	2,347	1,603	164	953	1,117	5,067
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	1,603	164	953	1,117	2,720
			幼稚園・認定こども園（1号）	0	-	-	-	344
			私学助成を受ける幼稚園	0	-	-	-	2,003
		地域型保育事業	-	1	16	111	127	128
		認可外保育施設等	-	262	14	208	222	484
		合計	2,347	1,866	194	1,272	1,466	5,679
令和4（2022）	量の見込み		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
	確保方策	教育保育施設	1,867	1,888	160	982	1,142	4,897
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	1,584	160	982	1,142	2,726
			幼稚園・認定こども園（1号）	53	-	-	-	377
			私学助成を受ける幼稚園	251	-	-	-	1,794
		地域型保育事業	-	-	29	111	140	140
		認可外保育施設等	-	263	50	278	328	591
		合計	1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
令和5（2023）	量の見込み		1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499
	確保方策	教育保育施設	1,732	1,999	160	906	1,066	4,797
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	1,702	160	906	1,066	2,768
			幼稚園・認定こども園（1号）	76	-	-	-	516
			私学助成を受ける幼稚園	221	-	-	-	1,513
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159
		認可外保育施設等	-	145	62	336	398	543
		合計	1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計		
令和6（2024）	量の見込み		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424	
	確保方策	教育保育施設	1,594	2,056	160	1,007	1,167	4,817	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,766	160	1,007	1,167	2,933
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,017	186	-	-	-	1,203
			私学助成を受ける幼稚園	577	104	-	-	-	681
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	66	67	315	382	448	
	合計		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424	
令和7（2025）	量の見込み		1,472	2,114	262	1,530	1,792	5,378	
	確保方策	教育保育施設	1,472	2,132	170	1,038	1,208	4,812	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,850	170	1,038	1,208	3,058
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,037	199	-	-	-	1,236
			私学助成を受ける幼稚園	435	83	-	-	-	518
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	0	63	362	425	425	
	合計		1,472	2,132	262	1,530	1,792	5,396	
令和8（2026）	量の見込み		1,361	2,119	268	1,592	1,860	5,340	
	確保方策	教育保育施設	1,361	2,244	180	1,141	1,321	4,926	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,970	180	1,141	1,321	3,291
			幼稚園・認定こども園（1号）	850	172	-	-	-	1,022
			私学助成を受ける幼稚園	511	102	-	-	-	613
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	0	59	321	380	380	
	合計		1,361	2,244	268	1,592	1,860	5,465	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	44.0	50.7	20.2	53.2	42.8
令和5(2023)年4月	41.9	51.9	20.6	55.6	44.1
令和6(2024)年4月	39.9	53.1	21.0	57.8	45.8
令和7(2025)年4月	37.9	54.4	21.5	60.0	47.5
令和8(2026)年4月	35.8	55.7	21.9	62.4	49.3

オ 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

＜認定こども園設置数＞

（単位：施設数（園））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2026) 年度	令和3 (2021) 年度実績
認定こども園	18	20	22	24	14
（うち幼保連携型）	5	5	6	7	5

カ 認可保育所等の受入枠の拡大（川崎市保育所等整備計画）

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、市有地活用や民有地活用、民間事業者活用、鉄道事業者活用などの多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

（※）整備手法について

市有地活用型・・・社会福祉法人等に市有地を貸し付け、当該法人が保育所を整備するもの

民有地活用型・・・社会福祉法人等が用地を確保し、当該法人が保育所を整備するもの

民間事業者活用型・・・保育事業者が賃貸物件を確保し、物件内部を改修することにより保育所を整備するもの

鉄道事業者活用型・・・鉄道事業者が鉄道用地等に建物を整備の上、鉄道事業者が調整した保育事業者に物件を賃貸し、保育事業者が内部を改修することにより保育所を整備するもの

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞

（単位：人数（人））

区 域	令和4 (2022) 年度整備	令和5 (2023) 年度整備	令和6 (2024) 年度整備	令和7 (2025) 年度整備	4か年度 合計	令和2 (2020) 年度実績
全 市	635	570	570	570	2,345	1,200
川崎区	0	0	60	70	130	180
幸 区	275	120	120	120	635	160
中原区	▲95	60	70	60	95	380
高津区	70	120	130	60	380	160
宮前区	205	60	60	70	395	160
多摩区	60	140	70	130	400	160
麻生区	120	70	60	60	310	0

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

【令和5（2023）年4月に向けた受入枠の拡大（令和4（2022）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
ひらま・ひらま乳児保育園移築 （中原区⇒幸区）	新築	60人増 （95人⇒155人）	民間保育所移築
坂戸保育園増改築 （高津区）	増改築	10人増 （90人⇒100人）	民間保育所増改築
みやざき保育園増改築 （宮前区）	増改築	25人増 （155人⇒180人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修 による定員増計	635人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設 の認可化及び地域型保育事業等による 受入枠の拡大	332人		
受入枠拡大 合計	967人		
事業費（概算）	1,602百万円		

【令和6（2024）年4月に向けた受入枠の拡大（令和5（2023）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
ひばり保育園増改築 （多摩区）	増改築	10人増 （120人⇒130人）	民間保育所増改築
南いくた保育園増改築 （多摩区）	増改築	10人増 （90人⇒100人）	民間保育所増改築
社会福祉法人横浜悠久会白鳥保育園増 改築 （麻生区）	増改築	10人増 （120人⇒130人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修 による定員増計	570人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設 の認可化及び地域型保育事業等による 受入枠の拡大	278人		
受入枠拡大 合計	848人		
事業費（概算）	1,823百万円		

【令和7（2025）年4月に向けた受入枠の拡大（令和6（2024）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	248人
受入枠拡大 合計	818人
事業費（概算）	2,076百万円

【令和8（2026）年4月に向けた受入枠の拡大（令和7（2025）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	199人
受入枠拡大 合計	769人
事業費（概算）	2,060百万円

（6）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 妊婦健康診査

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

② 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	- 実績と同程度の量を見込んでいるため現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 - 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 - 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数（回）、※2 人数（人）、※3 件数（件））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み ※1	142,335	146,343	147,134	148,243	-
確保方策 ※1	142,335	146,343	147,134	148,243	155,597
(参考) 推計出生数 ※2	11,686	12,015	12,080	12,171	12,939
(参考) 推計妊娠 届出数※3	12,270	12,616	12,684	12,780	13,452

イ 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④ 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	● こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰りで中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 68 人（令和3(2021)年4月1日現在） 登録訪問員登録数 835 人（令和3(2021)年4月1日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター

（単位：訪問件数（件））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,345	1,351	1,359	1,371	-
	確保方策	1,345	1,351	1,359	1,371	1,463
幸区	量の見込み	1,468	1,587	1,599	1,603	-
	確保方策	1,468	1,587	1,599	1,603	1,549
中原区	量の見込み	2,307	2,415	2,445	2,490	-
	確保方策	2,307	2,415	2,445	2,490	2,493
高津区	量の見込み	1,664	1,642	1,642	1,647	-
	確保方策	1,664	1,642	1,642	1,647	1,807
宮前区	量の見込み	1,548	1,523	1,521	1,519	-
	確保方策	1,548	1,523	1,521	1,519	1,653
多摩区	量の見込み	1,561	1,652	1,669	1,685	-
	確保方策	1,561	1,652	1,669	1,685	1,748
麻生区	量の見込み	1,116	1,147	1,148	1,150	-
	確保方策	1,116	1,147	1,148	1,150	1,181
全市	量の見込み	11,008	11,318	11,385	11,465	-
	確保方策	11,008	11,318	11,385	11,465	11,894

ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 業（1）児童虐待防止対策事業

④ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	現在の実施体制になった平成 29（2017）年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 2 (2020) 年度実績
量の見込み	3,650	3,700	3,750	3,800	-
確保方策	3,650	3,700	3,750	3,800	2,703

エ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（ア）専門的相談支援

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	2,077	2,097	2,129	2,176	-
確保方策	2,077	2,097	2,129	2,176	1,966

（イ）育児・家事援助

施策の方向性 III 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (2) 児童相談所運営事業

① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	今後も児童虐待相談・通告件数の増加が見込まれ、要支援家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、要支援家庭等の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	66	90	114	138	-
確保方策	66	90	114	138	3

（ウ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
施 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
事 業（１）児童虐待防止対策事業
② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の 考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	810	860	910	960	-
確保方策	810	860	910	960	710

オ 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設等支援事業

③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	● 各区 1 か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	927	896	872	861	-
	確保方策	927	896	872	861	230
幸区	量の見込み	971	971	975	976	-
	確保方策	971	971	975	976	190
中原区	量の見込み	1,173	1,154	1,139	1,141	-
	確保方策	1,173	1,154	1,139	1,141	355
高津区	量の見込み	790	758	728	708	-
	確保方策	790	758	728	708	264
宮前区	量の見込み	1,043	994	957	929	-
	確保方策	1,043	994	957	929	200
多摩区	量の見込み	1,450	1,430	1,425	1,418	-
	確保方策	1,450	1,430	1,425	1,418	331
麻生区	量の見込み	640	625	618	612	-
	確保方策	640	625	618	612	167
全市	量の見込み	6,994	6,828	6,714	6,645	-
	確保方策	6,994	6,828	6,714	6,645	1,737

力 利用者支援事業

（ア）基本型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
幸区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
高津区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
宮前区	量の見込み	0	1	1	1	-
	確保方策	0	1	1	1	0
多摩区	量の見込み	0	0	1	1	-
	確保方策	0	0	1	1	0
麻生区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
全市	量の見込み	2	3	4	4	-
	確保方策	2	3	4	4	0

（イ）特定型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（1）待機児童対策事業

① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

（ウ）母子保健型

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業 （2）母子保健指導・相談事業

② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、保健師や母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける各区地域みまもり支援センター等で、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

キ 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

③ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和3（2021）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,698	1,703	1,719	1,749	-
	確保方策	1,698	1,703	1,719	1,749	762
幸区	量の見込み	1,586	1,591	1,606	1,633	-
	確保方策	1,586	1,591	1,606	1,633	768
中原区	量の見込み	3,466	3,476	3,510	3,571	-
	確保方策	3,466	3,476	3,510	3,571	1,666
高津区	量の見込み	2,387	2,394	2,417	2,459	-
	確保方策	2,387	2,394	2,417	2,459	1,185
宮前区	量の見込み	2,029	2,035	2,055	2,091	-
	確保方策	2,029	2,035	2,055	2,091	936
多摩区	量の見込み	1,999	2,005	2,025	2,061	-
	確保方策	1,999	2,005	2,025	2,061	1,003
麻生区	量の見込み	1,081	1,084	1,094	1,113	-
	確保方策	1,081	1,084	1,094	1,113	573
全市	量の見込み	14,246	14,288	14,426	14,677	-
	確保方策	14,246	14,288	14,426	14,677	6,893

ク 放課後児童健全育成事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

（単位：対象児童の数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
川崎区	量の見込み	1,376	1,485	1,588	1,665	-
	小学校1年生	501	543	585	615	-
	小学校2年生	486	523	557	587	-
	小学校3年生	263	286	304	315	-
	小学校4年生	86	93	98	103	-
	小学校5年生	26	26	28	29	-
	小学校6年生	14	14	16	16	-
	確保方策	1,376	1,485	1,588	1,665	1,141
幸区	量の見込み	1,384	1,570	1,776	1,945	-
	小学校1年生	588	672	760	829	-
	小学校2年生	438	497	564	620	-
	小学校3年生	252	283	321	352	-
	小学校4年生	73	82	92	102	-
	小学校5年生	24	26	29	32	-
	小学校6年生	9	10	10	10	-
	確保方策	1,384	1,570	1,776	1,945	1,163
中原区	量の見込み	1,934	2,150	2,350	2,525	-
	小学校1年生	813	902	976	1,048	-
	小学校2年生	649	728	803	865	-
	小学校3年生	322	357	392	421	-
	小学校4年生	108	120	130	143	-
	小学校5年生	32	32	37	36	-
	小学校6年生	10	11	12	12	-
	確保方策	1,934	2,150	2,350	2,525	1,636

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
高津区	量の見込み	1,838	1,997	2,161	2,300	-
	小学校1年生	784	854	925	987	-
	小学校2年生	599	653	708	754	-
	小学校3年生	302	327	354	378	-
	小学校4年生	107	116	122	129	-
	小学校5年生	33	33	38	38	-
	小学校6年生	13	14	14	14	-
	確保方策	1,838	1,997	2,161	2,300	1,431
宮前区	量の見込み	1,658	1,821	1,967	2,102	-
	小学校1年生	700	767	829	884	-
	小学校2年生	491	538	586	630	-
	小学校3年生	282	310	335	355	-
	小学校4年生	140	153	164	177	-
	小学校5年生	33	41	41	44	-
	小学校6年生	12	12	12	12	-
	確保方策	1,658	1,821	1,967	2,102	1,292
多摩区	量の見込み	1,304	1,430	1,535	1,651	-
	小学校1年生	533	584	630	680	-
	小学校2年生	391	432	464	498	-
	小学校3年生	247	268	290	308	-
	小学校4年生	89	98	102	113	-
	小学校5年生	34	37	38	41	-
	小学校6年生	10	11	11	11	-
	確保方策	1,304	1,430	1,535	1,651	1,062
麻生区	量の見込み	965	978	986	994	-
	小学校1年生	398	406	408	412	-
	小学校2年生	278	280	282	282	-
	小学校3年生	183	188	190	192	-
	小学校4年生	67	66	68	70	-
	小学校5年生	28	27	29	29	-
	小学校6年生	11	11	9	9	-
	確保方策	965	978	986	994	791
全市域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
全市	量の見込み	10,459	11,431	12,363	13,182	-
	小学校1年生	4,317	4,728	5,113	5,455	-
	小学校2年生	3,332	3,651	3,964	4,236	-
	小学校3年生	1,851	2,019	2,186	2,321	-
	小学校4年生	670	728	776	837	-
	小学校5年生	210	222	240	249	-
	小学校6年生	79	83	84	84	-
	確保方策	10,459	11,431	12,363	13,182	8,516

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ● 保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	22,111	21,266	20,240	19,334	-
	確保方策	22,111	21,266	20,240	19,334	18,492
幸区	量の見込み	22,098	21,258	20,226	19,326	-
	確保方策	22,098	21,258	20,226	19,326	14,557
中原区	量の見込み	29,870	28,741	27,341	26,127	-
	確保方策	29,870	28,741	27,341	26,127	16,859
高津区	量の見込み	25,951	24,975	23,754	22,697	-
	確保方策	25,951	24,975	23,754	22,697	19,451
宮前区	量の見込み	30,462	29,310	27,882	26,643	-
	確保方策	30,462	29,310	27,882	26,643	19,963
多摩区	量の見込み	20,463	19,678	18,735	17,891	-
	確保方策	20,463	19,678	18,735	17,891	16,138
麻生区	量の見込み	16,164	15,557	14,802	14,142	-
	確保方策	16,164	15,557	14,802	14,142	11,723
全市	量の見込み	167,119	160,785	152,980	146,160	-
	確保方策	167,119	160,785	152,980	146,160	117,183

コ 一時預かり事業

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	38,920	41,048	42,834	45,650	-
	確保方策	38,920	41,048	42,834	45,650	25,131
幸区	量の見込み	37,467	39,352	41,792	43,292	-
	確保方策	37,467	39,352	41,792	43,292	22,903
中原区	量の見込み	50,632	51,601	52,501	53,770	-
	確保方策	50,632	51,601	52,501	53,770	31,718
高津区	量の見込み	41,704	41,959	41,467	41,069	-
	確保方策	41,704	41,959	41,467	41,069	27,609
宮前区	量の見込み	59,985	63,064	66,105	69,335	-
	確保方策	59,985	63,064	66,105	69,335	37,696
多摩区	量の見込み	34,320	35,364	36,845	37,329	-
	確保方策	34,320	35,364	36,845	37,329	21,011
麻生区	量の見込み	39,616	41,676	43,940	46,459	-
	確保方策	39,616	41,676	43,940	46,459	25,510
全市	量の見込み	302,644	314,064	325,484	336,904	-
	確保方策	302,644	314,064	325,484	336,904	191,579

（イ）保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（3）民間保育所運営事業

② 一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和3（2021）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和4（2022）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	8,773	8,483	8,260	8,151	-
	確保方策	8,773	8,483	8,260	8,151	7,994
幸区	量の見込み	12,558	12,561	12,617	12,630	-
	確保方策	12,558	12,561	12,617	12,630	10,322
中原区	量の見込み	21,626	21,212	20,855	20,586	-
	確保方策	21,626	21,212	20,855	20,586	16,356
高津区	量の見込み	14,884	14,281	13,715	13,345	-
	確保方策	14,884	14,281	13,715	13,345	12,766
宮前区	量の見込み	14,603	13,914	13,400	12,996	-
	確保方策	14,603	13,914	13,400	12,996	11,147
多摩区	量の見込み	15,766	15,549	15,495	15,422	-
	確保方策	15,766	15,549	15,495	15,422	12,500
麻生区	量の見込み	10,744	10,500	10,376	10,279	-
	確保方策	10,744	10,500	10,376	10,279	9,038
全市	量の見込み	98,954	96,500	94,718	93,409	-
	確保方策	98,954	96,500	94,718	93,409	80,123

サ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,579	1,527	1,486	1,467	-
	確保方策	1,579	1,527	1,486	1,467	985
幸区	量の見込み	1,565	1,566	1,573	1,574	-
	確保方策	1,565	1,566	1,573	1,574	1,098
中原区	量の見込み	4,777	4,696	4,636	4,645	-
	確保方策	4,777	4,696	4,636	4,645	2,431
高津区	量の見込み	1,123	1,077	1,034	1,007	-
	確保方策	1,123	1,077	1,034	1,007	629
宮前区	量の見込み	984	937	903	875	-
	確保方策	984	937	903	875	969
多摩区	量の見込み	1,702	1,679	1,673	1,665	-
	確保方策	1,702	1,679	1,673	1,665	1,149
麻生区	量の見込み	1,793	1,752	1,731	1,715	-
	確保方策	1,793	1,752	1,731	1,715	1,031
全市	量の見込み	13,523	13,234	13,036	12,948	-
	確保方策	13,523	13,234	13,036	12,948	8,292

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（ア）教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業（3）民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	70	70	70	70	-
確保方策	70	70	70	70	54

（イ）給食費（副食費）補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業（6）幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	546	496	451	410	-
確保方策	546	496	451	410	534

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（ア）新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

(単位：実施か所数（か所）)

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	4	3	2	1	-
確保方策	4	3	2	1	

（イ）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としておりますが、多様な保育ニーズの増加を考慮すると利用者は横ばいで推移するものと見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数（人）)

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	171	171	171	171	-
確保方策	171	171	171	171	0

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（ア）余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

（イ）放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時

間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

（3）放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

256頁の「ク 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
目標事業量	114	114	114	114
確保事業量	114	114	114	114

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 及び家庭養育の推進

（川崎市社会的養育推進計画）

（1）概要

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30(2018)年7月6日子発0706第1号。以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

（2）基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につなげていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

（3）「量の見込みと確保方策」について

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30 年7月6日子発 0706 第1号）に基づき、令和 11（2029）年度を終期とし、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の各期に区分して策定し、令和 6（2024）年度及び各期の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和 2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度を第1期としており、今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において社会的養育推進計画の見直しを行い、令和 4（2022）年度から令和 11（2029）年度までの要保護児童の養育体制の量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和 6（2024）年度中には国が示した計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

（４） 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

（ア） 代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和 11（2029）年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定期間に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
児童人口	252,839	251,385	250,295	249,221	248,451	248,256	247,686	247,427
児童人口に対する措置率	0.164%	0.168%	0.172%	0.176%	0.180%	0.184%	0.188%	0.193%
措置率増加率	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%
縁組成立控除前措置児童数	414	422	430	438	447	456	465	477
措置児童数	407	415	423	431	440	448	456	467

※ 措置率増加率について、令和4(2022)年度以降は平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の対前年増加率の3か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	49	49	51	52	53	54	54	56
（里親等委託率対象児童数）	49	49	51	52	53	54	54	56
就学前児童（3歳以上）	59	61	62	63	64	65	67	68
（里親等委託率対象児童数）	53	55	56	57	58	59	61	62
就学児童	299	305	310	316	323	329	335	343
（里親等委託率対象児童数）	254	260	265	271	278	284	290	298
合計	407	415	423	431	440	448	456	467
（里親等委託率対象児童数）	356	364	372	380	389	397	405	416

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

（イ）里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。

本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性のある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性のある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	32	36	38	40	40	41	41	43
就学前児童（3歳以上）	34	39	42	43	44	44	46	47
就学児童	108	111	113	116	122	130	136	142
計	174	186	193	199	206	215	223	232

イ 代替養育の確保方策

ア（ア）及び（イ）で示したとおり、代替養育を必要とする児童は増加傾向で推移することが見込まれますので、そうした状況にあっても全ての代替養育を必要とする児童を確実に受け入れることができる代替養育体制を確保することが必要です。本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で代替養育体制を確保することとし、里親等の一層の確保を目指すとともに、専門的支援を担う施設についても引き続き必要な定員数を確保していきます。

（ア）代替養育（里親等）の確保方策

代替養育を担う里親等について、本市では養育里親及び養子縁組里親のフォスタリング機関を設置しそれぞれの種別ごとに登録者の確保、児童の委託及び支援体制の充実を図り、安心して養育ができる環境を整備した上で確保方策を定めました。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。

ア（イ）で示した里親等への委託可能性のある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。また、あわせて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、実施者が養育里親であることを要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設を目指していきます。

■代替養育（里親等）の確保方策

（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
養育里親	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム（定員数）	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	224	239	254	275	292	309	326	349

（イ）代替養育（施設等）の確保方策

代替養育を担う施設等の定員について、施設種別ごとに確保方策を定めました。

施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。

一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
児童養護施設	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	66	66	66
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	50	45	40	35	30	25	24	24
計（児童養護施設・乳児院）	309	304	299	294	295	290	289	289
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所（県施設等）	12	12	12	12	12	12	12	12
計（専門的施設）	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	373	368	363	358	359	354	353	353

（5）児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

ア 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」ととされています。

本市においても、児童福祉法の趣旨に鑑み、家庭環境での代替養育を一層推進していくため、計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、児童の最善の利益の観点から特別養子縁組につなげていくこと、養子縁組里親へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況について正しく理解をしてもらうこと、併せて養子縁組成立後の支援体制の充実に向けた取組を進めることが必要です。

このため、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

イ 児童の権利擁護の推進

児童福祉法の原則により、児童の権利擁護の観点から、代替養育を受ける児童の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を行う者が、児童の生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

また、里親や施設職員の権利擁護に対する情報提供や研修の実施、すべての代替養育を受ける児童に対する子どもの権利ノートの配布など、代替養育を受ける児童の権利擁護を推進していきます。

ウ 里親やファミリーホームへの児童の委託推進と支援体制の充実

（ア）里親の登録者数の確保

様々な事情により実親の家庭で養育を受けることができない児童については、児童福祉法第3条の2の規定による家庭養育の推進の趣旨を踏まえ、里親委託につなげていくことも重要な選択肢の一つとなります。

児童相談所が支援する児童のうち、里親委託が適切な児童を確実ににつなげていくためには、養育里親及び養子縁組里親双方とも、現在の登録数では不十分であることから、フォスタリング機関を中心として里親制度の普及啓発や、説明会の開催など、登録者数の確保に向けた取組を推進していきます。

（イ）「養子縁組里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

特別養子縁組は、養子となる児童の保護者（生みの親）との法的な親子関係を解消し、家庭裁判所の決定を経て実子と同じ親子関係を結ぶ制度であり、児童にとっては大変重要な決定となることから、縁組につなげる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

調査の結果、特別養子縁組が最適であると考えられる児童については、児童にとって最適な養育者に委託することができるよう一時保護や措置入所により乳幼児の養育支援を担う乳児院や関係機関と適切に連携を図りながら、新たな養育者とのマッチングを慎重に進めることが重要です。

また、本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあります。

特別養子縁組は実子と同じ親子関係を結ぶという大変重要な意思決定であることを鑑み、「養子縁組里親」へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。

そのため、養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者及び地域の関係機関が連携しながら支援体制の充実に向けた取組を推進していきます。

（ウ）「養育里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

代替養育を必要とする児童の措置先を決定する際には、児童・保護者の意向や状況把握を丁寧に行うとともに、「養育里親」への委託が適切と考えられる場合には、保護者から同意を得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

また、委託期間について、最長で20歳までと長期にわたることもあるため、様々な背景がある児童の養育にあたっては、里親会、里親ピアサポート事業受託者、乳児院や児童養護施設、保育所、幼稚園、学校等の地域の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援することが重要であり、今後も関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図ることが必要です。

今後は、保護者への丁寧な説明の実施や関係機関と連携を図りながら、児童の状況に合った「養育里親」へ措置を行うとともに、その後の児童及び里親への支援の充実を推進していきます。

（エ）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実

「養育里親」等が運営する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、家庭環境で専門的な養育を行うことが可能な重要な代替養育の担い手であることから、事業の充実を図ることが必要です。

今後は、ファミリーホームと関係機関との連携体制の強化を図るとともに、ファミリーホームの開設に向けた支援を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
養育里親	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	7	7	7	7	7	8	9	10
親族里親	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	14	15	17	20	23	23	23	29
計（里親等）	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	31	35	38	39	40	40	41	43
就学前児童（3歳以上）	29	33	36	40	44	44	46	47
就学児童	69	74	81	91	101	114	124	141
計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等委託率の見込み

（単位：%）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	63	71	75	75	76	76	76	76
就学前児童（3歳以上）	55	60	64	70	76	75	75	76
就学児童	29	30	32	35	38	42	45	50
計	36	39	41	44	47	49	52	55

※ 里親等委託率とは、国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

エ 施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士、心理療法担当職員等の専門職が配置され、複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

特に本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員をより多く配置し、家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めていますが、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が見られます。職員の確保、育成、定着の円滑なサイクルを作り出し、安定した施

設運営を行っていくため、職員の処遇改善や、職員配置の見直し等を適宜行いながら、必要な定員数を確保していきます。

また、本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図っていきます。

その他、児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設（児童養護施設の分園）の設置を促進するとともに、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠を一時保護委託やショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。

オ 児童への措置解除に向けた支援（社会的養護自立支援の推進）

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められます。

代替養育を受ける高校生へのアンケート調査結果からは、卒業後の進路が決まっていたり方向性を考えられていたりする方も多くいる一方で、施設等を退所後の進路について明確なイメージを持てなかったり、関心がある仕事があっても自分にできるのか、また、どうすればその仕事に就けるのかななどの悩みを抱えていたりする方も少なくない状況にあります。

こうしたことから、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、行政のほか、児童が所属する学校等と施設が密に連携を図り、児童一人ひとりの成長や課題に配慮しながら、将来の自立に資する適切な内容の支援を、幼児期や就学期などそれぞれの時期において行うほか、進路の選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援及び児童の個性に応じた学習支援等を児童自らが選択し、活用できるよう推進します。

また、代替養育を受けている児童は、措置解除とともに生活環境が大きく変わることから、今後も措置解除後も様々な相談支援を受けることができる体制を確保していきます。

（6）児童相談所における専門的支援の推進

ア 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成28(2016)～令和2(2020)年の5年間で約1.7倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。

国は平成30(2018)年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を着実に配置し、児童家庭相談体制の強化を図るとともに、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身につけるため、様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

イ 一時保護体制強化に向けた取組の推進

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。今後、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。

また、一時保護は児童を一時的に家庭における養育環境から離す行為であり、児童にとっては養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うおそれがあることから、児童の心身の安定化を図り、安心

感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図っていきます。

（7）地域における相談支援の推進

ア 児童家庭相談支援機能の充実

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、各区役所地域みまもり支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施しているところですが、区役所における児童虐待相談・通告件数が増加傾向にあるなど専門性の高い支援ニーズが高まっている状況にあるため、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援につなげていくことのできるよう、国が示す「子ども家庭総合支援拠点（地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点）」を各区に設置し、児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

イ 母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の充実

貧困やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。

母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行います。

ウ 児童家庭支援センターによる支援の推進

本市では、乳児院・児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、心理療法担当職員等の専門職が児童の養育に不安を抱える家庭の相談支援を行っています。

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

第7章

.....

計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

家庭の役割

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々とはつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることができる子育てをすることが期待されています。

子ども・若者に関わる施設の役割

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

地域の役割

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

企業の役割

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

行政の役割

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として市内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

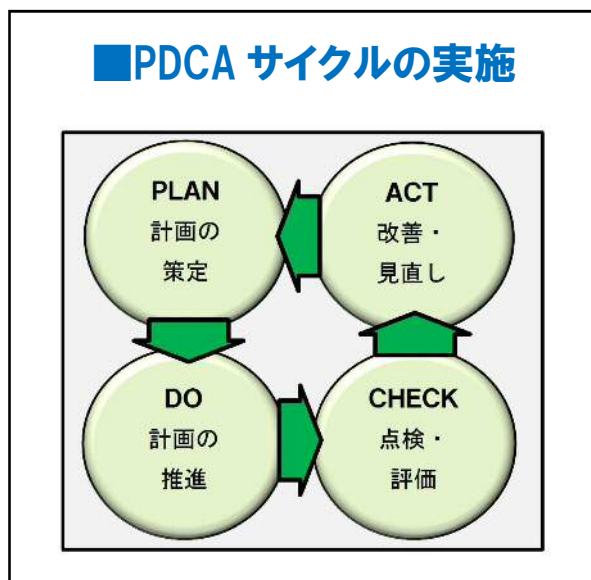
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、こども未来局を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、有識者、事業者代表、労働者代表、子育て支援従事者や市民委員等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（1）第4章について

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第3期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置づけた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



（2）第5章及び第6章について

第5章については、第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第6章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（１）川崎市こども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進をするため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（２）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

資料編

1 計画策定の経過等

(1) 検討経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和3年4月28日	第1回子ども・子育て会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定に向けた基本方針について 第1回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の実施結果について 第1回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査の実施について
令和3年7月28日	第2回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の報告について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市社会的養育推進計画令和2年度点検・評価について ・川崎市子ども・若者の未来応援プラン令和2年度点検・評価について
令和3年8月30日	第3回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査について
令和3年9月17日	第2回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査結果（概要）及び次期自立促進計画策定における取組の方向性について
令和3年10月1日	第4回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和3年10月18日	第5回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和3年12月7日	第2回子ども・子育て会議 ・川崎市社会的養育に関するアンケート調査結果について ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和4年1月17日	第6回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について

＜川崎市こども施策庁内推進本部会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和3年7月14日	第1回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」の年度評価について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和3年7月20日	第3回こども施策庁内推進本部会議 ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和3年8月19日	第3回川崎市こども施策庁内推進本部会議こども安全推進部会 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書について
令和3年8月24日	第2回こども施策庁内推進本部会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」の年度評価について ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書について
令和3年10月8日	第2回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和3年10月22日	第3回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和3年11月16日	第3回こども施策庁内推進本部会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和4年1月19日	第4回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について
令和4年2月1日	第4回こども施策庁内推進本部会議 ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について

(2) 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	◆	青木 千恵	市民委員	公募委員
	■	一瀬 早百合	有識者	和光大学 副学長／現代人間学部 教授
	■	稲富 正行	労働団体	川崎地域連合 副議長／富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長
	★	岩堀 誠	市民委員	公募委員
	◆	大野 伸之	子育て支援従事者	川崎西部地域療育センター 地域支援課長
	◆	奥村 尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長
	★	河村 麻莉子	子育て支援従事者	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満 理事
○	■ ◆	佐藤 康富	有識者	東京家政大学家政学部児童学科／東京家政大学短期大学部 保育課 教授
	■	柴田 頼子	有識者	学校法人鷗友学園 特別顧問
	◆	鈴木 伸司	教育	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関 和子	有識者	NPO法人 グローイン・グランマ 代表
	◆	関口 博仁	医療	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	■	丹野 清人	有識者	東京都立大学人文科学研究科 教授
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	■ ◆	坪井 葉子	有識者	洗足こども短期大学 幼児教育保育課 教授
	★	豊島 このみ	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
	★	中山 伸一	事業主代表	川崎商工会議所 顧問
◎	■	村井 祐一	有識者	田園調布学園大学 学部長／人間福祉学部 社会福祉学科 教授
	★	森 昭司	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
	◆	森田 博史	子育て支援従事者	川崎認定保育園協議会 副会長
	■	芳川 玲子	有識者	東海大学 文化社会学部 心理・社会学科 専任教授
	■ ★	吉田 弘道	有識者	専修大学 人間科学部 教授
	★	渡邊 直美	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

(3) 会議条例・要綱

■川崎市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 18 日条例第 56 号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項に規定する意見を述べることができる。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日条例第 74 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

■川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第 1 条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に 関すること。

（2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。

（3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

2 議長は、担当副市長をもって充てる。

3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。

4 議長は、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第 1 項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第 4 条 推進本部会議は、議長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第 5 条 推進本部会議に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第 2 に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第 2 に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第 2 項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

（事務局）

第 6 条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第2（第5条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課

(4) パブリックコメント手続実施結果（概要）

ア 概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、令和4(2022)年度から4年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、25通(意見総数91件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

イ 意見募集の概要

題名	「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)
意見の募集期間	令和3(2021)年11月26日(金)～12月27日(月)(32日間)
意見の提出方法	インターネット(フォームメール)、電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより(令和3(2021)年12月号) ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設(地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター)において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明 等

ウ 結果の概要

◇意見提出数 25通(電子メール22通、ファックス3通)

◇意見件数 91件(電子メール87件、ファックス4件)

項 目	A	B	C	D	E	件数
(1)理念・基本的な視点等に関すること	1	1	0	2	0	4
(2)施策の方向性Ⅰに関すること	0	1	3	24	0	28
(3)施策の方向性Ⅱに関すること	0	2	0	15	0	17
(4)施策の方向性Ⅲに関すること	4	1	4	6	0	15
(5)子ども・若者を取り巻く個別課題に関すること	0	1	3	13	0	17
(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関すること	1	0	0	1	0	2
(7)計画(素案)全般に関すること、その他	0	0	0	0	8	8
合 計	6	6	10	61	8	91

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

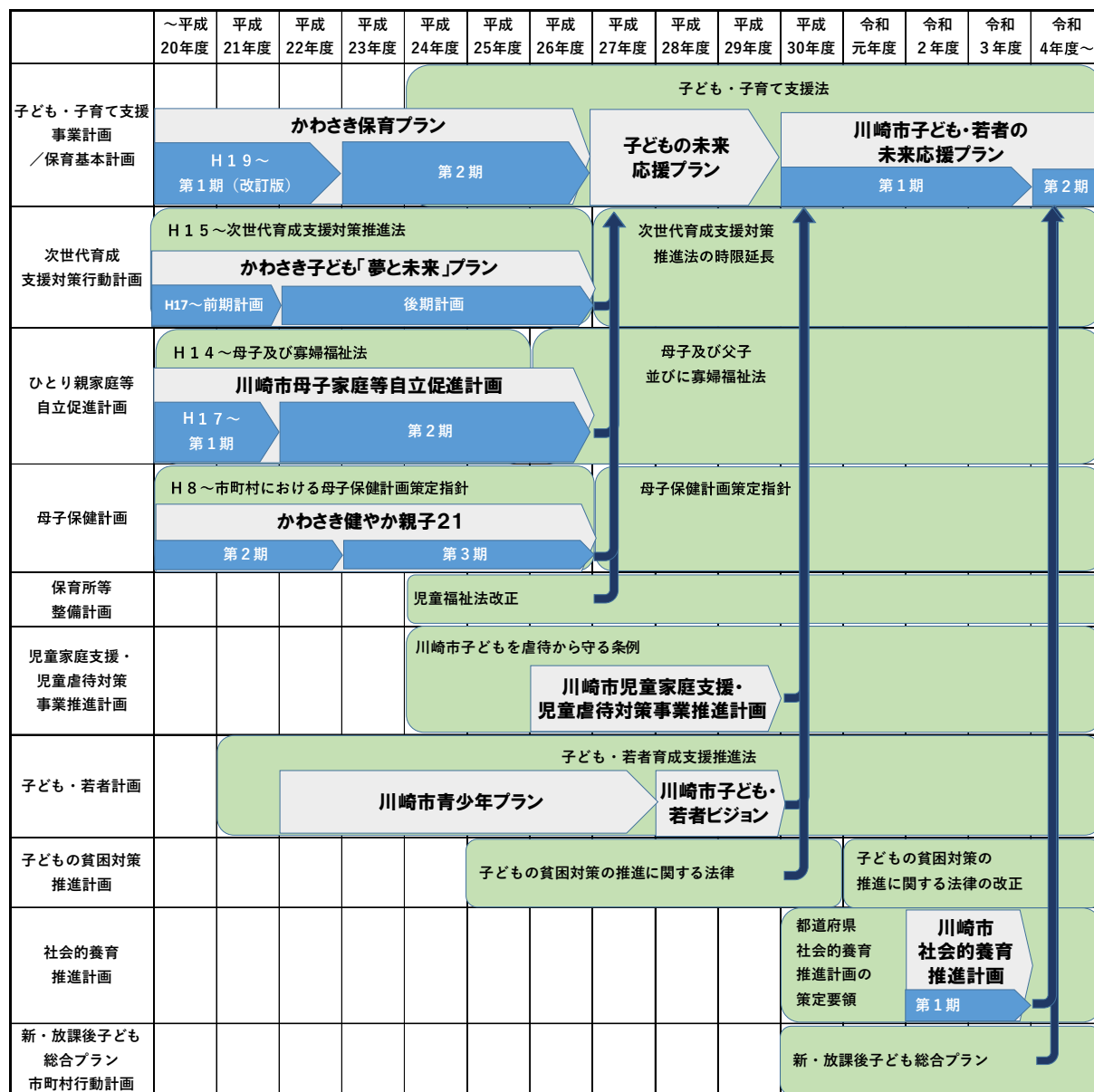
E：その他

エ 意見の内容と対応

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)の内容に対する意見として、趣旨が案に沿ったもののほか、乳幼児健康診査や保育・子育て総合支援センター、児童相談所、児童養護施設の運営における取組の充実を求める御意見等がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(案)を策定しました。

2 関係法令等

(1) 計画の統合経過



(2) 関係法令等の基本理念と計画に関する条文

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

第9条（都道府県子ども・若者計画等）

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

第2条（基本理念）

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

第9条（都道府県計画等）

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

第2条（基本理念）

全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

第10条の2（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）

都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第11条（基本方針）

厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第12条（自立促進計画）

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

■児童福祉法（抜粋）

第1条（児童の権利）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第56条の4の2（市町村整備計画の作成）

市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

■川崎市子どもを虐待から守る条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。

5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(3) 包含する計画と事務事業

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1) 子どもの権利施策推進事業		○								
		(2) 人権オンブズパーソン運営事業		○								
		(3) 男女共同参画事業		○								
		(4) 地域子育て支援事業	○	○	○	○	○			○		
		(5) 小児医療費助成事業	○	○								
		(6) 児童手当支給事業		○								
		(7) 児童福祉施設等の指導・監査				○						
		(8) 子ども・若者未来応援事業	○									
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1) 妊婦・乳幼児健康診査事業	○	○	○	○			○	○		
		(2) 母子保健指導・相談事業	○	○	○	○			○	○		
		(3) 救急医療体制確保対策事業		○					○			
		(4) 青少年活動推進事業	○	○	○							
		(5) こども文化センター運営事業	○	○	○		○					
		(6) わくわくプラザ事業	○	○	○	○	○					○
		(7) 青少年教育施設の管理運営事業	○	○								
		(8) いこいの家・いきいきセンターの運営	○									
		(9) 自治推進事業	○									
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1) 地域等による学校運営への参加促進事業	○	○	○							
		(2) 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	○	○	○							
		(3) 教職員研修事業			○							
		(4) 家庭教育支援事業	○	○					○			
		(5) 地域における教育活動の推進事業	○	○	○							
		(6) 地域の寺子屋事業	○		○							○
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1) 住宅政策推進事業		○								
		(2) 民間賃貸住宅等居住支援推進事業		○	○		○					
		(3) 市営住宅等管理事業		○	○		○					
		(4) 魅力的な公園整備事業	○	○								
		(5) 公園施設長寿命化事業										
		(6) 防犯対策事業	○	○								
		(7) 商店街活性化・まちづくり連動事業	○									

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1) 待機児童対策事業		○	○	○						
		(2) 認可保育所等整備事業		○	○		○	○				
		(3) 民間保育所運営事業		○	○	○	○					
		(4) 公立保育所運営事業	○		○	○						
		(5) 認可外保育施設等支援事業				○						
		(6) 幼児教育推進事業			○	○						
		(7) 保育士確保対策事業				○						
		(8) 保育料対策事業				○						
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業	○		○							
		(2) きめ細かな指導推進事業		○	○							
		(3) 人権尊重教育推進事業	○	○								
		(4) 多文化共生教育推進事業	○	○								
		(5) 健康教育推進事業	○	○	○							
		(6) 健康給食推進事業		○	○				○			
		(7) 教育の情報化推進事業	○	○								
		(8) かわさき GIGA スクール構想推進事業	○		○							
		(9) 魅力ある高校教育の推進事業	○		○							
		(10) 学校教育活動支援事業		○	○							
		(11) 特別支援教育推進事業	○	○	○							
		(12) 共生・共育推進事業	○	○								
		(13) 児童生徒支援・相談事業	○	○	○				○			
		(14) 教育機会確保推進事業			○							
		(15) 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	○	○								
		(16) 就学等支援事業	○	○	○							
		(17) 学校安全推進事業	○	○								
		(18) 交通安全推進事業	○	○								

施策の方向性	施策	事務事業名	新・放課後子ども総合プラン 社会的養育推進計画 児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画 母子保健計画 保育所等整備計画 ひとりの親家庭等自立促進計画 子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画 次世代育成支援対策行動計画 子ども・若者計画									
			子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとりの親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1) 児童虐待防止対策事業	○	○	○	○	○		○	○	○	
		(2) 児童相談所運営事業	○		○	○			○	○	○	
		(3) 里親制度推進事業	○	○	○					○	○	
		(4) 児童養護施設等運営事業	○	○	○					○	○	
		(5) ひとり親家庭等の総合的支援事業	○	○	○		○	○			○	
		(6) 女性保護事業			○					○		
		(7) 子ども・若者支援推進事業	○	○	○					○		
		(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業										
		(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業										
		(10) 災害遺児等援護事業					○					
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1) 生活保護自立支援対策事業	○		○							
		(2) 生活保護業務			○							
		(3) 生活困窮者自立支援事業	○		○							
		(4) 雇用労働対策・就業支援事業	○		○							
		(5) 民生委員児童委員活動育成等事業	○	○								
		(6) 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	○									
		(7) 更生保護事業	○									
		(8) 障害者就労支援事業	○									
		(9) 障害者社会参加促進事業	○									
		(10) ひきこもり地域支援事業	○		○							
		(11) 精神保健事業	○		○							
	9 サービスの充実 障害福祉	(1) 障害者日常生活支援事業	○	○								
		(2) 障害児施設事業	○	○	○							
		(3) 発達障害児・者支援体制整備事業	○	○	○				○			
		(4) 地域療育センター等の運営	○	○	○				○			

3 成果指標一覧

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策1	子どもの権利に関する条例の認知度 (子ども) (子どもの権利に関する実態・意識調査)	52.5% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和7(2025)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)	R2(2020)の実績を踏まえ、更なる取組を推進することにより、子どもは年約0.5%増、大人は年約2%増を目標値として設定する。
	子どもの権利に関する条例の認知度 (大人) (子どもの権利に関する実態・意識調査)	33.2% (令和2(2020)年度)	44%以上 (令和7(2025)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)	
	ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	8,292人 (令和2(2020)年度)	12,948人以上 (令和7(2025)年度)	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	第2期子ども・若者の未来応援プランの策定に伴い、見直した就学前児童数の推計値に対して、過去の当該事業の利用率を乗じた値を目標値として設定
	地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	9.0点 (令和元(2019)年度)	9.1点以上 (令和7(2025)年度)	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とする。
	地域における子育て支援活動の参加数(延べ数) (こども未来局調べ)	627回 (令和2(2020)年度)	2,371回以上 (令和7(2025)年度)	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動延べ数	地域で子育てをする家庭を地域住民が支えるための取組として、ボランティア活動の促進に取り組むことにより、過去4年間の実績平均を上回ることを目標とする。
施策2	乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.8% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3~4か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値	健診の受診により子育て家庭に適切な支援を行うため、受診勧奨に努め、高い受診率を維持することをめざす目標値を設定する。
	子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	96.9% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策2	わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	36.2% (令和2(2020)年度)	51%以上 (令和7(2025)年度)	わくわくプラザ登録者数／対象児童数×100(%)	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R7(2025)までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
	わくわくプラザ利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.6点 (令和元(2019)年度)	8.0点以上 (令和7(2025)年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
	こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	717,694人 (令和2(2020)年度)	1,830,000人以上 (令和7(2025)年度)	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)	年少人口が減少する中であっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(H30(2018))の利用者数と同水準を目標とする。
施策3	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(全国学力・学習状況調査)【小6】	45% (令和3(2021)年度)	60.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)に近づくことをめざす。
	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合(全国学力・学習状況調査)【中3】	31.2% (令和3(2021)年度)	40.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	
	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合(市学習状況調査)【小5】	93.0% (令和2(2020)年度)	94.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。
	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合(市学習状況調査)【中2】	91.1% (令和2(2020)年度)	93.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	
	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合(寺子屋事業参加者アンケート)	94.5% (令和2(2020)年度)	95.0%以上 (令和7(2025)年度)	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100(%)	H28(2016)までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合(家庭教育事業参加者アンケート)	83.8% (令和2(2020)年度)	93.0%以上 (令和7(2025)年度)	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100(%)	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策4	住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ) ※5年毎の調査	70% (平成30(2018)年度)	80%以上 (令和5(2023)年度)	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足・まあ満足)とした人の割合	本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている(H25)。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
	公園緑地の整備・管理状況についての満足度 (市民アンケート)	56.8% (令和元(2019)年度)	65% (令和7(2025)年度)	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で(満足・やや満足)とした人の割合	多様なニーズを受け止める公園緑地の整備状況の満足度については、社会状況、世代及び個人等によって大きく変化するものであるが、魅力ある公園緑地の整備と効率的・効果的な維持管理の継続により、現状の満足度を上回る目標値とする。
	空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	6,307件 (令和2(2020)年)	8,500件以下 (令和7(2025)年)	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)	人口1,000人あたりの刑法犯認知件数(H28(2016)時点)が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を設定
施策5	待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (令和3(2021)年4月)	0人 (令和8(2026)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値	本市ではH27(2015)年4月、H29(2017)年4月及びR3(2021)年4月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
	認可保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.8点 (令和元(2019)年度)	8.4点以上 (令和7(2025)年度)	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
施策6	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】 (全国学力・学習状況調査)	73% (令和3(2021)年度)	82.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。 H29(2017)全国学力・学習状況調査においては小学校、中学校ともに全国平均(77.4%、71.0%)を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】 (全国学力・学習状況調査)	66% (令和3(2021)年度)	75%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策6	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】 (市学習状況調査)	90.1% (令和2(2020)年度)	94.0%以上 (令和7(2025)年度)	市立校の対象学年全児童の平均値(小学校5年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値)	H29(2017)全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均(81.4%、72.2%)を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29(2017)の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。
	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】 (市学習状況調査)	80.8% (令和2(2020)年度)	82.0%以上 (令和7(2025)年度)	市立校の対象学年全生徒の平均値(中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値)	
	支援の必要な児童※の課題改善率(小学校) (教育委員会事務局調べ) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	90.9% (令和2(2020)年度)	97.0%以上 (令和7(2025)年度)	課題が解消・改善した児童数/全小学校が把握した支援が必要な児童数×100(%)	H29(2017)から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28(2016)の児童支援活動推進校(79校)で達成した課題改善率95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
	児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会事務局調べ)	35.6件 (平成28(2016)～令和2(2020)年の平均)	23件以下 (令和3(2021)～令和7(2025)年の平均)	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計(直近5年間の平均値)	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26(2014)の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目指す。
施策7	里親の登録数 (こども未来局調べ)	173世帯 (令和2(2020)年度)	252世帯以上 (令和7(2025)年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、R7(2025)の目標値を設定する。
	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	39.0% (令和元(2019)年度)	54.0%以上 (令和7(2025)年度)	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
	ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合	73% (令和2(2020)年度)	80%以上 (令和7(2025)年度)	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、効果的な就労支援を実施することにより、過去の就労決定人数の推移を参考に、R7(2025)に80%とする目標値を設定する。

施策	名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策 7	児童養護施設入所児童や里親委託児童等の大学等進学につながった割合	32.0% (令和2(2020)年度)	40.0%以上 (令和7(2025)年度)	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等(高等教育機関)に進学した児童数の割合	大学等への進学により、児童が社会的自立に向けた力を高めていくことに繋がることから、年2%ずつ自らの意思で大学等に進学する児童が増加するよう目標値を設定する。
施策 8	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ)	100% (令和2(2020)年度)	100% (令和7(2025)年度)	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
	だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	73% (令和2(2020)年度)	75%以上 (令和7(2025)年度)	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	H29(2017)からR2(2020)の平均(73%)を基準とし、利用者に寄り添った支援を着実に実施することで、更なる向上を目標に取組を実施する。 ※H29(2017)からR2(2020)の実績値は年度により上下し、差があるため、平均値を基準に、毎年0.5%ずつ上昇させる。
	民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	83.1% (令和2(2020)年度)	98.2%以上 (令和7(2025)年度)	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100(%)	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26)(2014))を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	271人 (令和元(2019)年度)	345人以上 (令和7(2025)年度)	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目指して、第5次ノーマライゼーションプラン策定の際に設定したR1(2019)からR5(2023)への増加数を踏まえ、同様の増加数でR7(2025)目標値を設定する。
施策 9	日中活動系サービスの利用者数(健康福祉局調べ)	6,142人/月 (令和2(2020)年度)	7,254人/月以上 (令和7(2025)年度)	日中活動系サービスの利用実績(各年度の3月実績)	※H30(2018)から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を設定する。

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン (案)

令和4（2022）年2月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電 話 044-200-1134
FAX 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY